

第二百一回 参議院財政金融委員会会議録第十四号

令和二年六月二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十六日

辞任

白 眞勲君

補欠選任

勝部 賢志君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

中西 祐介君

有村 治子君

中西 健治君

藤末 健三君

那谷屋正義君

熊野 正士君

委員

大家 敏志君

櫻井 充君

長峯 誠君

西田 昌司君

林 芳正君

藤川 政人君

宮沢 洋一君

宮島 喜文君

大塚 耕平君

勝部 賢志君

熊谷 裕人君

古賀 之士君

杉 久武君

音喜多 駿君

小池 晃君

大門実紀史君

浜田 聡君

渡辺 喜美君

国務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣(金融)

副大臣

外務副大臣

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣府大臣官房審議官

金融庁総合政策局長

金融庁企画市場局長

金融庁監督局長

財務省大臣官房総括審議官

財務省国際局長

文部科学省科学技術・学術政策局長

文部科学省科学技術・学術政策局長

中小企業庁経営支援部長

国土交通省大臣官房審議官

国土交通省鉄道局長

国土交通省航空局航空ネットワーク部長

参考人

日本銀行理事

麻生 太郎君

鈴木 馨祐君

前山 秀夫君

藤井 敏彦君

奈尾 基弘君

茨木 秀行君

森田 宗男君

中島 淳一君

栗田 照久君

神田 真人君

岡村 健司君

合田 哲雄君

渡邊 政嘉君

金井 昭彦君

寺田 吉道君

平岡 成哲君

内田 眞一君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容及び報告に関する件)

(国家の経済安全保障の重要性に関する件)

(令和二年度第二次補正予算における予備費に関する件)

(民間金融機関による資金繰り支援に関する件)

(暗号資産取引に対する規制に関する件)

(新型コロナウイルス感染症収束後の国債償還及び課税の在り方に関する件)

(経済対策としての債務免除の必要性に関する件)

○金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中西祐介君) ただいまから財政金融委員会を開会をいたします。

委員の異動について御報告をいたします。

昨日までに、白眞勲君が委員を辞任され、その補欠として勝部賢志君が選任をされました。

○委員長(中西祐介君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官藤井敏彦君外十二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中西祐介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西祐介君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に日本銀行理事内田眞一君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中西祐介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西祐介君) 財政及び金融等に関する調査を議題といたします。

まず、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容及び報告に関する件について、政府から説明を聴取いたします。

麻生内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) 平成二十九年十二月八日に、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条に基づき、破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容及び報告書を国会に提出をいたしております。

報告対象期間は、平成二十九年四月一日以降九月三十日までとなっております。

御審議に先立ちまして、その概要を御説明させていただきます。

まず、今回の報告対象期間中に、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分は行われておりません。

なお、平成二十四年九月十日に解散をした日本振興銀行の清算法人である日本振興清算は、平成二十九年五月二日に清算手続を結了いたしております。

ます。

次に、預金保険機構による資金援助のうち、救済金融機関等に対する金融の贈与は、今回の報告対象期間中にはなく、これまでの累計で十九兆三百十九億円となっております。

また、預金保険機構による破綻の金融機関等からの資産の買取りは、今回の報告対象期間中にはなく、これまでの累計で六兆五千九百九十二億円となっております。

なお、預金保険機構の政府保証付借入れ等の残高は、平成二十九年九月三十日現在、各勘定合計で二兆八百七十七億円となっております。

ただいま概要を御説明申し上げましたとおり、破綻金融機関の処理等に関しては、これまでも適時適切に所要の措置を講じるとともに、努めてきたところであります。

金融庁といたしましては、今後とも、各金融機関の健全性に配慮しつつ、金融システムの安定確保に向けて、万全を期してまいる所存であります。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長(中西祐介君) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○有村治子君 自由民主党の有村治子でございます。

本日私がいただいている時間は二十四分で、七問近い質問を考えておりますので、御準備いただきました答弁者の方は是非とも要点のみを簡潔にお答えいただきまして、質疑の往来スムーズになるようにお力を貸していただきたいと思っております。

御準備に感謝を申し上げて、御協力を仰ぎます。

早速本題に入ります。

今まさに世界を震撼させている新型コロナウイルス禍は、社会が抱える諸問題をあぶり出し、構造的な変化を加速させます。その主たる課題の一つが、発生源、感染症の発生源である中国がどの

ような言動をするのか、また、日本や世界が大国中国とどのように向き合うべきなのかという構造的な問題であります。

新型コロナウイルスの感染源の真実を究明するために、オーストラリアが独立した専門家による中国での調査を求めました。時を同じくして、中国はオーストラリア産の食肉大手に対して禁輸措置をとりました。かつて、ノルウェーのノーベル委員会が中国の人権活動家劉曉波氏にノーベル平和賞を授与しました。その後、中国はノルウェー産のサーモンの輸入を止めました。南シナ海をめぐる権益を懸けて中国とフィリピンの対立が深まった際には、中国がフィリピン製のバナナの輸入を禁じました。カナダ当局が中国通信機器大手ファーウェイの副会長を逮捕したとき、この

ファーウェイは御案内のとおり次世代通信規格5Gのメインプレーヤーであります、中国はこのときカナダ産の菜種と食肉の輸入を相次いで止めました。また、今朝の新聞によれば、香港問題で中国はアメリカからの豚肉と大豆の輸入を止めることを検討しているというふうに報じられています。

世界最大の人口規模を持つ中国を向こうに回すと、核や生物兵器あるいは化学兵器ではなく、食料までもが武器となり、国家として大変な交渉力を持つようであります。

先日、三月二十六日の本財金委員会で麻生大臣は、WHOについて、ワールド・ヘルス・オーガニゼーション改めチャイニーズ・ヘルス・オーガニゼーション、CHOと呼んだ方がいいのではという中国寄りのWHOを非難する国際世論の高まりを紹介されました。ちなみに、この動画はユーチューブなどで五十万再生回数を超える、そういう話題になっております。

このときの大臣の御答弁に触発されて、国際機関のトップ人事を調べてみました。配付資料の一を御覧ください。WHOを舞台に露呈した中国の影響力行使は、実は氷山の一角にすぎないことが見えてまいります。

表一が示すとおり、国連には十五の専門機関があります。残念ながら、日本人がトップを務める組織は二〇一五年以降皆無、ゼロの状態が続いています。そして、アメリカを始め各国が十五ある組織の一つの組織のトップを務めている中で、中国だけが複数、四つもの組織トップを占めております。選挙で選ばれる国連専門機関のトップは、特定の国の政治的意図から距離を置いて中立的な公正が求められる一方で、当然ながら、世界組織のトップですから、世界のルールを決めていく組織運営に関し大きな権限と発言力を持ちます、決定権を持ちます。その前には世界中のその専門分野の最先端の的確な情報が必ずトップに上がっていきます。

資料二を御覧ください。中国がトップを占めるITU、資料二の三段目でございます、ITU、国際電気通信連合では、サイバーセキュリティに関する技術アドバイス、また無線の周波数、衛星軌道の管理を担当されています。サイバー攻撃を日常的に仕掛けてくる国として世界中の人々が記憶しているのはどちらの国だったでしょうか。

また、資料が示すように、先進国がこぞって競う次世代通信規格5Gのルール作りをしているのがこのITUでございます。この5Gのメインプレーヤーは中国のファーウェイであります。5GとITUの関係については、資料三に総務省資料として添付しております。

実は、これらの国際組織に加えて中国がトップになることが予想されていた国際組織がありました。資料二の一番下の段です。WIPO、世界知的所有権機関です。この三月に選挙があったとき、大方の予想に反して、選挙ではシンガポールの候補が中国の候補に勝利して、今年十月から就任される予定であります。この選挙結果には、日本のみならず、知的財産をつくり出してきた多くの国々が安堵をされたのではないのでしょうか。

麻生大臣が指摘されたように、中国、香港のマーガレット・チャン氏がWHOの事務局長に初めて就任してからのこの十数年の間で、国際機関

における権益拡大の味をしめた中国が国際機関のトップの人事を急速な勢いで牛耳ってきました。しかし、国連専門機関のおよそ三分の一の組織のトップを一国が、しかも民主国家ではなく共産党一党支配の国が占めることが世界にとって果たして健全なことなのでしょうか。これ以上国連組織が赤く染まることには当然警戒感が出てまいります。

そして、この週末、アメリカがWHOからの撤退を表明しました。まさに、米国不在の間隙を縫って中国が更なる国連への侵食を図る、そういう不安定な構図がまたできつつあります。

そこで、外務省にお伺いします。

この現実を日本政府はどのように認識されますか、今後、日本はどのようなスタンスで国連及び国際社会と向き合われるのでしょうか、鈴木副大臣にお伺いします。

○副大臣(鈴木馨祐君) 有村先生の御指摘のように、広い意味でのセキュリティ、特に経済安保においては、国際機関、これ非常に大きなファクターだろうと思えます。この国際機関、本来であれば専門的そして中立的な役割を求められているわけで、当然それは政治的な役割ということではないんだろうと思えます。そういった意味で、どうその透明性や公平性というものをきちんと確保していくのか、これ極めて大事であります。

そうした観点から、我が国としては、一つには、それぞれの機関の運営にしっかりと関与をして、こうした公正性というものをしっかりと担保をしていく、そういった努力をまずするということが、言及もいたしましたけれども、事務局長のこと、言及もう一つは、先ほど、事務局長のポストというものの向けて、例えば昨日、ODA特委でも言及いただきましたけれども、例えば今年、UPUの事務局長選挙もございます。日本人である目時政彦候補を今擁立を我々はしておりますので、そうしたポストをきちんと確保する、その両面で我々としては取組を進めていきたいと考えております。

○有村治子君 鈴木副大臣、ありがとうございます。

まさに一五年以降、二〇一五年以降、日本のトップはありません。来るUPUの選挙に向けて、しっかりと民主主義、透明性を求めるリーグを固めていただきたいと思います。

従来、安全保障分野というのは、陸海空に代表される伝統的な防衛力を前提としてきました。しかし、今後の国家間の交渉は、むしろこのようなクラシカルな分野だけではなくて、国民生活に直結する経済や技術、公衆衛生などの身近な分野が主戦場になってくるのではと私は思えます。コロナ禍が加速させたアメリカと中国の緊張も、物理的な軍事的緊張というよりは、まさにこの経済安全保障の分野で心理戦、情報戦が熾烈に展開されているという印象を受けます。

この四月に国家安全保障局に経済班が新たに設置されました。国民の生命と財産、国家の独立主権を守るという国の命題を考えると、この経済班の発足は非常にタイムリーで重要な組織編成だと私は認識をしております。

そこで、経済班にお伺いをしていきます。これからの質問は公開情報の範囲でお答えいただいて結構です。

今年一月、米国ハーバード大学化学生物学科長のチャールズ・リーバー教授が起訴されました。自然科学分野でのノーベル賞候補とみなされるような第一級のアメリカの学者や研究者たちが米国政府によって摘発をされ、起訴され、逮捕されています。一体何が起きているのでしょうか。

○政府参考人(藤井敏彦君) お答え申し上げます。

米国司法省のプレスリリースによりますと、ハーバード大学のチャールズ・リーバー教授は、米国の国防総省及び国立衛生研究所から資金支援を受けており、外国の政府や団体からの資金支援を含む外国利益相反について報告することが求められておりました。にもかかわらず、中国の千人計画に参加し、資金支援を受けていたことを隠

し続けたために、虚偽申告で逮捕されたと承知をいたしております。

○有村治子君 今、藤井審議官が御答弁いただきました千人計画、中国がやっている高度の人材招致計画とはどのようなものでしょうか。この計画によって中国にどのような分野の研究者が招聘されているのでしょうか。

○政府参考人(藤井敏彦君) お答え申し上げます。

中国政府のホームページによりますと、千人計画とは、中国共産党中央委員会が二〇〇八年十二月に決定をした海外の人材を招致するためのプログラムであり、その対象者は、海外で博士号を取得しているなどハイレベルなイノベーション企業人材であると、かように承知をしております。

○有村治子君 共産党、中国共産党直結の組織を十年以上重ねてこられて、世界のトップレベルの自然科学を始めとする研究者を招聘をしています。中国がノーベル賞受賞者を含む世界トップレベルの頭脳を国内に招くために二〇〇八年に始めた政策、米国のみならず日本もターゲットにしており、また日本人のこの千人計画への参加も報道でなされています。

この千人計画の実態を明らかにするために、アメリカ議会が詳細な報告書をまとめています。例えば、米国エネルギー省、これは原子力政策や核安全保障を所管するエネルギーの所管でございますが、この米国エネルギー省は関係者に中国の千人計画への参加を明確に禁じています。

なぜ、アメリカ議会や行政府、FBIという情報機関、連邦捜査局までもがこれほどまでに中国の千人計画を警戒しているのでしょうか。

○政府参考人(藤井敏彦君) お答え申し上げます。

○有村治子君 私の質問も全て公開情報で行っておりますけれども、中国共産党によるこの千人計画は、これに参加していることを口外してはならないというのが参加受託の条件になっています。そして、米国や日本などの研究環境をそのまま中国で具現化するというのも約束になっています。

報道によれば、生活費と研究費を支給する。例えば、全国紙の報道でございしますが、世界のトップレベルの研究者には、月五万ドル、一月約五百四十万円の月給プラス年間生活費千五百万円。毎月毎月五百四十万プラス生活費年間千五百万。そして、妻子の面倒も見ます、全て非課税です、妻子の仕事も面倒を見ます、子女の教育もやります、そして生涯にわたるビザを発給しますという破格、桁違いな待遇で研究者を、世界トップクラスの研究者を集めています。

桁違いの報酬や待遇をしてまでも中国共産党が執念深く十年以上研究者を集める意図は何なのか、どこにうまみがあるのか考えねばなりません。そこで、中国共産党が、民間のユースだけではなくて、軍事転用、デュアルユースを前提としていることも私たちは忘れてはならないということだと理解をいたしております。

そこで、日本の状況を聞きます。

文部科学省は、中国政府の国家目標と直結するこの最先端機微技術の研究開発、集積の動きを安全保障の観点からどのように認識されているのでしょうか。具体的にまず伺いますが、外国政府と関係の深い外国資本や研究機関から、日本の大学や研究機関に対する一定金額以上の寄附、数千万以上の寄附や研究者に対する特別便宜の動向を文部科学省は把握されていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(谷田哲雄君) お答え申し上げます。

日本の大学の研究機関への外国企業からの寄附や研究費につきましては、各大学や研究機関において管理されておりますけれども、政府への報告義務はございません。したがって、個別具体には把握をいたしてございません。

○有村治子君 日本からどのような分野のどのような学者がこの千人計画に参加しているのか、どの大学に外資等からの多額の寄附や特別便宜がなされているのか、政府としては全く把握しておられないという答弁でございました。安全保障の観点から甚だお寒い感覚でございしますが、この点もある意味では無理かたぬことかもしれません。

最近、千人計画の動向が把握しにくくなっていますね。なぜですか。

○政府参考人(藤井敏彦君) お答え申し上げます。

米国の上院議員報告書によりますと、先ほど先生も御指摘のとおり、まず参加が秘匿をされるということがございます。加えて、中国が米国の調査に対応いたしまして、人材獲得計画に係るネット上の掲載の削除や調査を逃れる策を中国関係機関に伝授している旨、上院の報告書に報告されている、かように理解をしております。

○有村治子君 マスクのせいか、ちよっとお声が聞きにくいところがあるんですけども、この千人計画の成果を必ず国の発展に供用しなきゃいけない、供出しなきゃいけないという法律が中国にはございます。

ですから、自由な研究意思でも、この千人計画に参画した時点で、そのトップレベルの世界の最先端の機微技術も中国に、一見企業に見えても、それが国家直結というところに吸い取られるような構図があります。それゆえにアメリカが警戒をして、かつては日本人のどういう方が千人計画に参加しているか、誇りを持って掲示されていたホームページの情報も全て消されています。そして、現在では、この千人計画という言葉自体が警戒をされるのでこの言葉を使うなというようなお触れが出たというような情報も出ています。

アメリカの動向を恐れて千人計画という名称そのものも使わないようにと、まさに米中が非常に神経戦を展開している中で、日本学術会議では、

安全保障分野、軍事転用が可能な分野の先端技術を自己規制し、忌避されている。その一方で、日本の技術や教育資源によって培われた最先端技術を持つ研究者が研究技術を軍事転用することを是認し、既に奨励をしている他国の国家戦略の中核に担がれ、結果として、日本の安全を脅かしたり、日本企業の競争力、先端技術の開発力、防衛力が不当にそがれるようなことがあったとしたら、これは国民の命と健康と財産を守る日本の力が一気に落ちることを意味します。

自由な学術研究の環境、世界レベルの研究意欲をかき立てる日本の大学の魅力、日本の経済安全保障の確立というバランスの中で最適解を見付ける努力を引き続き日本はやっていかねばなりません。

文部科学省におかれては、真つ当な研究意欲を持つ最先端の技術者の善意の研究が、結果として日本に牙をむける、国民の健康や安全を脅かす事態をつくる抜け穴にならないように是非とも御留意をいただきたいと思います。

最後の質問になります。

四月末に行われたG7財務大臣・中央銀行総裁によるテレビ会議、なされました。報道によれば、コロナ禍によって株価が低迷し、体力を落とした枢要自国企業が外国資本によって買収される懸念が共有され、その対応策がG7の財務大臣会議で協議されたと報道されています。

外為法によって外国資本による国内投資を所管される財務大臣として、今日の質疑の展開を聞いていただいて、経済安全保障の重要性についての御所見をお聞かせくださいませ。

○国務大臣(麻生太郎君) いろいろ有村先生のお話を聞いた中で、これまで何回かありますけど、今日はさえていましたな。率直そう思いましたよ。物すごく、参議院の政審会長をやられるとこんなに成長するのかもしれない、成長されなかった政審会長もいっぱいいますので、比較すると特にそういう感じしますけれども。

率直申し上げて、この財務大臣会合におきまし

ても、直接海外からの外資によって日本の株というものの取得に關しましてはある程度制限をするということ、何%以上という、まあ細目聞いているだけなら時間もあれでしょうから、聞いていただければ分かると思いますけれども。私どもとしては、きちんとした対応をしないと少なくとも国の安全保障を損なうおそれがあるというので、マスクの話に限りませんが、薬の話にしても医療器具の話にしても、我々はこれまでそういったようなことはないということで、コストという面だけを考えて、人件費が何とかがというので、どんなことができる核の部分をやっておりますが、例えば抗生物質も、今アメリカの場合ですらほとんど九

九%中国製じゃないですかね、抗生物質は。マスクは一〇〇%だと思えますけど、もう本当、抗生物質もそんなことになっていくので、アメリカは一齐にこれ変えてきますけれども、日本の場合も、そういったものに対応するために、我々としては外為法を変えてルールを厳しくすることにいたしておりますが、外為法に皆、国会議員の方は期待しております方は多いですけど、外為法というのは外国との交渉ですので、日本に既にある海外の子会社がある分には対応できないんですよ。だから、その分だけにしましては、しかるべきルールを、例えば土地を買うとか水を買うとかいう話は間違いなく外為法では取り締まれませんから、そういった点につきましても、少なくとも他の分野でこの対応するような方法を考えておかないと、何だこの話だと、後になって、知らなかったみたいなのを平気で言うような人がいっぱいありますけれども、現実問題として今そういうことが起きつつあることは確かだと、そういう自覚を持ってやらねばならぬところだと思っております。

この外為法は、正式にこの五月に改正をされ、六月の八日から施行されるということになって、七日か、七日から施行されるということになっておりますので、いわゆる国民の医療に、医薬品とかそういったものに関する業関係の会社等々に関

しまして事前審査対象に追加するということがいたしておりますので、いろいろ事業所管庁、今、文部省、指摘があつておりましたけど、その他の所管庁いろいろありますので、こういった問題に対して対応していかないと、コロナ後という世界は全然別の世界が起きてきているという自覚を持ってやっていただかにかいかなところだと思っております。

○有村治子君 アビガンの原材料も、全て日本ではありません。そういう意味で、新潟県の糸魚川の生産拠点が唯一の望みであつたりもいたします。

また、アメリカの抗生物質はほぼ全てが中国に依拠しているので、中国はアメリカの対応を改めなければこの薬を出さないぞという脅迫まがいのことを平気でやってしまふ、言つてしまふ、そういう国家と私たちは付き合つていかねばならないんだと認識を新たにいたします。

圧倒的な資金と桁違いの生産能力、群を抜く市場規模と軍事や経済優位のための先端機微技術さえ押さえれば世界の秩序や国際世論もほしいままにできるかと中国に思わせてはならないんです。ここが自由と民主主義体制を牽引する国々、とりわけ我が国の踏ん張りどころだと思つています。

私は、日中が隣国として共に課題解決するため政府間の継続的な対話や連携は隣国としてとても大事なことでありますが、このコロナ禍においても沖縄県の尖閣諸島沖で領海侵入を繰り返している日本の漁業者を追尾し威嚇する暴挙に出ている中国のどこが国際協調なのか、日中友好なのか、正直なところ、理解に苦しみます。

先日、自民党の中山外交部長が官邸に申入れをされたのとおり、このような状況にあつては、改善が見られない限り、国賓、すなわち天皇陛下と善が扱われる日本国としての最高の賓客として習近平主席を歓迎する機運なんてとてもやないという主権者の声、国民の声が少なくありません。大国中国としての誠実な対応なかりせば国賓待遇は慎重にも慎重に再検討すべきだとの意思を

明確に議事録に残して、私、有村治子の質問を終わります。

ありがとうございました。

○古賀之士君 立憲・国民・新緑風会・社民合同会派、国民民主党の古賀之士でございます。選挙区は福岡県でございます。よろしくお願いいたします。

私からも、まず、米中関係について個別の要件を麻生大臣にお伺いをいたします。

御存じのように、中国による香港国家安全法の制定につきまして、アメリカは制裁の意向を示しておりますし、また、先ほどお話がありましたとおり、中国もまた制裁関税も検討しております。その制裁関税の適用や、それからちよつと具体的な話になりますが、国際銀行間通信協会の利用停止が検討されております。こうなりますと、送金など日本にも多大な影響を及ぼしかねないと思いますが、麻生大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(麻生太郎君) 少なくともアメリカの大統領が、今回のこの香港国家安全法ですか、これは、というのの制定について、それを一国二制度等々、いろんな国際条約等々違反とかいろんな言い方があるんでしょうけれども、とにかく、香港に対してアメリカが使つておりましたいろいろな優遇税制というのは、示していたこと、これは全部やめるというような話をしていくことについて、これは、少なくともアメリカの政策の話に關してちよつとコメントすることは差し控えたいと思ひますが、このSWIFT、SWIFTというのは国際銀行間通信協定ですか、協会でしたかな、このSWIFTの話を取りやめるということ

は、これは結構影響はでかいですよ、どんどん送金が止まりますから。これは、香港経由でいろいろ仕事をしておられた方々はこれで間違いなく金融の利用が止まるということを意味しますので、こういったようなことは極めて事が進み始めるとえらいことになるというのが率直な実感です。

○古賀之士君 その影響も、恐らく想像が付かない状況の金額が日頃から動いているケースもあり

ますので、これから注視していく必要があるに
なると思っています。

また、先日、大臣と同じ地元の福岡のある企業
経営者、韓国に出資といいますが進出をしている
企業関係者からお話を伺いましたところ、福岡と
韓国というのは実は東京よりも近い距離にあるん
ですけれども、郵便物が非常に、肌感覚ですが、
二倍、三倍の時間が掛かっている。その際に、韓
国もやはり新型コロナウイルスで甚大な影響を受
けています。その際に、韓国の銀行から融資を、
出資している企業が受けるケースがあるというこ
とで、その際には、その韓国の出資企業には、代
表を務めている福岡の方に対しても現物がサイ
ン、署名のそういうリクエストの郵便物が届くこ
とになっているんですが、相当遅れて冷や冷やし
たと。簡単に判ごうのこののですとか署名が
どうのこうのと言いますが、なかなか国際間では
そういう郵便物の若干の遅れも企業にとっては命
取りにならねないという状況でございます。ま
してや、ネットでの送金がこれから滞るというよ
うなおそれがあるというのは重大なやはり危機を
迎えていると思っておりますので、引き続き監督
をよろしくお願いをいたします。

なお、今日は、質問の関係で、郵便に關係する
国交省、それから経済産業省の参考人の方も来て
いらつしやっていますので、是非、その郵便物の
遅れやそれから送金が滞るおそれのある県、これ
もしつかりと連携を図つてやっていたきたいと
思っております。どうぞよろしくお願いをいたし
ます。

さて、その新型コロナウイルス感染症について
国交省の参考人にお話を伺います。

外出の自粛などの影響によりまして鉄道事業者
にも甚大な影響があります。固定資産税や都市計
画税、これを減免措置を講ずるお考えというの
はないのでしょうか。また、新幹線の貸付料、こ
ういったものに関して何か今回の特例の措置を設
けるお考えというのではないのでしょうか。

○政府参考人(寺田吉道君) お答えを申し上げま

す。

鉄道につきましては、新型コロナウイルスの感
染拡大の影響によりましてその利用者が大幅に減
少しております、各鉄道事業者において経営に
大きな影響が生じていると受け止めております。

例えば、委員御地元のJR九州の令和元年度の
決算の状況について申し上げますと、連結の営業
利益が四百九十四億円となっております、対前
年度比で百四十四億円の大幅な減少となっております。
減益となるなどの影響が出ております。

このため、鉄道事業者に対する様々な支援策を
講じているところでございます。国の支援とい
しましては、日本政策金融公庫の特別貸付け等の
資金繰り支援、あるいは雇用調整助成金、ある
いは国税等の納付の猶予など、また地域公共交
通における感染症防止対策の支援もございま
す。また、地方を通じたものとしたしまして、臨時交付
金による支援でありますとか、地方税の納付の猶
予、あるいは中小事業者に対する固定資産税の減
免等の措置がございます。

国土交通省といたしましては、鉄道事業者の状
況をきめ細やかに把握をし、こうした支援策の活
用について情報提供を行うなど、協力や支援に努
めてございます。また、固定資産税の減免につ
きましては、従前から、JRを含む鉄道事業者に
対し、鉄道用地などについて固定資産税等の各種
の減免措置が以前から講じられてございます。

委員から、ただいま固定資産税等の更なる減免
措置について御指摘ございましたけれども、国土
交通省といたしましては、引き続き、鉄道事業者
が新しい日常という環境変化に適切にかつ持続的
に対応しながら求められる役割を果たせるよう、
必要な支援等について、事業者等の要望も伺い
ながら、政府全体の方針も踏まえた上で適切に
対応してまいりたいと考えてございます。

なお、貸付料について御指摘ございましたけ
ども、貸付料は三十年間定額という仕組みで納付
を受けているものでございますので、こうした文

脈とはちよつと、やや異なるものというふうに考
えてございます。

○古賀之士君 地元の数字まで言っていた
て、ありがとうございます。

確かに、JR九州に関しては、大幅に減益に
なった上で四百億円台ということですが、実は、
JR九州の固定資産税というのは年間これ百億
円、そのほとんどが福岡県です。そういったこと
も考えると、当然、地方税なんですけれども、こ
れ国がしっかりとこの辺も連携を図って、繰延べ
という形になりますとやっぱり結果的には払わな
きゃいけないということにもなりますので、減免
を是非講じていただけるように前向きな検討をお
願ひいたします。

また、貸付料の話はちよつと話が違ふとい
うことでしたけれども、上場する際にJR九州がそ
ういう三十年分を一気に支払ったという経緯がある
わけです。ですので、そういう部分も含めて、三
十年分を先払いしているからこそ、その分を、若
干経営が、若干どころじゃないです、相当経営を
今の段階では圧迫しているという現実もあるわけ
でございますので、是非、その先払いしている分
も含めて、しっかりとその辺、前向きにお考えを
いただけると有り難いと思ひます。また、引き続
きその辺はまた意見交換させていただければ有り
難いです。

では、資料の一を御覧ください。第二次補正予
算の広域公共交通における感染拡大防止対策にお
けます、地域公共交通と書いてありますが、この
地域公共交通とは一体どのようなものなものでし
ょうか。国交省の参考人、引き続き伺います。

○政府参考人(金井昭彦君) お答えいたします。
地域公共交通につきましては、外出自粛等によ
る輸送需要の大幅減少によりまして厳しい経営環
境に置かれておりますけれども、こうした中に
あっても、利用者や従事者の感染拡大防止を徹底
した上で、地域の生活や経済活動を支えるために
機能を確保することが求められているところでござ
います。

このため、今般の令和二年度第二次補正予算案
におきまして、経営基盤の脆弱な地域鉄道、そし
て地域の日常生活の足を担う地域バス、そして離
島等への足を担う生活航路及び生活航空路、これ
らの各地域公共交通事業者を対象に、十分な感染
拡大防止対策の下での運行を確保していくことが
できますように必要な支援策を盛り込んだところ
でございます。

○古賀之士君 あえて伺いますが、JR各社、そ
れから九州でありましたら西鉄、こういった大手
が含まれていないということの確認、あるいはタ
クシーの業者さん、これが含まれていない、ま
た、それ理由がありましたら是非御提示願ひま
す。

○政府参考人(寺田吉道君) ただいまの制度につ
きましては、いわゆる地域鉄道を念頭に置いてご
ざいまして、JRでありますとか大手民鉄、これ
は念頭に置いたものではないというふうに理解し
ております。

○政府参考人(金井昭彦君) お答えします。

タクシーについての御質問がございました。タ
クシーにつきましては、国民生活、国民経済の安
定に不可欠な交通機関ということでありま
すので、このため、密閉されたタクシー車内にお
ける運転者、乗客、相互の感染防止対策が必要で
ありますので、防菌シートや感染防止仕切り板等
の導入に取り組んでいる事業者への支援につ
きまして、第一次補正予算に盛り込み、実施を進
めております。

一方、今回の第二次補正予算案における感
染対策につきましては、駅、ターミナル、バス、
鉄道車両、船舶、航空機等、不特定多数の旅客
の集まる状況における密度の確保及び衛生対策
を目的としているため、乗り合いタクシーを除
きまして、タクシーについては対象となっており
ません。

なお、タクシーにつきましては、定時定路線
のバスと異なりまして需要の減少に応じた休業
が可能となっております、そうした休業が円滑に行

えるような臨時休車の特例を設けるとともに、あと、雇用調整助成金の積極的な活用を働きかけているところでございます。

○古賀之士君 確認をいただきまして、ありがとうございます。

では、次は航空各社についてお尋ねをいたします。引き続き国交省に伺います。

世界各国の航空会社は大変厳しい状況です。それこそウォーレン・バフェットも、それこそ普通だった安く買った株を買って大きく育ててというのに、各航空会社の株を売却して話題にもなりませんでした。また、タイ国際航空、それからドイツのルフトハンザ、こういったところも政府の支援を受けざるを得ないという状況になっております。日本の現状はどうなっているのでしょうか。また、具体的に、航空機燃料税、空港使用料、こういった減免措置、あるいは駐機料なども含まれていたいわゆる公租公課、こういったものに対してはお考えありましたらお願いします。お尋ねします。

○政府参考人(平岡成哲君) お答えいたします。

現在、各航空会社におきましては、便数、旅客数共に大幅に減少しております。二月から五月に限りましては業界全体で五千億円の減収を見込むなど、経営状況が急速に悪化し、足下では特に資金繰り対策が喫緊の課題となっているところでございます。

このため、さきの緊急経済対策に基づきまして、航空会社に対する着陸料や航空機燃料税等の支払猶予、それから日本政策投資銀行の危機対応融資等の活用により支援をするということとしておりまして、航空業界におきましては、これらにより当面の資金繰りは可能となるものと見込んでいるところでございます。

新型コロナウイルス感染症の終息につきましては、現時点では見通せない状況でございます。これが長期化する場合には経営状況が更に悪化することも予想されますので、各航空会社から状況をしっかりと聞きしながら、適時適切に対応して

まいりたいというふうに考えております。

○古賀之士君 旅館、ホテル、飲食と同時に、公共交通機関、陸、空、そして海、大変厳しい状況です。

猶予というお言葉が今もありましたけれども、この猶予ということは、結果的にはお返ししなければならぬということですので、状況を踏まえながらしっかりと対策を、猶予でなく減免という思い切った対策も是非講じていただければと思います。

何よりも、各公共交通機関が担っているのは、日本のこの誇れるべき定時運行と、そして高い安全性だと思えます。そういったその質の低下も招かないためにも、是非政府側の各省庁さんのリーダーシップを期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、持続化給付金についてお尋ね申し上げます。経産省の参考人にお尋ねいたします。まず、雑所得等の認定における必要書類について、これ大変面倒くさいとかあるいは時間が掛かるとかいような声が届いております。

二十五日の決算委員会で、フリーランスの方に對する所得区分の見直しについて梶山大臣に質問をいたしました。そうしましたら、御答弁は、今後具体的な制度の詳細設計や必要とするシステム等の構築を進めて、六月中旬をめどに申請受付を開始できるよう努力してまいりたいと、前向きな答弁をいただいております。

真摯な検討には本当に感謝申し上げますが、申請に必要となる書類を事前に準備するのにやはり時間が掛かる、あるいは対象となる方々の最終の決定前にも概要が少しでも明らかになっておくと、あつ、自分は対象になるんだとか、あるいは、あつ、必要な準備をしておかなければ、備えなければいけないというようなことができれば、制度設計はどのような状況で進んでいくのか、是非お答えをいただきたいと思えますし、また、事前に告知ができる状況にあるのかどうか、それも併せて、分かる範囲でお答えいただければ

と思います。

○政府参考人(渡邊政嘉君) お答えいたします。

雑所得や給与所得の収入が確定申告におきまして主たる収入として計上され、前年同月比で五〇%以上減じており、例えば、業務の発注元が発行した源泉徴収票や支払調書などの収入や事業の実態を確認できる定型的な書類がある場合には、通常の二週間という標準的な審査期間に比べれば多少時間を要することになると思えますけれども、持続化給付金の対象とすることによりいたしております。

他方、こうした雑所得や給与所得の収入の中には、事業性のないものも含めて様々な種類の収入が計上されてございます。そうした中、事業の実態をしつかりと把握することができる制度設計も必要でございます。

申請に当たりまして用意いただきます必要最低限の書類につきましては、フリーランスの方の業務形態が多様多様である中、迅速かつ簡易に給付対象かどうかを判断するためにどのような書類が必要か、現在、最終的な詰めを行っているところでございます。

いずれにいたしましても、速やかに準備を進め、具体的な要件や申請時に必要な資料の詳細につきましましては、またより次第でできるだけ速やかに公表させていただきます。

○古賀之士君 事前の告知も含めて、是非お願いをいたします。

さて、続きましては、罹災特例の期間の延長についてお尋ねをいたします。

資料の二を御覧ください。災害の影響を受けて昨年の収入が下がっている事業者に対してましては、比較の対象を罹災した前年度にすることができ、罹災特例が設けられております。この特例を使うには罹災証明が必要となりますが、二〇一八年度又は二〇一九年度に限られております。したがって、一年違いの例えば二〇一七年の九州北部豪雨の影響を受けた事業者などは対象となりません。その前の熊本の大地震も同様です。なぜ二〇

一八年度と二〇一九年度に限られているのか、対象の期間を遡るお考えはないのか、経産省に伺います。

○政府参考人(渡邊政嘉君) お答えいたします。

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けて経営状況が大幅に悪化している事業者に対して、使途の制限のない、過去に例のない現金給付を行うものでございます。このため、委員から御指摘がございましたように、前年、すなわち二〇一九年度の前月比で売上げが五〇%減少した事業者を対象としておりますけれども、例えば、二〇一九年度の一連の台風や二〇一八年度夏の西日本豪雨で被災した事業者の中には、二〇一九年度の売上げがそれ以前の災害の影響により十分回復していない場合もございます。こうした事業者につきましては、特例の一つとして、罹災前の時期である二〇一八年又は二〇一七年の確定申告書も証拠書類として取り扱うことができるとしております。

なお、罹災特例の対象期間を更に遡って拡大するということについては、二〇一九年度の売上高に直接影響を及ぼしているかどうかの判別が困難でありますことから、考えてはございません。

○古賀之士君 是非考えていただきたいんです。

というのは、そのなかなか難しいというお話も少しは理解はできるんですけども、例えば、その三年前の被災をした後にようやく売上げが戻ってきた、その戻ってきた後によりよく売上げが戻っていない状況の中で災害に対する例えば様々な備えを、例えば建設費用や、それから様々な工場等とかあるいは施設に充ててきたところにこの新型コロナウイルスがあつた。ですから、日本全国どこでも、ようやくこの三、四年を掛けて、災害に見舞われた方々がやっとこれから本腰入れられるので設備投資を去年やった、そして売上げも伸びてきた、でも決して高くないという企業は山のようにあります。

その中で、罹災証明は三年前以降じゃ駄目よと

いう話になりますと、せっかく今まで我慢に我慢を重ねてやってきたことを、更に今回のコロナで泣きつ面に蜂状態になるというのも理解していただきたいんです。

普通に考えて、体力のあるところであれば、被災されたその年に素早く手を打って、そして売上げもある程度元に戻復をして、そして今回のコロナで売上げが五〇％以下になったということとつじつまが合うんですけれども、元々厳しい状況の中でやっとなんと設備投資を行って売上げがやっとなんと戻ってきたそのときに、その年の前年と今年で五〇％以下の、売上げが落ちていないと駄目だよというの、元々分母が低いわけですから、その分母が低い中でもう一度その五〇％のハードルというのがそこにもまた大きな問題として寄りかかってくるわけですね。ですから、例えば、せめて罹災証明が、更に広げることができないのであれば、例えばその被災した状況の中の売上げの五〇％のハードルを、もう少し被災した方たちに対してはそのハードルを少し和らげるとか、そういう特例措置が更に必要になってくるのではないかな。

これから、いよいよ日本も災害の季節、雨季、梅雨の季節を迎えます、台風も季節も迎えます。そういう中で、是非、全国各地それぞれの委員の御地元でも恐らくそういう声は上がってきていると思います。去年、おとしじゃない、その三年前だった、あるいは熊本だったら四年前、五年前だった、そういうところの皆さんの皆さんたちは是非救っていただけるよう再度御検討いただきますようお願いを申し上げます。

さて、次の質問をさせていただきます。
資料の三を御覧ください。法人税法でのお話ですが、人格のない社団でも法人税法では課税の適用となるはずなんです、持統化給付金の対象とこれはなっていますでしょうか、なる場合は何らかの制限があるのでしょうか。よろしくお願ひします。

○政府参考人(渡邊政嘉君) お答えいたします。

持統化給付金は、先ほど来御説明申し上げていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧とすることを目標として現金を給付するものでございます。

委員御指摘の人格のない社団等とは、法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものとさせていただきます。これには、例えば町内会ですとかサークル活動、同窓会なども含まれるものでございます。

他方で、外形上人格のない社団等といわゆる任意団体との線引きは難しいところでもございまして、これらの法人でない団体の財産の取扱いは必ずしも一様ではなく、実態として個々の構成員に帰属するものもあり得ます。この場合、給付した現金が必ずしも本給付金の目的である事業の継続のために使用されないおそれがあるものと考えております。また、人格のない社団等は公的な許可等の手続を経ることなく組織され、法人格も有さないことから、その事業の継続が必ずしも担保されないおそれがあるとも考えてございます。このため、人格のない社団等は本給付金の対象外としてでございます。

なお、人格のない社団等の構成員たる事業者等が個別に本給付金の要件を満たす場合には、構成員それぞれが個別に申請を行うことは可能でございます。

○古賀之士君 個別にその申請が可能だということと是非広く周知していただけるようお願いいたします。

次に御尋ねをいたしますのは、第二次補正予算で創設をされる予定になっております農林漁業者の経営継続補助金、これは持統化給付金と併用して受給が可能でしょうか。

○政府参考人(渡邊政嘉君) お答えいたします。持統化給付金につきましては、経営継続補助金の受給の有無で区別することなく、持統化給付金の方の要件を満たす場合には給付を行う方針でございます。

○古賀之士君 ありがとうございます。是非、持統化給付金と今回の農林漁業者の経営継続補助金、併用できるということで、確認をいただきました。ほっと胸をなで下ろされる方もいらっしゃると思います。

さて、続きましては、通告の五番をちょっと時間の関係で飛ばさせていただいて、三番目の項目です。

第二次補正予算について麻生財務大臣にお尋ねをいたします。十兆円の予備費についてでございます。

憲法第八十七条の「予見し難い予算の不足に充てるため」との関係で、この十兆円の予備費というのは妥当とお考えでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今回のこの新型コロナウイルス感染症対策ということについては、これ今収まりつつあるということになっていきますけれども、最終的なワクチンとか薬というのはまだでき上がってないということになっておりませんから、そういう状況では、これは当然のこととして、また起きるという可能性を考えておかないかぬというのは当然なんだとお考えしております。

したがって、韓国とかドイツとか皆えらい騒ぎになっていきますし、日本でも、そうですね、北海道とか、古賀さんのところは違うけど、北九州とか、そういうところは別の形でいろんな形になっておる。まだ分からぬわけですね。そういう意味では、いわゆる第二波とかぶり返しかいような表現使っていますけれども、これはちよつと時間が掛かることを考えておかないかぬのだと思うんですね、長期戦という。

したがって、これは長期戦というんで、マスクを、今年の冬に備えてマスクをとかいようなものを、これ今、日本で作っておらぬわけですから、これみんな安いからって海外に作らせた結果、海外に買い占められてこつちはないという騒ぎになりまして、日本で今シャープとかエリエールとかいふところがあるわつと今作り始めていただいておりますけれども、そういう段階で

ちよつと臨機応変にやらないかぬのですけれども。

第二次補正予算やるにしても、総理の発案があつてスタートするまでに、四月の三十日ですの、約一月少々掛かったというのが経緯でもありますので、私どもは、この予備費というのは、予見し難いという、この憲法上八十七条に、御指摘でありますように、予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて設けることができるのとされておりますので、この令和二年の第二次補正予算というのの一部でこれ国会で御審議をいただくことになるんだと思いますが。

予算を迅速にやっておくというためには、国会を開会して臨時国会を開いて、そして天皇陛下の御臨席をいただいて開会式やって、それから何やってと物すごい時間がかかる形になりますので、予備費というのを持っておかない迅速に対応ができぬということでありまして、終わった後、これ、どのみち事後の審査というのが決算でまたやることになりましたので、そういう意味では、予備費を積んでおいて万全を期す、迅速性を期すというのを考えて、こういった案を御審議いただければと思っております。

○古賀之士君 大臣の御所見は理解できるところもございまして。と同時に、予備費については、まさに十兆円という規模の大きさ、これはもうこれまでも全く例がない状況でございます。御存じのとおりです。そして、財政民主主義の観点から、果たして予備費のこの高額の状況はどうなのかという声があるのもまた確かでございます。

例えば、いみじくも麻生内閣のときに、資料の四を、こちら御覧いただきたいんですが、経済緊急対応予備費として、この当時一兆円を予備費として計上して、これに対して、やはり財政民主主義上問題があるのではないかとという指摘がございました。

それに対して、平成二十一年三月十日の予算委員会の議事録によりますと、与謝野財務大臣が、一兆円は確かに大きい数字ではございますが、一

兆円にすぎましては予算総則において使用できる項をできるだけ限定をいたしまして具体的な使途をも書いた、あるいは、使いますときに内閣の責任でこういう範囲内で使わせていただきますと答弁しています。実際、次の資料の五、これは平成の二十一年度の予算書です。平成二十一年度の予算書の予算総則を見ると、使用できる項が限定して結構細かく書かれております。省庁それからその目途、文字どおり項目の項ですね、使い道。

この点、資料の六、更に見ていただきたいんですが、これは今年度の、先日の第一次補正予算の予算総則を見ますと、項の限定列举がなくなっています。新型コロナウイルス感染症対策予備費は、新型コロナウイルス感染症に係る感染症拡大防止策に要する経費その他の同感染症に係る緊急対応を要する経費以外に使用しないと、当たり前のこととしか書いてありません。第二次補正予算の予算書も、これからでございますけれども、同じようになるんじゃないだろうかということが推察できます。予算書で項を限定していた麻生内閣の当時のよりも、これ予算編成自体が相当、言葉はきついですけど、劣化しているとかアバウト過ぎるものではないかというふうにも声として聞こえてくるわけですね。

当時の総理大臣、内閣総理大臣でもいらつしやる麻生大臣、現職のもちろん財務大臣でもいらつしやいます。こういった十一年前の予算のように、きちんとせめて項で明示していくというのが、立法府に対する行政府の責任ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今おっしゃっていることに關しまして別に反論するつもりもありませんが、あのときとは全然これ事情が違いますから。あのときは極めて限られた、ファイナンスという、銀行、金融等々が、おたくの辺りでも危ない銀行が出たわけですね、福岡でも。事実、そういった銀行が吸収されたりしましたから。そういったような状況で極めて限定されていたかと思ひますが、今回は、古賀先生、全然違いますよ、こ

れはもう。金融はむしろ安定しているような感じがあつて、これからどう出てくるか分かりませんよ、事業がおかしくなつてくりや、それ銀行に影響してきますから。だから、今の段階でおかしいわけではありませんから、はつきりしておりません。

したがって、私どもとしては、今回の予備費について何に使用するかというのはコロナ対策ということにしておるわけですが、予見し難い予算の不足というものに充てるための措置ですから、似たようなことは熊本大震災のときも、あの予備費もそうだったと思いますし、それから東日本大震災のときも同じようなやり方をしていると、たしかそれはそちらの内閣でなさったんですから、あのときは。

だから、そういったときに、熊本大震災のときは違いましたけれども、そういったようなやり方をしておりますので、私どもでは今回具体的な項というものを指定しているわけはありませんけれども、いずれにしても予見し難いという予算の不足に充てるため、国会の議決において設けるということでできているとされておりますので、今回の二次補正の一部として国会で御審議をいただければと思いますので、あのコロナというのは、ちょっと正直、世界中でこれだけ同時にせいいのでんと不況になったなという例は過去に一回もありませんので、そういった意味でありとあらゆることを考えておかないかぬなというのが我々の考え方であります。

○古賀之土君 その辺は麻生大臣とも共有できる
ところはあると思うんです。というのは、やはり
国民の皆さんにとっては、やはり予備費というの
は一体何のために使うための予備費なのか、これ
が正直よく分かっている。確かに、予見ができ
ないから分からない、そういう考え方ももちろん
あります。

ただ、その一方で、やはり財務省さんのお仕事は、やっぱり項を立てて各省庁別に予算立てをして、そしてその使い道をきちんと明示をしてそれ

をチェクすると、特に参議院の場合は決算委員会などもありますので。そういうことをやることに極めて難しい状況になってきているということも、これ現実的にあり得るんですね。だからこそ、白紙委任じゃないだろうかと、それ全部内閣で決めてしまえば、国会の承認をもう得られなくてももう行ってしまうんじゃないかという声さえ聞こえてくるわけです。

です。是非、そういうチェックをしていく機会を、あるいは与野党一緒にその辺をしつかりと審議できる機会も含めてお与えいただけると有り難いですし、また、予備費の十兆円、このコロナに関しては確かに特別があります。特別ではありますが、これから先の状況が誰にも分かりません。誰にも分かりませんから、でも予備費だけ取っておきましょうという考え方であるならば、本予算のときに、あのときは、当面、今年度の予算の予備費で対応していくとおっしゃっていたわけです。ある意味では、それ方針転換です、大きな。今年度もやった、そして今年度の予備費ももうどんどん使って、ただ今度の二次補正に関しては十兆円をしつかりと確保したということになると、それなりのやはり国民への納得する説明が必要になってくるかと思えます。

特に、私どもは本予算のときに、できる限りコロナ対策に必要な予算をしっかりと講じていただきたいということを再三再四申し上げていた経緯もございますので、それを当時は、本予算の中の予備費で、たしか七百億円ぐらいでしたつけ、当時は、の予備費でまずはやるんだということでした。

それがもう二桁も違うような状況に今なっているわけですし、真水でも、二次補正、三十兆円とも言われております。そういった部分でのこれから対応をしっかりとやっていかせていただきたいとこれからも思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、時間がなくなってまいりましたので、ちよつと優先順位を少し変えさせていただいて、

最近の中で、資料の七を、じゃ、御覧いただきま
す。

アメリカのFRB、支援企業に配当や自社株買いを制限しております。また、イギリスの財務省やドイツ政府も同様の動きがございます。

この点、特に政策投資銀行や政策金融公庫から資本性資金の供給を受けた企業については、資本の不足を表面的に解消する効果が見込まれますが、配当や自社株買いはこれと相反する動きとも捉えることができます。こういった配当や自社株買いを、支援する企業に対して禁止すべきだという声も、意見もございいますが、財務大臣の御所見を伺います。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、今御指摘になりましたように、海外というか、いろいろありますけれども、公的支援に伴って、役員報酬、まあむちゃくちゃな役員報酬もあるところもありますのでいろいろあるんだと思いますが、配当金とかそういうものに関する制限をするという動きがあるのは、これはよく承知をいたしておるところです。

一般に、いわゆる、何ですかね、過剰な配当役員報酬等々といったいわゆる金が社外に流出するということは、これはコロナ感染症対策とは直接関係ないだけではなくて、企業側から見た場合、また企業の株を持っている株主の側から見た場合はこれは基本的には自己資本の減少ということになりますので、経済用語で言う償還現実性というものが下がるということになるんだと思いますので、この融資の審査をするときだけでなく、その融資が実行された後におきましても、公庫とか、そうですね、政投銀等々においてこれはモニタリングをしているものだと承知をしておりますが、特に今後、資金繰りの話しか皆していませんけど、これ以後、資金繰りだけじゃなくて、これやっていますと、確実に債務超過、バランスシート上の債務超過という話になってきますので、資本という話に話が移っていく可能性がありまますので、いわゆる劣後ローン、資本性の劣後

ローンというような話になる場合においては、これは、これまでも公庫等々がいわゆる必要と認める場合には、融資契約において、一定以上の役員報酬というもののや配当の支払等、制限をしておりますでしょう、そういったようなものは今後とも対応として考えておかぬことになるんだらうと思っております。

○古賀之土君 もう釈迦に説法ですが、言うまでもなく血税でございます。それを結局、企業支援のために使うということの一方で、その企業が、受け取る側の企業が、その受け取った、お金に色は付きませんけれども、そのお金の中の企業の中にあるお金を使って配当を、まあ増やししたりすることはないと思いますが、維持したり、あるいは、配当だけではなく、先ほど申し上げました自社株買い、こういったことを行っていく、つまりお金を出す行為に使っていくと。むしろ、それは企業にとっては、支援したお金を使った中のお金を何とか資金繰りやつていくというふうにするのがやっぱり本来の筋道だと思っております。是非、その辺の、監視と言ったらおかしいですが、しっかりとしたりやっぱり監督官庁としての責任を果たしていただけるよう再度お願いを申し上げます。

と同時に、これは、そういうことをまたすると、大きな株主にとっては被害を被りかねないという考え方も中には出てくるかもしれません。しかし、実際もう既に欧米諸国でもそういう検討段階に入っております、いわゆる言葉で簡単に言うと、ずるした企業は駄目よということですから、それは、やはり長期的に見れば、それは株主に対する背信行為でもあるわけですので、しっかりと、支援を受けたお金を、企業を維持する、発展させるために、そして、この危機を乗り越えるために使った社会的責任を果たすということとを企業側には、しっかりと監督していただいで、この危機を乗り越えていただく、そして、その血税をしっかりと有効に使っていただくという思いで使っていただければと思っております。よ

ろしくお願いをいたします。

さて、済みません、飛び飛びになって大変恐縮ですが、資料の九を御覧ください。あつ、資料の九、ちよつと時間が余りなくなつてきましたので、資料の十一を御覧ください。

金融庁は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について、こういうのを出しております。いわゆる個人ローン、マイカーローン、リフォームローンについてです。積極的に相談対応を行い、顧客のニーズに十分に踏まえた条件変更をお願いしたいとしております。この状況について、現在どのようになつていますでしょうか、金融庁の参考人に伺います。

○政府参考人(栗田照久君) お答え申し上げます。

今委員御指摘のとおり、金融庁といたしましては、住宅ローンはもちろんのこと、そのほかのマイカーローンなどの個人向けローンにつきましても、給与収入等の減少によりまして個人の方の支払が厳しくなることも想定されます。

そこで、金融機関との意見交換会におきまして、個人ローンについても、積極的に相談対応を行い、お客様のニーズを十分に踏まえた条件変更に努めるよう改めて要請し、その内容を金融庁のホームページにも公表しているところでございます。

こうした中、金融機関におきましては、マイカーローンなどの条件変更の実施ですとか、既往個人ローンの返済も含めて資金使途を問わない最長一年元金据置きなどの個人向けの特別低利融資の実行など、積極的に取り組んでいただいていると承知しておりますが、なお、金融機関における個人向けローンに係る条件変更の取組を引き続きしっかりとフォローアップをしてまいりたいというふうに考えてございます。

○古賀之土君 その対応について、細かく具体的な、資料の十一には苦情も書かれております、金融機関の。返済猶予、期間延長は政府からの基準がないので判断できないと言われた。保証協会が

駄目だったという理由で断られたが、確認したら、それは金融機関のうそだった。メインバンクに新規融資の相談をしたら、ほかに行けと言われた。住宅ローンの相談をしたら、感染症終息後の詳細な支払計画を出せと言われたと。

一生懸命金融庁がそういう助言を行っているにもかかわらず、こういったことがまかり通っているというのも現状でございます。データを見ると、九八%ですとか九七%ですとか、そういった対応はきちんとした数字が出ていますけれども、その一方で、そこに至るまでの経緯は、ここに書いてあるように、有り難い話です、本当、オープンに出していただいて、まだまだその現実とは乖離している部分もございますので、是非引き続き、こういった皆さんたちで、いわゆる情報がかちつと把握されてなく、悪徳の言つたら怒られますけれども、そういったところでの口車に乗つてなかなか思つた以上の支援が受けられないという現実をしっかりと対応していただけるよう、よろしくお願いいたします。

現場も大変な状況だと伺っております。四月の人事もやめて、そして多くの皆さんたちの、OBの皆さんたちも入つていただいて一生懸命切り盛りをしているというお話も伺っておりますが、是非引き続き多くの人を、一人でも多く助けていただけるようお願いを申し上げます、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○熊野正士君 公明党の熊野正士です。よろしくお願ひいたします。

四月の二十一日に日銀から金融システムレポートが公表されました。そのレポートには、二月からの新型コロナウイルス感染症による金融への影響について、「わが国の金融システムも強いストレスを受けているが、全体として安定性を維持しており、経済活動が必要とする資金を供給している。」と、そのように記されております。

この五月には各金融機関から二〇一九年度の決算報告が報告をされ、各金融機関からの報告が出

そろつたということで、金融庁においても、その決算報告を基に金融機関、金融システムの安定性について検討されているというふうに思っています。そこで伺いますけれども、各金融機関、特に地方銀行であるとか信用金庫などにおける決算状況を踏まえ、現時点での金融機関の安定性及び今後の課題について金融庁に見解を求めたいと思ひます。

○政府参考人(森田宗男君) お答え申し上げます。

令和二年三月期の我が国の銀行決算を見ますと、国内外の金利低下の影響により資金利益が総じて減少する中、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を考慮した引当金の計上など信用関係費用が増加したことをもちまして、当期純利益は前期比で減少したものと承知しております。もっとも、足下、日本の金融機関は充実した財務基盤を有し、金融システムは総体として安定しているというふうに評価をしております。

先生お尋ねの今後の課題でございますけれども、先行きの経済・市場動向が悪化する懸念を見据えながら、金融機関の健全性を維持し、金融システムの安定を確保することを通して金融機関が金融仲介機能を十分発揮することを確保していくことと考えております。具体的には、新型コロナウイルス感染症の問題が、世界経済の動向や国内の個人消費、さらにはサプライチェーンを通じた企業の生産活動といった様々な経済活動へどのように影響し、それが金融機関や金融システムにどのように波及するか注意深く見極めていく必要があるというふうに考えてございます。

○熊野正士君 ありがとうございます。

次に、資金繰り支援について質問いたします。経産省においては、三月二日にはセーフティネット保証四号を全都道府県に発動し、売上高が二〇%以上減少で一〇〇%保証の融資が全国で可能となりました。また、三月三日にはセーフティネット保証五号が旅館、ホテル、飲食店などの業種で指定をされまして、その後、指定業種

を順次拡大をし、五月一日からは全業種に拡大をされまして、全ての業種において売上高五％減少で八〇％保証の融資が可能となりました。

さらに、五月一日からは、民間の金融機関においても実質無利子無担保の融資を実施をしております。これまでの信用保証協会を通じた民間金融機関からの融資の状況についてお教えいただければと思います。

○政府参考人(渡邊政嘉君) お答えいたします。

信用保証協会の保証実績につきましては、五月三十一日までに約四十四万件的保証申込みを受け付けてございます。このうち三十四万件、金額にいたしまして七・四兆円を超える保証を承諾しているところでございます。

五月一日にスタートいたしました民間金融機関の実質無利子無担保の融資の実績につきましては、五月三十一日までに約二十四万件的保証申込みを受け付け、このうち十五万件、金額にいたしまして二・七兆円を超える融資を決定しているところでございます。

○熊野正士君 かなり件数があつて、順次決定がされているということで、特に五月一日から二十四万件、先ほど、申込みがあつて、十五万件というふうにお聞きをいたしました。

一方で、私の地元大阪あるいは関西各地において多くの皆様から資金繰り支援について相談が多数寄せられております。その中で、あるバス会社さんの社長さんからは、最終的に信用保証協会での保証が得られずに融資を受けることができなかったというふうな御相談もございました。そのほかにも、信用保証協会での保証が取れず融資に至らなかったというふうなケースもお聞きをしております。

中小企業庁に伺いたいと思いますが、こうした信用保証協会で断られる、そういった事案があるという実態についての御認識を確認させていただきたいと思ひます。

○政府参考人(渡邊政嘉君) お答えいたします。

中小企業の事業継続にとつて資金繰りの確保は何よりも重要な課題でございます。他方、議員御指摘のとおり、信用保証協会による保証を断られたという声があるということも承知してございます。

経済産業省からは、信用保証協会を含む政府系金融機関等に対して、保証、融資の審査に際しては、赤字や債務超過、貸出条件の変更といった形式的な事象のみで判断するのではなく、事業者の実情に応じて最大限配慮を行うよう、累次にわたつて要請をしているところでございます。

こうした要請を踏まえまして、信用保証協会等は審査に当たつて事業者に寄り添つた対応に努めているものと承知しておりますが、個々の対応につきまして問題がある等の御指摘があれば、しっかりと確認し、必要に応じて指導してまいります。

○熊野正士君 ありがとうございます。

信用保証協会が保証を行わないと判断する場合に、いろいろ判断基準みたいなものももちろんあるというふうには理解いたしますけれども、コロナの影響を受ける前にはそれなりに経営が安定をシ従業員を抱えている場合には、今御答弁いただきましたけれども、特段配慮をお願いしたいと、重ねてお願いをしたいと思います。

また、どうしても保証できないというふうに判断された場合には、なぜ保証できないのかといった説明を丁寧に是非していただきたいというふうに思ひます。業務が非常に立て込んでいてなかなか十分な対応も難しい場合もあるかもしれませんが、けれども、融資、保証を断る場合にはより丁寧な対応をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(渡邊政嘉君) お答えいたします。

信用保証協会は、審査に当たりまして事業者の実情に応じて最大限の配慮を行い、柔軟に対応しているものの、先ほど来出ておりますけれども、事情によつては保証に応じることができない場合もあるということでございます。

保証協会に対しては事業者に寄り添つた対応を要請してございますけれども、断らざるを得ない、こうした場合には、事業者からの求めに応じて、保証に応じられない理由を説明するなどの対応に努めているものと承知してございます。

なお、保証を受けることができないなど財務状況が悪化し資金調達が困難な事業者に対しては、例えば、中小企業再生支援協議会が、金融機関の支援姿勢を確認の上、一括して元金返済猶予の要請を実施するとともに、更に踏み込んだ事業再生支援も行うこととしたところでございます。

繰り返しになりますが、個々の対応にも問題がある場合、御指摘があればしっかりと確認し、必要に応じて指導してまいります。

○熊野正士君 是非よろしく願ひしたいと思ひます。

また、いろいろお聞きをしておりますと、信用保証協会の審査に非常に時間が掛かっているというふうなことも聞いております。金融機関で受けて、それが信用保証協会に回つて、通常であれば二、三日ぐらいで問合せが来るらしいんですけども、一週間ぐらい掛かっているというふうなことも聞いております。いろいろと人的な問題ももちろんあると思ひますけれども、その辺もいろいろ工夫をしていただきながら、よろしく願ひしたいと要望させていただきます。

金融庁におかれましては、これまで継続的に資金繰り支援への広報活動を行つていただいております。二月の二十八日には金融庁に相談ダイヤルを設置していただきまして、新型コロナウイルスに関する相談を広く受けてこられたと承知をしております。私も三月十八日の当委員会質問させていただき、その際には、三月九日から十三日まで二百十三件相談があつたというふうにお聞きをいたしました。

ちょうど相談ダイヤルを開設して三か月が経過しております。相談件数や内容にも変化があるのかと思ひます。相談ダイヤルに寄せられた相談件

数の推移や、また、新規融資や条件変更といった相談内容についても教えていただければと思ひます。

○政府参考人(森田宗男君) お答えを申し上げます。

先生御指摘のとおり、金融庁におきましては、二月二十八日に新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤルを設置して以降、当相談ダイヤルに寄せられました相談件数を申し上げますと、二月二十八日から三月末までは千二百二十二件、四月は四千四百五十九件、五月は二十二日までの数字でございますけれども千五百四十八件と、足下では若干落ち着いてきているところでございます。

当ダイヤルには、資金繰りに関しまして、金融庁の所管ではございませんけれども、政策金融の制度に係る御相談や、金融庁所管の金融機関における条件変更や新規融資に関する御相談が寄せられてきております。

具体的には、これまで寄せられた御相談には、例えば、既存融資は条件変更中ではあるが新規融資に応じてほしい、既に条件変更をしているが更なる条件変更に応じてほしい、民間金融機関の実質無利子無担保の融資制度について教えてほしいといった内容のものが含まれております。

金融庁といたしましては、寄せられた御相談等につきまして、金融機関に還元の上、その適切な対応を求めているところでございます。引き続き、当相談ダイヤルに寄せられるお問合せや御相談等に丁寧に対応してまいりたいというふうにご考えてございます。

○熊野正士君 ありがとうございます。

相談件数でいえば、四月が非常に多くて四千件以上というところでしょいか、五月は二十二日までで千五百件という、ちょっと落ち着いてはきているというところですけれども、今答弁ございましたように、やはり条件変更をもつとしてくれとか新規融資が受けられないといったようなものがあるというふうに伺ひました。融資がなかなか受けられ

れないという企業も相当数あるのではないかと
いうふうに推測されるわけでございます。

先日、第二次補正予算が閣議決定をされた五
月二十七日には、「今後の事業者の資金繰り支援
について」ということで、麻生大臣から談話が
発表されております。

その談話の中で、新型コロナウイルス感染症が
経済にもたらしている影響は大きく、経済が真に
健全な状況へと回復するまでには相応の時間を要
すると考えられます、こうした中、各政策金融機
関による融資や民間金融機関による保証協会保証
付融資と並び、民間金融機関のローバー融資も重
要な役割をきたすことが期待されますというふう
に述べられておりまして、今後こういった倒産や
廃業といったことが非常に懸念されるわけですけ
れども、大臣の御所見を賜ればと存じます。

○国務大臣(麻生太郎君) 今回の話は、コロナと
いう、いわゆる需要がぱつと止まると。金融が
止まるとか資金繰りが止まるという話じゃありま
せん。基本的には、需要が止まった、人が動かな
い、物が動かないということによって需要が止
まったことによって景気が悪くなったという話な
ので、ちよつといろいろな理由とは少し違う理由
になっておりますので、まともに商売していた人
でもぱつと止まったという形になっておるんだ
と思っております、ちよつと状況が違いますの
で。

金融庁のいわゆる相談ダイヤル等々いろいろ
らせていただいておりますけれども、様々な相談
が寄せられておりますけれども、今申し上げたよ
うな理由で駄目なところという、はつきりしてお
りますから。そういったところに対する対応は、
私どもとしては、事業継続してもらえような資
金繰り等々の支援等々については、金融庁から各
金融機関等々に、いわゆる既往の債務、既に
今まであります債務の条件変更等々については、
まあ手形三か月間ジャンプさせるとか半年とかい
ろんなやり方がいろいろありますので、資金繰り

の話をさせていただいておりますけれども。
これ、コロナがなくても倒産したところ
はありますからね、はつきり申し上げて。そう
いった企業は、毎年、毎月何百社という企業が倒
産しておるわけなんであつて、これはコロナに関
係ある話じゃないので、そういったところとより
分けにやいかぬところは難しいところだと思つ
ておりますけれども。

私どもとしては、極めて条件には柔軟に対応し
てもらわにやいかぬということで、これは、金融
機関の条件変更の実行率からいきましたら九九％
ぐらい今行っておりますから。そういった意味で
は、実行した中小企業に対しては今のところそう
なっていることは事実であるとは思っております
けれども。

取組の中には、少なくとも、いろいろな
例、こういうようにやったらいいんだという例は
これオープンにしておりますので、そういった意
味で、従前からメーンの銀行として、メインバン
クとしてやってきたところは、今までの、これま
での経緯から見ても事業継続は可能と、戻れば可能
ということ等新規融資をばんと出しているとかい
う好事例というのは幾つもありますので、そう
いったものはまとめて公表させていただいて、他
の金融機関もこれを参考にすればいいということ
で、そういうように促させていただいております。
す。

それから、例の実質無利子無担保の融資制度と
いうのを五月から開始しておりますけれども、こ
の広報の話さつきしておられましたが、これもな
かなか知らない人がいっぱい正直いらつしやいま
す。そういった意味では、私どもとしてはいろん
なものについて、例えば、四月でしたか、金融庁
と日本銀行から双方で出したと思っておりますけ
れども、支払ができない手形とか小切手とかいろん
なものがあるんですけれども、そういったものに
対しての不渡りが出ますとそれは報告することに
しておりますから、そういったものの掲載とか、そ

れから取引処分停止等々についての掲載等々に
ついても、この辺はちよつと配慮してもらわにや
いかぬということで、そういった配慮もさせていた
だいたりなんかする。これ、逆の意見もあつて、
配慮した結果、俺たちはそいつの会社の手形も
らつて俺たちは迷惑したというのまた出ますから
ね。それはなかなか商売としては難しいところな
んです。

そういった意味で、事業者の資金繰りというも
のを我々は考えながらも、事業継続というものが
きちんと生きるような形でさせていくというのが
雇用の持続につながりますので、そういった形
で、アメリカは今約四千万人ぐらいの失業者が出
ていますけれども、日本はそのような異常事態に
はなつておりませんし、そういった意味ではそれ
なりに成功しているんだと思つてはおります。

○熊野正士君 ありがとうございます。

次に、劣後ローンについて伺いたいと思いま
す。

資本性資金ということで、東日本大震災のとき
にも同様のスキームがあつたというふうにお聞き
をしておりますが、活用状況はさほど多くなかつ
たというふう聞いております。貸付期間が短
かつたことや金利が高かつたことなどが理由とし
て挙げられるというふうにお聞きをしました。
そうしたことを踏まえて、今回、日本政策金融
公庫、また商工中金による中小企業に対する資本
性劣後ローンを検討されているということ、そ
の概要と意義について御説明をお願いしたいと思
います。

○政府参考人(神田眞人君) お答え申し上げま
す。

中小・小規模事業者の円滑な資金繰りを支援す
るため、第二次補正予算におきまして、新型コロナ
ウイルス感染症の影響によりキャッシュフロー
が不足するスタートアップ企業、あるいは一時的
に財務状況が悪化したものの持続可能な中小企業
等に対しまして、日本公庫及び商工中金等による

資本性劣後ローン制度を創設することとしたしま
した。

具体的に申し上げますと、貸付期間は五年一か
月、十年又は二十年の期限一括償還、金利は、日
本公庫の中小企業事業や商工中金の場合であれ
ば、当初三年間は〇・五％、四年目以降は、税引
き後当期純利益額で見まして、黒字の場合は融資
期間に応じて二・六％から二・九五％、赤字の場
合は〇・五％と工夫しております。また、実質無
利子無担保融資とは別枠で、最大七・二億円まで
融資できることとしたしております。

長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資
本とみなすことができる資本性劣後ローン、これ
を供給することで、民間金融機関や投資家からの
円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長と継続を
支援してまいりたいと存じます。

○熊野正士君 ありがとうございます。

先日、日本フードサービス協会や大阪外食産業
協会の皆様から御要望を伺いましたけれども、外
食事業者のイメージが非常に大きくて、大幅な収
入減で、中小事業者だけでなく、大規模事業者で
あつても倒産の危機に追い込まれることが十分に
考えられるということでありました。中小企業の
みならず、中堅あるいは大企業に対する支援を考
えたときに、この、今御答弁いただきましたけれ
ども、劣後ローンの役割というのは大きいという
ふうにしております。

日本政策投資銀行による中堅・大企業に対する
資本性劣後ローンについて、概要と意義を御説明
いただければと思います。

○政府参考人(神田眞人君) お答え申し上げま
す。

先生お尋ねの政投銀等による中堅・大企業向け
危機対応業務につきましては、第二次補正予算に
おいて、今後の更なる状況の悪化に備えるため、
一定の資本性が認められることから、民間金融機
関からの金融支援を促す資本性劣後ローンを危機
対応業務のメニューに追加して、五兆円の融資規

模を確保したところでございます。なお、中小企業に当てはまらない中堅企業への支援を拡充する観点から、中堅企業向けの通常の貸付け及び劣後ローンについては、当初三年間、〇・五％の利下げを実施する予定でございます。

その他の個別の貸付条件につきましては、事業者のニーズに合わせて政投銀等が柔軟に決定することとなりますが、一定の資本性が認められるためには、例えば、法的破綻時の返済順位が劣後し、長期一括償還で、あるいは業務悪化時などに利払いを任意に繰り延べられる、こういった商品性になるものと承知してございます。

○熊野正士君　ありがとうございます。

次に、最後の質問になろうかと思いますが、とにかく今は足下の資金繰り支援をしつかりと行っていくことが最重要の課題だというふうに思いますが、中でも、コロナ感染症により先が見通せない中、金融機関が従来型の業務形態の企業に融資を続けられるのかという問題もあろうかというふうに思います。

本日の日経新聞にも、長い目で経済を見ると人と人との接触をなるべく減らして感染防止を優先させる新しい様式への転換を迫られる公算が大きい、金融支援も持久戦へと変わりつつあるというふうにあります。

こういった新しい生活様式の導入で、いろいろ様々業態変更といったことも検討する企業も少なくないと思いますけれども、そうした企業への融資やあるいは支援の在り方について、大臣の御所見を賜ればと思います。

○国務大臣(麻生太郎君)　これは、度々申し上げて恐縮ですが、役所でも、部署によつては半舷上陸、半舷上陸というのは半分だけ、あとの半分休みで、別に回っていますから。新聞なんてそうですよ。新聞記者ってぞろぞろいますけど、全然、会社来ていないわけでしょう。ちゃんと記事、新聞できていますから、おまえら不要なことだよ。まあ俺たちの周りに毎毎回来て

いるけど、来なくたって記事できているじゃないかという、新聞記者なんかかなり深刻な事態になつていっていると思つて、いろいろ話聞いていて、大体首になりそうなのやつ、おまえなりそうもないなとか、いろいろこう指さしてもぐさつとくるんですよ、あれはちゃんと、全部出ますから、パソコンで。もう正確に出ますよ。国会議員のやつてい登録なんて問題にならぬ、きちんと出ますから、あれは。だから、そういったように国会議員もしたらと、半分にしたらどうか、いろんな意見がいっぱい出てくるんですよ。これはもう本当に本当に変わりますから、これは、仕事の仕方

が。これに合わせて機械も物すごく進歩しましたから、そういった意味では、これに合わせて新しい機械を開発しているところで、結構これでもうかるといふ人もおられますので、業務形態の変更というのをせざるを得ない企業というのが随分出てくるんだと思うんですね。

これによって例えば大きく変わったものとして、多分お医者さんなんかの接見医療じゃなくてもいいよとか、ドローンで上からはいと置いておいてもいいよとか、いろんなものがかなり前に進んでくる可能性がある。ドローンで運べたらもうどんどんどんどん話進んだから、だったら電柱地下埋設してくれとか、そうすればドローンが簡単に降りられるからとか、いろんなものが出てきますよ。

だから、そういったようなことで、私どもとしては、企業としてそういった方向に物を変えようとしている企業というのは、聞いていると物すごく新しいアイデアを聞かされて、私らにとつてはへえと思つて聞かれる企業ありますので、そういったものになつていくところには融資してそつちで金もうけた方が早いんじゃないのつていう話はよく聞かれますので、是非、金融機関にとりまして、そういった目利きができるかできないかという、金融機関にとりまして、そう

いったものに積極的に融資してやることによってそれを育てるということができる機会にもなるんだと思いますんですが。

いずれにしても、経営の改善等々はこれからいろんな形で、今までとは少し違つてきたものになつてきて、急におつちこちいますから、景気が、急に上がつてくることも間違いありませんけど、それがどこまで上がるかですな。こうなつていったときは間違いなく企業の回復もゆつくりですけれども、急に落ちたときは急に戻ると、これはこれまでの例でいへば間違いなくそうなんです、が、ここまで戻るかじゃなくて、この辺で後はこうなるか、ちよつとよく分からぬ、そのところは。

これが私は、ちよつと正直、企業の方々の、若い人の経営者の話を聞いていると、何となくこう行きそうな感じはしてくることをしゃべる人もいっぱいおられるので、ああ、日本まだ大丈夫だなと思つてお話しは伺いますけれども、そうじゃない企業もいっぱいありますので、なかなか難しいと思いますけど、銀行なんて支店なんかほとんどなくなつて、ＡＴＭとあれさあれば別に銀行なんかあんな人要らないんじゃないの、支店とはいふようなことも、銀行では実際そう思つておられる方はいらつしゃいますので、いろんな意味で、その方が、どこの部門に人が移動していくか、労働人口として移動していくか、これは日本にとつて非常に大きないろんな流れがあつてこれから出てくるだろうと思つてはおります。

○熊野正士君　終わります。ありがとうございます。

○音喜多駿君　日本維新の会の音喜多駿です。

初めに、前回、麻生大臣と、こうした質問に係るレクチャー、意見交換はオンラインでできないかというやり取りをさせていただきましたが、そのかいありまして、今回の質問は財務省、金融庁とも全てオンラインでやらせていただくことができました。御協力いただいた皆様に感謝を申し上げます。

げます。大変スムーズにできましたので、こうした取組は是非ほかの議員の方にも広がっていくように私も働きかけていきたいと思ひます。

ではまず、今般の報告に通じる財政政策について伺いたいと思ひます。

今回の二次補正予算を通じて、迅速な経済復興を行うのに足りる財政支出規模にやや近づいたのではないかと評価をしております。一方で、見かけの財政状況は悪化をするため、将来的な増税を懸念する声があり、これに対して麻生大臣は、増税に頼るのではなく景気回復によつて税収が伸びることを目指すと明言されました。

従来から、増税に対しては社会保障制度を維持するために必要な財源だと言われてきましたが、このことから、結局は考え方の線引きの問題、最後は政治判断であつて、そうであればまずは景気回復を最優先課題とし、消費税の減税をもう一度検討すべきではないか、更なる財政支出は減税政策を中心に行うべきではないかと考えますが、大臣の見解、改めて伺ひたいします。

○国務大臣(麻生太郎君)　景気対策に対して消費税の減税という話は、別に御党に限らずいろんな人が言つておられるので、よく言つておられますから、共産党も言つておられますし、自民党の中でもそういうことを言つておられる人はいっぱいおられますので別に驚く話じゃないんですけれども。

少なくともこの消費税につきましては、これは日本にとつての中長期的な最大の問題は人口減だと思ひますね。高齢化による人口減、これが中長期的な日本にとつて最大の問題だと思つておりますけれども。

そういった中で、いわゆる国民が広く受益をいたします、少子高齢化によつて、社会保障というものが増大していく、稼ぐ人よりもらう人の方が、受益者の方が増えてくるという人口構成になりますので、そういった意味においては、公正公平という意味でいけば、これを分かち合うと

いう観点から社会保障の財源として消費税を位置付けておりますので、少なくとも大きく転換していくという、全体でこの社会保障を支えていくといういわゆる制度へ大きく転換していくためには、どうしても消費税というのは必要なものなんだと思っておりますので、これを今引き下げるといことは考えておりません。これ、度々申し上げたところです。

したがいまして、今般の第一次補正予算、二次の補正予算と合わせて約二百三十兆円規模の対策によって雇用と事業というものをきちんと守り抜いていかないと、これが底を打ったときの次のジャンプになるのに底が抜けては話になりませんので、まずは雇用、それを支えます企業、事業の継続というものに我々はきちんとした対応をしていかねばならぬというのは当面やらねばならぬところだと思っております。

○音喜多駿君 今回、二次補正に当たっても政府や財務省の中では様々な議論があったということであると思しますので、そこに限界があるとすれば国会からも提案していきたいということ、我々も現在、減税法案というものが今党内で検討しておりますので、是非、そういったものが出された際は皆様にも御協力をいただければというふうに思います。

そして続いて、各自治体が行っている休業要請協力金について伺いをいたします。

こちらは先日の総務委員会でも我が党の柳ヶ瀬議員から、この自治体が行っている協力金については非課税にするべきではないかという提言をさせていただきましたが、事業者に対する協力金には課税がされるという御答弁でありました。収益が出れば課税という理屈は、平時であれば正論でありますし、事業者に対する補助金で非課税という前例はほとんどないということも理解をしております。

一方で、より根本問題としては、地方の行う補助金に国が課税するというのは時代にそもそも

合っているのかという観点から、改めて問題提起をしたいと思っております。

この一連のコロナ対応でかいま見えたのは、中央集権体制の限界です。地方で決めることは地方で決めるべきであり、国と地方における税の在り方もポストコロナの時代には再考をしなければなりません。

休業協力金というのは氷山の一角で、今後も独自の事例がたくさん出てくると思われれます。こうした各自治体の独自補償政策や助成金については、地方分権の観点から国税を課すべきではなく、所得税法などに改めて非課税規定を検討するべきと考えますが、麻生大臣の見解をお伺いいたします。

○国務大臣(麻生太郎君) 自治体が行いますいわゆる協力金、それから助成金全般というものを地方分権という観点から非課税にすべきだという御指摘なんだと思うんですが、これ、助成の目的とか性質というのはいろいろありますので、これは経済的利益があるにもかかわらず非課税にする必要性というのはよく分らないですけれども、そのような助成ごとにいろいろ考える必要があるなどから、これはちよつとお答えとしては慎重な答えにならざるを得ぬのだと思っております。

その上で、各自治体が行っている支給するいわゆる協力金、それはその支給要件など、その要請というのは我々としては承知しているわけじゃないんですが、例えば、国から支給いたします持続化給付金と同様に、いわゆる、何ですかね、その事業というのに対して支給するのであれば、それは税務上収入を計上するという必要があるんじゃないんですかね。

したがいまして、現下の情勢で見れば、事業者の方は売上高が減少して各種経費の支払なんかによつて、協力金を受けてもなお赤字というのが普通なんじゃないの、だと思ふんですね、私は、商売した方からいくとそう思ふんで。その場合は課税所得は生じませんから、そういった意味では、

税金と言われても、税金を払うほどもうかっているなら結構ですけども、払うほどもうかっているからそういうことになっているんじゃないのかというのが実態じゃないかと思ひます。

○音喜多駿君 大臣からありましたように、様々な助成金がありますので確かに一概には言えないと思ひます。この点はベビシッター助成の頃から我々問題提起をしておりますので、引き続きこの件は提案を続けていきたいというふうに思っております。

次に、先日、日銀総裁と中央デジタル通貨について議論させていただきましたが、その延長で暗号資産行政について質問させていただきます。

先月に、資金決済法等改正に係る政令、内閣府令が施行され、この中で、暗号資産の個人向けのデリバティブ、信用取引が最大レバレッジ二倍まで下げられることになりました。この規制強化の判断の基になったのは、仮想通貨交換業等に関する研究会という有識者の会議です。

しかし、この会議の議事録で拝見しますと、実際に取引に係る知見やユーザーである投資家の視線が不足しており、誤った情報判断が一部に見受けられます。特に、有識者が判断基準の一つとしている海外取引所は様々な点で環境が大きく異なり、一概に日本の比較対象とすることは不適切です。実際、多くの実務者、関係者から有識者会議の議論内容について疑問が指摘されているわけですが、この仮想通貨交換業等に関する研究会のメンバーの選定理由をお伺いします。また、トレーダーや暗号資産取引の実務者がほとんど参加しておらず、議論が不十分であると考えますが、政府の見解をお伺いいたします。

○政府参考人(中島淳一君) ただいま議員から御質問がありましたとおり、金融庁では、暗号資産をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、二〇一八年三月に仮想通貨交換業等に関する研究会を設置し、同年十二月に報告書を取りまとめております。

本研究会には、暗号資産や金融取引に関する学識経験者や技術に明るい有識者、暗号資産交換業者や外国為替証拠金取引、いわゆるFX取引の業界団体など幅広い関係者に御参加いただき、御議論をいただいたと考えております。

また、暗号資産のデリバティブ取引における証拠金倍率の上限は内閣府令で定めたところでございますが、その決定に当たっては、一般の投資家、いわゆるトレーダーも対象に含めたパブリックコメントの手続も経てるところでございます。

○音喜多駿君 まさにそのパブリックコメントで非常に反対意見が多かったわけですね。そして、自主規制団体からの反対はなかったということも仄聞しますが、金融庁と強い結び付きがある自主規制団体では金融庁の方針には正面から異を唱えられないという事情は差し引かなければならないと思ひます。日本暗号資産ビジネス協会や新経済連盟から異議が表明され、暗号資産メディアからも共同の反対声明が出されております。

この問題になっているレバレッジ二倍への引下げ規制を行えば、海外事業者への資金流出を招き、国内企業の資本力及びサービスの低下につながることを懸念しています。今回の規制は過剰ではないかと考えますが、金融庁の見解、簡潔にお伺いいたします。

○政府参考人(中島淳一君) 暗号資産のデリバティブ取引における証拠金倍率の上限については、仮想通貨交換業等に関する研究会の報告書において、仮想通貨の価格変動は法定通貨よりも大きいことを踏まえ、実態を踏まえた適切な上限を設定することが適当と考えられる、またEUにおける規制で二倍とされていることなども踏まえて二倍とすることを基本と検討すべきとの意見もあつたということが記されております。

これを踏まえまして、その具体的な上限については、外国為替証拠金取引、いわゆるFX取引に係る証拠金倍率と同様の考え方の下、過去のデー

タから取引量の多い主要な暗号資産の一日の価格変動をカバーする水準を算出、勘案して二倍と設定しております。

また、この三月十二日においても暗号資産の価格は大幅に下落し、一日の変動率はビットコインで三七％、イーサで四二％となっており、一日の価格変動をカバーする証拠金倍率の上限としては二倍程度が相当になっていると考えております。

○音喜多駿君 まさにレバレッジを、流動性の観点からですね、必ずしも下げればこれは安全になるものではないということは、もう研究結果でも示されております。

そして、これ最後になると思います、大臣に伺いたいんですけれども、今金融庁の方からも海外事例のお話がありました。そうであれば、これ海外に合わせるということであれば、それは規制だけではなくて税率の方も合わせていただきたい、併せて検討をいただきたいというふうに思っています。そうすることで、大臣も従前より評価している日本のブロックチェーン技術の未来にも寄与していくことになるんだろうなと思っています。

具体的には、現在、最大税率五五％の総合課税ではなく分離課税にすること、損益の通算と損失の繰越控除を認めること、仮想通貨間の売買を非課税化すること、また少額決済を非課税化することなど、金融庁として税制改正要望をするべきです。

ここまで海外ときちんと比較をし制度を改めれば、再びブロックチェーン技術、暗号資産は世界と伍するようになると考えますが、最後に大臣の見解をお伺いいたします。

○国務大臣(麻生太郎君) この暗号資産とかいう、何となく名前も、名前も何となく、暗号と言われる何となく怪しげな感じがなきにしもあらずなんですけれども、もうちょっと別の名前、ステープルコインと言っているんだから、もうちょっとその日本語を使ったらどうと思います

けどね、推進したいとあなたが本当に思っているんだつたら。ステープルコインという名前の方がよほどステープルに聞こえない。違うかね。そういうことを考えた方がよっぽど言っている話がもっと現実的になってくるんだと思って、どうもよく分からぬのだけだ。

とにかく、外国為替の差益と同様に雑所得とされているという話については、総合課税の対象になるんだと理解しているんですけれども、日本においては株式の売却益というのはこれは分離課税の対象としているのは、これはもう御存じのように、所得税の再分配機能というものをある程度損なうても株式の家計というものに対して少し比率を占めないと、今、一千九百兆円ぐらいあります個人金融資産といううちの九百五、六十兆円が現預金ですから、これはどう考えても異常に、金利もこれだけ低い状況の中でこれをやっているのはおかしいんじゃないですか。もう少し貯金より投資へということを進めさせていただいて、つみたてNISAだ、NISAだ、子供向けだ、いろんなことをやらせていただいて投資をさせていただいているという我々の政策的なあれを前提としてそういうことをしてきているんですが、こうしたことを踏まえすと、今、音喜多さんの言っておられる話は、この暗号資産というものを家計にも進めろという話と似たようなことになるので、なかなか今の段階としてはまだ難しいんじゃないかなというのが率直な実感です。

○音喜多駿君 ありがとうございます。終わります。

○大門実紀史君 大門でございます。

今日一番の有村治子さんの質問は、麻生大臣と同じように、私も大変鋭い質問だというふうに感服をいたしました。今や中国共産党に厳しく物を言うのは有村さんと我が党くらいじゃないかというふうに聞いていたところでございます。

その点では、先日本会議で申し上げたように、中国との技術連携を視野に入れたようなスパー

シテイ構想は是非自民党の中でも踏みとどまっていたきたいということは一言申し上げておきたいと思えます。

さて、今日は、前回、日銀の黒田総裁に、コロナ対策で世界の中央銀行から出ているお金が、緩和マネーが投資ファンドなどを通じてリスク資産に流れていると、そのことを御指摘して注意を促したところでございます。

ちょっと大事な問題ですので麻生大臣の御見解もお聞きしたいと思いますが、黒田総裁は、そういう緩和マネーがファンドを通じてリスク資産に流れているということについて、中央銀行の巨額の資金供給が流れている可能性は否定できないということと、注意をしいかれるようなことを御発言がございました。

そのときに黒田総裁に申し上げたのは、簡単に言いますと、この十年振り返りますと、リーマン・ショックがありまして、その後、銀行部門には規制強化しつかりやるようにというふうな規制改革進んだんですけど、投資ファンド、一番力大

きいんですが、投資ファンドなどに対しては十分な規制が進まなかったと、進んでいなかった。そのファンドがどんどん膨張して、今やリスクの高い、ハイリスク・ハイリターン、リターンを、利ざやを稼がなきゃいけませんので、そういうハイリスクの資産へ投資を増やしている。そこに今回のコロナマネーも、コロナ対策による、コロナ対策の中央銀行の緩和マネーも使われていると。このことは大変危ない面もありまして、リーマン・ショックのときがそうだったわけ

ですが、サブプライムという危ない商品、当時は格付も高いはずだったのが急に下がるわけですが、そういうものにリスクマネーが集中をして、それがはじけて破綻して、あの大恐慌になったわけでありまして。

今の流れもそういう流れが強まっているので注意すべきではないかということをお願いしたわけですが、麻生大臣として全体どう捉えておられる

か、御見解を伺いたいというふうに思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 先日、五月二十六日でしたか、日銀総裁との話の中で、いわゆる、簡単に言えば、高リスクの資産というものに資金が流れ込んでいるということはこれ否定はできぬという話を黒田さんもしておられたと思います。

圧倒的に国内の企業とか事業者の資金繰りの方向に向かっているのはこれはもう間違いないです、目先は、そうだと思うんですけれども、これが内外経済及び金融資本市場に大きな影響を与えているというのはもう間違いないだと思いますけれども。今、我々と日本銀行とで強力な資金繰り支援というのをやっておりますので、日銀総裁と財務大臣がそろって記者会見して、アメリカなんかじゃ考えられませんか、今、片っ方は金利を安くすると言っているのに対して、FRBは金利を上げろって、全然一緒に記者会見なんかできるような状況じゃありませんから。そういうところと違って、うちは同じ方向を向いてやっていますよというメッセージを海外に出すということが必要だったと思っておるんですけれども。

企業のいわゆる金融というものの円滑化というもの、いわゆるマーケット、金融市場の安定化というものに努めておるところなんですけれども、これ、我々以外、我々というか、日本以外でもこういう感染拡大による経済とか金融とかいうものに対応するためにいろいろな施策をしておられるので、その内容をいろいろ、G7の電話会議とかいろんな意見を交換させていただいておられますけれども、金融市場の安定というのに努めますけれども、金融市場の安定というのに努めさせていただきますというのは大事なことで、おかげさまで今、円も百七円前後で、ほぼということになっておりますし、株価も二万円前後ということを維持しておりますので、我々としては、いろんな意味での流動性の過剰化というのが直ちに金融面の不均衡につながっているとは今考えていないんですけれども。

一方で、いわゆるファンド等々、リスクマネーと言われるようなものを含めた金融市場の動向というのはよく見ておかないと、これは金融面でのアンバランス、不均衡というものが蓄積をしてきますと、様々なものというシヨックに対する脆弱性が高まるということになりますので、これまでも同様、こういったものはよく見ておかなくいかぬところだと思つて十分注意していく必要があるうと思つておりますので、いわゆる経済財政の運営について万全を期していく必要があるうと考えております。

○大門実紀史君 今日質問の趣旨は、そういうマネーの動きを見ながら、課税、税ですね、税についても考えていくべきだという質問をしたいんですが、その前に、今日の朝日新聞にも出ておりますが、このコロナ対策による大量の国債発行、補正で国債の追加は約五十八兆円ぐらいになるんですかね、過去最高になって、当初予算分と合わせた今年度の国債発行額は九十兆円を超えると、これは、リーマン・ショック後の二〇〇九年の五十二兆を大幅に上回るというようなことが報道もされております。

終息後の国債の償還あるいは財源措置をどうしていくのかという記事なわけですが、現時点で財務省として、コロナ終息後のこの国債の償還、その財源措置、増税で賄っていくのか、西田さんがよく主張されるようなMMTというような考え方もあるわけですけど、どのようにコロナ終息後の国債償還、財政措置、今のところお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) これは大事なところなので、政府として、今この感染症に対する影響を抑えるために、一次補正、二次補正等々決定させていただいていろんな対策を挙げているところなんです、第二回目になります今回のお願いする補正予算の編成というものによりまして、公債依存度は、税収が、今挙げておりますように六十・三・五兆円という税収があるという状況下でも、

リーマン・ショックを上回ります五六%を上回りますということは、財政は極めて厳しい状況にあるということとはもう間違いないところだと思ひます。

したがいまして、これ、我々としては何としても、経済というものを考えたときに、経済再生というものと財政再建というものは、これ二兎を追わなきゃいかぬというのをこの内閣が始まって以来ずっと申し上げてきておりますけれども、私どもとしては将来世代というのに対する責任も含めて考えにやいかぬところなのであつて、財政の持続性を確保していくことからこれは両方避けて通れぬ。大事な経済再生のために今財政出動が必要であることは確かですけれども、その財政というものが信頼をなくすと、少なくとも、円安に振れてみたり金利が急上昇してきたりと、いろんな状況を考えねばいけませんから。MMTみたいな調子のいい話ばかりに世の中いかぬので、そういったような話で我々はこの日本というマーケットを実験場にするつもりはありませんので、極めて丁寧な、かつ積極的に対応していかなければいかぬところだと思つております。

○大門実紀史君 我が党は、とにかく今日の目で生きるか死ぬかという方々を国が責任持つて借金してでも救済するというのはもう国の責任だというのがあれですから、国債の発行を、何ということですかね、財政面ばかり考えて、やるべきことをやらないということは違つておられますし、そのことを主張してまいりました。

ただ、この今の国債というのは、平時の国債発行、元々大変なわけですよ、発行しないでやれないわけですが、とはちよつと違つて、やつぱり非常時の、本当に緊急事態の、何十年に一遍ぐらゐの国債発行だと思つてわけでありまして、これは通常の国債とは違う管理をして、違う償還なら償還というような考え方、別の、別建ての国債の管理の考え方をまずすべきだというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 突然の御質問ですけれども、今のお話は、コロナ債とかいろんな名前、適当な名前があるんだとは思ひますけれども、そういった話を言つておられるんだと思ひますけれども、私どもとして今それを考えていない最大の理由は、今私どもが発行させておりません債券というものは、基本的には特に支障なく市場において消化をされていると、私どもはそう思つておりますので、今すぐこの問題に関して特別の債券を発行するというようなことを考えているわけではありません。

確かに、おっしゃる通りに、我々は一九〇五年、日露戦争のときに戦時公債を発行しております。あのとき四十年でやつたんですけれども、実際あれを返済し終わったのは一九八八年の六月に返済しておりますから、八八年、八十年掛けて国債を返済をしたというのが我々の歴史でもありますので、そういった意味では、日本は金を貸したら必ず返してくれる国という意識を世界中に定着させた。金融業者でこの事実を知らない人はほとんど国際金融知らない人ですから、そういったものを筋付けたのは大したものだと思いますけれども、今私どもとしては、この国債というのを特に名前を付けて新しく別に発行せねばならぬという状況に今はないと思つておりますので、今の御提案としては、私どもとしては頭の中にないわけではありますけれども、今すぐそれをやるということを考えているわけではございません。

○大門実紀史君 コロナ債というものを発行するか、あるいはその償還の財源手当てを別途考えていくかだと思います、何とか償じやなくてですね。

いずれにせよ、ちよつと別の、今回のコロナ対策での相当の国債の発行というのは別管理で、別の考え方でやつぱり対応していくべきではないかということ、まあ具体的にという話はまだこれからですけどね、ちよつと思ひます。もう一つは、やつぱり経済成長によつて税収を

稼いで償還をしていくということ、あるいは税制改革に踏み込んでいくということ、もちろん無駄を削っていくというようなことを併せて、この国債の問題、コロナ終息後の国債をどうするかという問題は対応していくべきであるというのが我が党の考え方でございます。

その上で、先ほど申し上げた緩和とマネーの話に戻りますけれど、これは前回、黒田総裁にも示したんですが、資料の一枚目でございますが、そのお金がどこに行つていくかというところ、どこに流れているかというところ、結局タックスヘイブンのケイマン諸島、日本はケイマン諸島が多いんですけれども、にその証券投資残高が急速に増えております。安倍政権下でいえばほぼ倍加しております。大半はファンドを通じて機関投資家、富裕層のマネーであります。あと、下の方の図は、日本の銀行のケイマンへの投資額も同様に増えていると。要するに、富裕層が、ファンドに委託した富裕層ですね、が、銀行融資も活用して投機的な取引、レバレッジをやつていこうという姿が浮かび上がるわけですね、ケイマンとか、こういう流れでいきます。

こういう状況の中で、先ほどの、これからの財源手当てを考える上で、例えば、アメリカのシンクタンクであります政策研究所のIPSは何を今言っているかというところ、このコロナの最中に弱者の方は痛みが集中していると。一方で、IT長者という言い方をしておりますけど、そういう富裕層は巨額の利益をこのコロナの下で得ているということを指摘して、何がどこで財源を求めるべきかというところ、当然、もうかつて、このコロナの中でもうかつている富裕層から税金を取るべきだということをアメリカのシンクタンク、IPSは提言をしております。

イギリスのガーディアンには、例の「二十一世紀の資本」を書いたピケティさんがインタビューを載せておまして、同じように、こういう格差が広がっていると、この中でですね、コロナの中

でも、したがって、コロナ対策で想定される多額の公債、債務の対処、債務の返還については富裕層への課税が有効だということを、ピケティさんらしいんですけども、おっしゃっております。

ちよつとやっぱり驚くのは、コロナのこの中でも格差が広がっているということが大変驚くことでありますので、日本も、我が党は資産課税含めていろいろ富裕層への課税は求めてまいりましたけれど、このコロナの事態、コロナの中でも格差が広がっているという事態を踏まえて、そういう富裕層への課税ということは、やっぱりもう検討に、視野に入れていくべきではないかと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今お話にありましたこの新聞の記事、これEUのあの皆さんの話なんですけれども、今委員長になったのはフォン・デア・ライエンという、今これ欧州委員長になっていると思ひますけれども、この記事なんだと思ひますが。

やっぱり我々としては、今言われた将来世代への責任というものも念頭に置きながら、財政出動というので大幅に財政出動やらせていただくことに決めて事は動いておるんですけども、財政を言わば持続性を確保していくという、これはもう絶対重要なことなので、私どもとしていろいろ検討をしておかにならぬところだと思っておりますけれども、今、富裕層への課税を強化すべきと、これ一つの考え方であることはもう確かだと思ひますが、富裕層への課税としては例えば所得税とか資産税とかいろいろありますけれども、累次の税制改正というのを所得税もやらせていただきましたし、最高税率も、それから金融所得課税のあれも上げさせていただきまし、それから基礎控除の適用制限もやらせていただきましたし、いろんなことをやらせていただいたんです、最高税率の引上げ等々もずっとやらせていただいているんですが、これによって高所得者ほど所得税の負担率が上昇する傾向にあるのはこのと

ころ確かなところだと思っております。

今後の税制の在り方ということになるうと思ひますけれども、令和二年度の与党の税制改正大綱において、この株式譲渡益課税の、金融所得に対する課税の在り方の検討等々が今されているんだと理解しておりますけれども、いづれにしても、これまでの改正の効果を見極めて、この経済社会の中での変化というものを踏まえながらこれは検討する必要があるんだと思っておりますけれども、このコロナの中で経済を活性化させつつきちんとしたそういったことをやるということを考えて、いづれにしても、国際化が進んでいる中でBEP Sの話がこれですつ飛ぶことがないようにしておかないかぬところなので、このBEP Sの話だけは、日本がリードしてこの六年間やってきたので、これだけはきちんと、GAF A含めていろいろな問題が起きていることは確かだと思ひますので、こういったものを含めてきちんと対応していくということが国際的な協調の中でやっていかないかぬということは必要だと思っております。

○大門美紀史君 この間、实体经济の先行きは物すごく不安が広がっているんですけど、株価が一旦下がりましたけど、乱高下しましたが、結局落ちていきますよね。つまり、实体经济とマネーの動きの乖離が、前から指摘されているように、もうすごく乖離しているわけですよ。株を含めて、マネーの動きは別の事情で、別の話で動き回っている。これは、まさにもう世界で指摘されているように、このコロナの中でも、マネーの動きによって非常に巨額の富を得る一定のIT長者と言われる富裕層が出現しているということなので、そういう点から、いろんなところで富裕層課税ということが新しい課題として出てきているということは踏まえていただきたいというふうに思ひます。

もう一つは、この間、二枚目の資料ですけど、このコロナ後の財源として浮上してきているのが金融取引税でございます。

要するに、やっぱりこの財源がどうするかというところでいくと、この金融取引税を導入を考えるとどうふうな流れになってきているわけですね。資料の二枚目というのは、EUが共通債を発行して復興計画、コロナの復興計画というのだったんですが、七千五百億ユーロの復興基金でありますけど、その財源の一つとして金融取引税についても選択肢に入れております。

つまり、これもさっき言った流れなんですけれども、实体经济が大変になつていっている人々が困っているけれども、マネーを動かす人たちはもうまくついていると、下がった下がつたでもうけるわけですよ、株価が。そういうことをやってもうけまくつているというふうなことに対して、やっぱり金融取引に税金を掛けるべきじゃないかという流れが強まっております。フランス、イタリアでは既に金融取引税は導入されておりますし、EUの十か国も導入に向けて話し合いを進めておりますし、このEU全体の中でもそういうことが視野に入っているということです。

これ、国際連帯税という言い方で言えば、日本の国会でも林芳正さんが中心になつて頑張つてこられましたけど、議論ができて国際連帯税をずっと考えようということで、超党派で考えたりしている中の一つのメニューとして金融取引税というのがあるわけですね。

金融取引税というのは、個人の投資家に課税するんじゃなくて金融機関に課税するものでありますけれども、財源論とともに、さっき言った投機的な金融取引を抑制しようという効果もあるわけでありまして。これ、外務省の毎年の税制改正要望でも取り上げられてきている、政府も取り上げているメニューなんです。

今後求められるこういういろんな感染症対策の資金源ということにもなつてくるわけですので、

金融取引税の導入を日本でも具体的に検討すべき段階に來ているのではないかと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 七、八年前ですかね、これはたしか金融取引税というのがヨーロッパに導入された、一部導入されたというように記憶をしますけれども、あのリーマン・ショックを契機として、国際的な金融危機に伴うコストといううなものに対して負担をということから議論があるときは開始をされたんだと思ひますね、あれは。たしか七、八年前からこれ結構具体的話になつてきました。その前、我々は野党だったときに、国際金融の中では結構やつておられたはずなんです。私ちよつとその頃は詳しく知らないんですけども、やつておられたはずだと思ひますので。いわゆる国際的な金融危機に対応するための費用について金融セクターに負担を求めるべきだというのがその背景だったんだというふうに記憶をいたしますけれども。

もう一点大事なことは、不健全な国際金融取引というのか、そういう投機的な取引等というものに関していかげなものかということを目的にして、あのときは最後は、そこが一番、最後のところはよく記憶がないんですけども、されたんだと思ひますが、これを、同様の税を日本にも導入するというお話をされたんだと思ひますが、日本の金融機関と海外のあいつたような金融機関とちよつと内容がだいぶ違いますし、ヨーロッパとかアメリカとかいろいろとも少し違うというのに加えて、仮にこれを、大門先生、導入した場合、コストが金融機関じゃなくて貸出先に転嫁されていくということだったんじゃないかなという感じと、取引自体が多分、日本でやらないう海外でやるということになつて、日本はそれをまた捕捉しづらいう、税金は海外でというふうなことになるというふうな点をちよつと留意せにいかぬところなんです、フィンテックの発達によつてそういうものが対応できるような時代になるかならな

ら中堅・大企業まで資金繰り対応をいろいろやらせていただいておりますけれども、全てこれら、財務省、金融庁、中小企業庁とか経産省と

いった各省にまたがる施策でありますので、一概

にして、これまとめて一人で総合指令を出してい

るということはやっているわけではありません。このように、きめ細かく対応させていただいているというのが実情であります。

○渡辺喜美君 きめ細かくばらばらにやってもらつては、残念ながらこのお金が生きてこないというところになってしまうわけであります。

四月二十八日の予算委員会、衆議院予算委員会

ですが、自民党の岸田政調会長が大変面白い御提

案をされていますね。岸田さんは、私の記憶するところ、元銀行マンですよ。この方が、政府の責

任において何と債務免除を行うスキームを考えて

はどうかという御提案ですね。おお、岸田さん、

グッドと私は思いました。

ところが、今回の第二次補正を見ますと、給付

とか助成金とかいうのはあるんだか、この債務免

際に四顧するのはまるつきりないようになっていますが、なぜか当分の間はいい。

○国務大臣（麻生太郎君）　これは、責務をな

免餘すれど、それは給寸ですわな。申小・小規

模事業者の円滑な資金繰りというのをこれ支援す

るといふのは、これ大変重要なことなんですが、

これまでの対策において、日本公庫等々から無利

子無担保等々の融資を含む特別貸付け、保証制度

の拡充とか、民間金融機関によります無利子無担

保等々の融資を可能にする制度を創設するなどの

措置を講じてきたところですからけれども、今の債務

免除の話でありますけど、与党においていろんな

議論があつたということにつきましては私どもの

あれではないんで、一般論として申し上げると、

貸付金ということですから、貸付金を免除すると

いうのは、これは補助金とか助成金とあれは違

ます、貸付金は違いますんで、債務者から返済を

されてもらうという前提で貸し付けるといふのな

んで、初めから免債、免除を前提に貸し付けるということは、これはちょっと、それは給付金とか名前変えた方がいいんであって、そういったことはちょっと私どもとしては慎重に判断を行う必要があると思っております。

他方、政府としては、このコロナウイルス感染拡大の緊急事態として二百万円の特続化給付金とか十万円の特約定額給付金というのを措置しておりますので、今般の二次補正においても、売上高等々に直面しておられる、いろいろ厳しい状況にあります事業者の事業継続を支えるという意味で、いわゆる家賃とかが固定費なんかに占める比率が大きな割合を占めることを踏まえまして、いわゆる最大限になりますと家賃で支援助給金約六百万円になろうと思えますけれども、それを創設することとしたしておりますので、こうした給付措置と融資の特別貸付制度等々を組み合わせながら、雇用の維持とか事業の継続とか、いわゆる生活の下支えというものに万全を期したいというふうに考えておるところであります。

○渡辺喜美君 岸田政調会長御自身は融資と助成のハイブリッド型と呼んでおられるようであります。今、金融の方はスムーズに流れているようですが、今、金融の方はスムーズに流れているような気がする。しかし、実態を見ると、例えば、今借りている元本が有利子で、これを無利子無担保に切り替える、そういうのが結構多いんです。ですから、それは当然応諾されて割とスムーズに流れていくわけであります。

ところが、先ほど来御議論がありますように、V字回復しない可能性も高いわけです。L字になるかもしれないし、またL字から更に底割れ、二番底のおそれだつて決してないわけじゃないんですね。

大体、平成の教訓、九七年の金融危機のときにシステミックリスクが起きたわけですよ、平成の金融恐慌が起きたわけ。そこから先、何が起きたか。九八年から自殺者が三万人の大打に撃つたんですよ。コロナで亡くなる方よりも自殺する人の

方が多い。これ話になりませんよ。大体、真面目な人ほど深刻になるんです。お金を借りて返せなくなる。そうすると、うつ病にかかって自殺者リストに載ってしまう。私の友人も何人もそういう目に遭った人たちがいますよ。

ですから、やっぱり政治は人心を取らんする、人心が千々に乱れないようにする。こういうときにはモラルハザード回避を優先するという政策対応では駄目なんです。

ですから、これは債務免除、まあ民間が債務免除やるということはありますよ、民間の金融機関がね。それは、貸倒引当金積んでいて再生のときにヘアカットをやるといふのはあるでしょう。でも、今回は国が国の責任において債務免除をやる。これ、長期的に考えれば、健全な企業が突然売上げ九割減とか、幾らでも今あるわけですよね。じゃ、無担保無利子のお金を借りて五年後に立ち直ったけれども、この資本のような融資がなかなかこれ返済できないでいる、繰越欠損金も相当積み上がってしまったっている。でも、こういうのを債務免除してあげれば、繰越欠損金なくなるじゃないですか。違いますか。免除益というのが出てきますよね。ですから、そうすると、昔のように健全な企業に戻って繰越欠損金が解消されれば、税金だつて取れるじゃありませんか。そういう長い目で見て、日本のこの経済を大恐慌型不況に陥らせない、そういう視点は、大臣、お考えになりませんか。

○国務大臣(麻生太郎君) 徳政令みたいな話を言っておられるんだと思いますので、昔、学校で徳政令というのは江戸時代にあつたなという話は今伺いながら思いましたけれども、あの亀井静香金融担当大臣が似たようなことを言つて私のところに来られましたなという記憶も今思い出しましたけれども、今私どもとして徳政令というようなことをやるつもりはありません。

少なくとも今の段階はそれほどのような状況にはありませんので、まずは無利子無担保で五年間

の据置き等々のものに、今金利付きで借りているお金がそれに借り換わっていくだけでも随分違いますし、それだけで資金繰りが付いているということにもなりますので、そういった意味ではということだと思っております。

それでも、この七年間、安倍内閣になつてからは自殺者は約一万人減っていますから、そういった意味でも、今の状況というのは極めて深刻な状況ではあるうとは存じますが、今の段階で徳政令を考えていることはありません。

○渡辺喜美君 とにかくモラルハザード回避、これを優先するという発想をやっていますと、経済は回復しないどころか残念ながら非常に良くない状況になる可能性が高いということです。

まあ債務免除を徳政令と言われましたけれども、デフレ経済に陥つた日本の中で何が欠けていたかと。

我々が取り組んだのは、倒産法制の整備ですよ。これは当然債務免除併用わけですね。これ民間にやらせる。そうすると金融機関が資本不足になつて資本を金融機関に入れなきゃいけない。要するにソルベンシーの問題が出てくるわけですね。だから、流動性の問題じゃなくて、支払能力がなくなっちゃう。だから、バケツに穴が空いているのと同じで、幾ら水つぎ込んだって、バケツの底から、穴が、漏れちゃうというのが起きたわけでしょう。

ですから、こうなつてからでは遅いということなんです。倒産法制は整備をした。それから、金融健全化法から始まつて、再生法とか、今の金融機能強化法、こういうものを発動するときにはもう相当不良債権がたまつちやつていてということなんです。だから不良債権をためないということなんです。まあ、会計基準を変えて、これは不良債権じゃないよというやり方もあるかもしれないが、私は、リアルマネーを入れる、入れたお金を免除するというのをやれば、これ真水、立派な真水になつていくわけであります。

どうですか、大臣、何か御感想ありませんか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今申し上げた、先ほど申し上げたとおりなんであつて、今私どもとして、特に金融機関等を見まして、金融機関が総体的に見て、国際的に見て、日本の金融機関が、いわゆる状況として銀行自体が債務超過になつていとか貸出しするだけの資金がないとか、そういった状況にはないというのが今の現状で、金融機関は、リーマンのときと全く逆で、今回は総体的には極めて健全な状況にある。自己資本比率見まして、各、他行に比べ、他行というのは他の国の銀行に比べまして極めて安定した内容になつておるといふのが現状だと思いますので、今言われましたお話というような状況に至つていてというような感じはいたしておりますが、いずれそういうことになる前にというんで私どもはそれなりの準備をさせていただいて、資本を増強する等々いろんなことをあらかじめ考えておかにやいかぬとは思つておりますけれども、今の段階、たつた今の段階でそういうような状況にあるとは考えておらないというところであります。

○渡辺喜美君 とにかく金融機関への資本増強をやる時にはもう手遅れということなんです。

ですから、今回せっかく資本性のお金を民間企業、産業サイドに入れるというのは大変結構なことですね。当然、これは借り手の財務改善につながっていくわけでありまして、レバレッジが非常に高くなるわけですね。何倍にもレバレッジが効きますからね。ですから非常にこれはいいアイデアだ。

問題は、問題は、先ほど来お話が出ていますように、この目利きを誰がやるんだと。要は、各省ばらばらでやつておるわけですよ、今。経済産業省の系統。しかし、目利きが一番利くのはメーバンクなんですよ、民間の取引先の金融機関が一番分かっているんです。そういう目利きを十分生かしていると思いませんか。

○政府参考人(栗田照久君) まさに委員御指摘の

とおり、今回の新型コロナウイルス感染症対応に
いうのは、民間金融機関のこの目利き力が問われ
るという場面であるかというふうに考えておりま
す。

これまでも、金融庁といたしましては、担保、
保証への過度な依存は改めて、金融機関によりま
すその事業者のその事業の将来性とか中身をよく
見た融資を促進する、そういう観点から金融検査
マニュアルも廃止し、民間金融機関が創意工夫を
発揮していただくというふうにやってきたわけで
ございまして、是非、この局面では、民間金融機
関がこれまで蓄積した能力を遺憾なく発揮してい
ていただきたいというふうに考えてございます。

○渡辺喜美君 ちよつと時間がなくなつてしま
いましたが、日銀がこの前発表した新しい資金供給
システムも大変結構なんですけれども、このス
キームの難点の一つが、先ほどもお話があった保
証協会の保証渋りですね、この問題がもう一つあ
る。

それから、中小の金融機関にとっては担保を出
さなきゃいかぬということなんです。担保を出
すにも、国債というのは償還が来ますからね、ど
んどん償還されていくわけですよ。なかなか新し
い国債も入手しにくい、玉が、この間も総裁認め
たようにないわけですから。ですから、こういう
ことが実務が回っていないということにつながつ
ていってしまうんです。せつかくこれだけずうた
いのかい金用意したら、実務が回る、このこと
に心掛けていただきたいと思ひます。

○委員長(中西祐介君) 本日の調査はこの程度に
とどめます。

○委員長(中西祐介君) 次に、金融サービスの利
用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品
の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案
を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。麻生内閣

府特命担当大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりま
した金融サービスの利用者の利便の向上及び保護
を図るための金融商品の販売等に関する法律等の
一部を改正する法律案につきまして、提案の理由
及びその内容を御説明させていただきます。

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を
図るとともに、金融分野のデジタルイノベーション
に対応することが喫緊の課題となつておるのが現
状です。このような状況を踏まえ、本法律案を提
出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明を
させていただきます。

第一に、金融商品の販売等に関する法律の題名
を金融サービスの提供に関する法律に改めると
もに、多様な金融サービスを利用者にワンストッ
プで提供する金融サービス仲介業を創設し、登録
制を導入するほか所要の行為規制等を整備するこ
とをいたしております。

第二に、資金移動業に、第一種資金移動業、第
二種資金移動業、第三種資金移動業の種別を設
け、第一種資金移動業に認可制を導入するなど、
資金の移動の額に応じた規制等を整備することと
いたしております。

その他、関連する規定の整備を行うことといた
しております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容で
あります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださ
いますようお願い申し上げます。

○委員長(中西祐介君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日
はこれにて散会いたします。

午後零時四十九分散会

〔参照〕

(有村治子委員資料)

資料 1

国連の15の専門機関 うち4つの組織で中国がトップ人事を担う

国際連合食糧農業機関(FAO)	国際労働機関(ILO)	国際海事機関(IMO)	世界観光機関(UNWTO)	世界知的財産権機関(WIPO)
本部: イタリア ローマ 代表: 屈冬玉(中国) 加盟国: 194か国	本部: スイス ジュネーブ 代表: ガイ・ライダー(英国) 加盟国: 187か国	本部: 英国 ロンドン 代表: 林基沢(韓国) 加盟国: 174か国	本部: スペイン マドリード 代表: スラブ・ボロカシュビリ (ジョージア) 加盟国: 158か国(米は非加盟)	本部: スイス ジュネーブ 代表: フランシス・ガリ(豪) 加盟国: 192か国
概要 世界各国国民の栄養水準及び生 活水準の向上、食料及び農産物 の生産及び流通の改善、農村住 民の生活条件の改善等を行う。	概要 労働条件を改善するための国際的 な政策や計画の立案等を行う。	概要 船舶の構造や設備等の安全基準、 積載限度に係る技術要件、有害物 質等の排出規制等に関する条約、 基準等の作成や改訂を行う。	概要 観光を振興及び発展させるための 施策を行う。	概要 知的財産に関するルールの策定、 国際出願制度の運用管理、知的 財産分野での新興国支援を行う。
国際農業開発基金(IFAD)	国際通貨基金(IMF)	国際教育科学文化機関 (UNESCO)	万国郵便連合(UPU)	世界気象機関(WMO)
本部: イタリア ローマ 代表: ジルベール・バウングボ (トーゴ) 加盟国: 177か国	本部: 米国 ワシントン 代表: クリスタリナ・ゲオルギエバ (ブルガリア) 加盟国: 189か国	本部: フランス パリ 代表: オドレー・アズレー(仏) 加盟国: 193か国(米は脱退)	本部: スイス ベルン 代表: ビシャ・フセイン(ケニア) 加盟国: 192か国	本部: スイス ジュネーブ 代表: ベテリ・ターラス (フィンランド) 加盟国: 187か国・6地域
概要 開発途上にある加盟国の農業開 発のため、緩和された条件で資金 を提供。	概要 外貨不足の加盟国を支援。世界経 済情勢をモニターし、経済政策を 助言。技術支援を実施。	概要 教育、科学、文化、コミュニケーシ ョン等の分野での国際的な協力及 び途上国への支援事業を行う。	概要 郵便業務の効率的運営によって諸 国民の通信連絡を増進し、文化、 社会・経済分野の国際協力に寄与。	概要 世界の気象業務の調和と統一のと れた推進に必要な企画・調整活動 を行う。
国際民間航空機関(ICAO)	国際電気通信連合(ITU)	国連工業開発機関(UNIDO)	世界保健機関(WHO)	世界銀行(World Bank Group)
本部: カナダ モントリオール 代表: 柳芳(中国) 加盟国: 193か国	本部: スイス ジュネーブ 代表: 趙厚麟(中国) 加盟国: 193か国	本部: オーストリア ウィーン 代表: 李勇(中国) 加盟国: 170か国	本部: スイス ジュネーブ 代表: テドロス・アダノム (エチオピア) 加盟国: 194か国	本部: 米国 ワシントン 代表: デイビッド・R・マルパス(米) 加盟国: 189か国(世銀・IMF)
概要 国際航空運送業務やハイジャック 対策等のテロ対策等の条約作成、 国際航空運送の安全・保安等に關 する国際標準やガイドライン作成。	概要 電気通信(有線通信及び無線通 信)の利用に係る国際的秩序の形 成に貢献する。	概要 米は脱退 開発途上国や市場経済移行国に おいて包括的で持続可能な産業 開発を促進し、これらの国々の持 続的な経済の発展を支援。	概要 全ての人が可能な最高の健康 水準に到達することを目的として 設立。	概要 貧困削減と持続的成長の実現に 向けて、途上国政府に対し融資、 技術協力、政策助言を提供。

出典：外務省の情報をもとに有村事務所にて作成 令和2年6月2日(火)財政金融委員会 自由民主党・国民の声 有村治子

資料 2

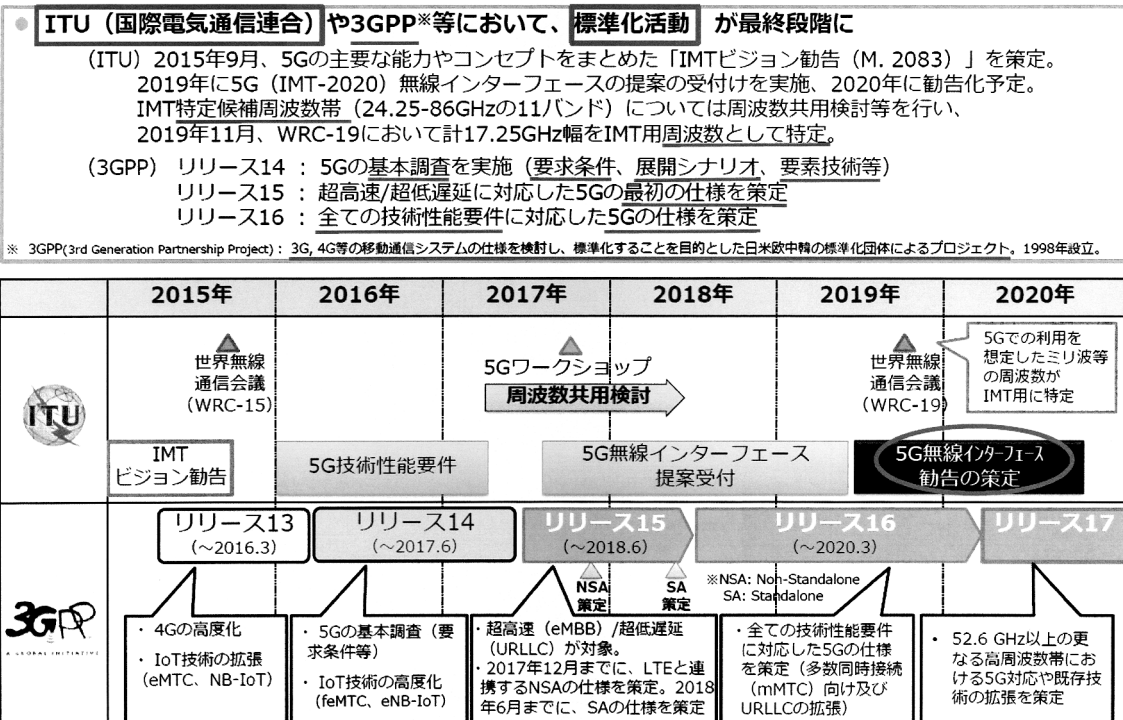
中国が影響力拡大を狙ってきた国連専門機関の特徴

●国連工業開発機関(UNIDO)：リー・ヨン（李勇）事務局長 ①2013～2017年(4年) ②2017～2021年(4年) 現在2期目 すべての人々に公平に恩恵をもたらす貧困を減らす産業開発を支援し、持続可能な産業開発と工業分野での国際協力を通して公平な富の創造とグローバルな繁栄を促進する。	 中国
●国際民間航空機関(ICAO)：リウ・ファン（柳芳）事務総局長 ①2015～2018年(3年) ②2018～2021年(3年) 現在2期目 国際航空運送業務やテロ対策等のための条約の作成、190を超える加盟国とともに、国際航空運送の安全、保安、確実かつ持続可能な民間航空を発展させる。 ゲスト参加の実績ある台湾だが、近年は総会に参加できず。	 中国
●国際電気通信連合(ITU)：ジャオ・ホーリン（趙厚麟）事務局長 ①2015～2018年(4年) ②2019～2022年(4年) 現在2期目 有線・無線の電気通信の利用に係る国際的秩序の形成に貢献。無線周波数スペクトルや衛星軌道の管理にも責任を持ち、サイバーセキュリティ等について、専門的な技術援助を行う。次世代通信規格(5G)の技能性能・仕様を策定する。	 中国
●国連食糧農業機関(FAO)：チュー・ドンユイ（屈冬玉）事務局長 ①2019～2023年(4年) 現在1期目 貧困と飢餓からの解放、食糧の安全保障の実現のため、国際的ルールの策定、世界の食料・農林水産物に関する情報の収集・伝達、調査分析及び各種統計資料の作成等、開発途上国に対する技術助言、技術協力等を行う。	 中国
●世界保健機関(WHO)：テドロス・アダノム事務局長 ①2017～2022年(5年) 現在1期目 国際保健事業の指導的かつ調整機関としての活動、感染症及びその他の疾病の撲滅事業の促進、保健分野における研究の促進・指導、食品に関する国際的基準の発展・向上等を行う。 国際社会でもWHOへの台湾参加を求める声が増え、エスワティニやグアテマラ等の国交国や日本、米国などがオブザーバー参加を求めたが、結局、台湾の参加は実現されなかった。	 エチオピア
●世界知的所有権機関(WIPO)：フランシス・ガリ事務局長 → 2020.10～ダレン・タン事務局長 世界的に知的財産保護の促進を図ることに貢献。国際的な知的財産権(IP)制度の発展を担当する。 次期事務局長候補として、日本政府は特許庁出身の候補者を擁立していたが取り下げ、米欧と共同歩調を取り、最終的に中国人候補に大差をつけて、シンガポール ダレン・タン氏が勝利した。	 →  オーストラリア 2020年3月に選挙 10月に就任予定 シンガポール 2020年3月に選挙 10月に就任予定

出典：外務省・国際連合広報センター・新聞報道等の情報をもとに有村事務所にて作成 令和2年6月2日(火) 財政金融委員会 自由民主党・国民の声 有村治子

資料 3

5Gの国際標準化動向



出典：総務省資料 赤マーカーは有村事務所にて付け加える 令和2年6月2日(火) 財政金融委員会 自由民主党・国民の声 有村治子

五月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、所得税法第五十六条の廃止を求めることに
関する請願(第九一五号)

第九一五号 令和二年五月十五日受理
所得税法第五十六条の廃止を求めることに
関する請願

請願者 島根県松江市 大塚桂子 外四十
九名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

六月一日本委員会に左の案件が付託された。

一、金融サービスの利用者の利便の向上及び保
護を図るための金融商品の販売等に関する法
律等の一部を改正する法律案

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護
を図るための金融商品の販売等に関する法律
等の一部を改正する法律案

金融サービスの利用者の利便の向上及び保
護を図るための金融商品の販売等に関する
法律等の一部を改正する法律

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正)

第一条 金融商品の販売等に関する法律(平成十
二年法律第百一十号)の一部を次のように改正す
る。

題名を次のように改める。

金融サービスの提供に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 金融商品の販売等(第三条―第十条)

第三章 金融サービス仲介業

第一節 総則(第十一条―第二十三条)

第二節 業務(第二十四条―第三十二条)

第三節 経理(第三十三条・第三十四条)

第四節 監督(第三十五条―第三十九条)

第五節 認定金融サービス仲介業協会(第
四十条―第五十条)

第六節 指定紛争解決機関(第五十一条―
第七十三条)

第七節 雑則(第七十四条―第八十四条)

第四章 罰則(第八十五条―第百二条)

第五章 没収に関する手続等の特例(第百三
条―第百五十条)

附則

第一章 総則

第一条中「事項等及び」を「事項、」に、「並
びに金融商品販売業者等が行う」を「その他
の」に、「係る勧誘の適正の確保のための措置
について」を「関する事項を」に改め、「定め
る」の下に「とともに、金融サービス仲介業を
行う者について登録制度を実施し、その業務の
健全かつ適切な運営を確保する」を、「より、」
の下に「金融サービスの提供を受ける」を加え
る。

第十条を削る。

第九条第一項中「以下」の下に「この条及び
第九十七条において」を加え、同条を第十条と
する。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、

第六条を第七条とする。

第五条中「第三条」を「第四条」に改め、同
条を第六条とする。

第四条中「行おうとする」を「行う」に改
め、「以下」の下に「この章において」を加
え、同条を第五条とする。

第三条第一項中「行おうとする」を「行う」
に改め、「(以下)」の下に「この章において」を
加え、同条第三項中「第六条第二項」を「第七
条第二項」に改め、同条第五項第二号中「規定
する有価証券」の下に「有価証券(一)を、「規定
する有価証券」の下に「にあっては、当該有価
証券」を加え、「又は」を「をいい、」に改め、

「権利(二)を削り、同条第七項第一号中「第九
条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を
第四条とする。

第二条第一項中「この法律」を「この章」に
改め、同項第一号中「預金、貯金、定期積金又
は銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二
条第四項に規定する掛金」を「預金等」に、
「同項」を「銀行法第二条第四項」に改め、同
項第三号中「(昭和二十三年法律第二十五号)を
削り、同項第四号中「保険業法(平成七年法律
第百五十号)第二条第一項に規定する保険業を行
う者が保険者となる」及び「(以下この号におい
て「保険契約」という。)」を削り、同項第五号
中「第二条第一項に規定する有価証券又は同条
第二項」を「第二条第二項」に改め、「権利を
いい、」を削り、同項第六号ロ中「金銭債権」の
下に「(有価証券)を加え、「に表示される権利
又は同条第二項の規定により有価証券とみなさ
れる権利」を「にあっては、当該有価証券に表
示される権利をいう。」に改め、同項第八号中
「金融商品取引法第二条第二十一項に規定する」
及び「同条第二十三項に規定する」を削り、同
条第二項中「この法律」を「この章」に改め、
同条第三項中「この法律」を「この章及び第四
章」に改め、同条第四項を削り、同条を第三条
とする。

第一条の次に次の一条及び章名を加える。
(定義)
第二条 この法律において「預金等」とは、預
金、貯金、定期積金又は銀行法(昭和五十六
年法律第五十九号)第二条第四項に規定する
掛金をいう。
2 この法律において「保険契約」とは、保険
業法(平成七年法律第百五十号)第二条第一項
に規定する保険業を行う者が保険者となる保
険契約をいう。
3 この法律において「有価証券」とは、金融
商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)
第二条第一項に規定する有価証券又は同条第

二項の規定により有価証券とみなされる権利
をいう。

4 この法律において「市場デリバティブ取
引」とは、金融商品取引法第二条第二十一項
に規定する市場デリバティブ取引をいう。

5 この法律において「外国市場デリバティブ
取引」とは、金融商品取引法第二条二十三
項に規定する外国市場デリバティブ取引をい
う。

第二章 金融商品の販売等

本則に次の三章を加える。

第三章 金融サービス仲介業

第一節 総則

(定義)

第十一条 この章及び次章において「金融サー
ビス仲介業」とは、預金等媒介業務、保険媒
介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付
媒介業務のいずれかを業として行うことをい
う。

2 この章において「預金等媒介業務」とは、
銀行代理業者(銀行法第十五条第十五項に規定
する銀行代理業者をいう。第十五条第一号ロ
及び第二号二(2)並びに第十六条第三項第八号
イにおいて同じ。)その他政令で定める者以外
の者が次に掲げる行為のいずれかを行う業務
をいう。
一 次に掲げる者のために行う預金等の受入
れを内容とする契約(当該契約について顧
客に対し高度に専門的な説明を必要とする
ものとして政令で定めるものを除く。)の締
結の媒介
イ 銀行(銀行法第二条第一項に規定する
銀行をいう。第十五条第二号二(2)及び第
十六号並びに第十七条第一項において同
じ。)
ロ 長期信用銀行(長期信用銀行法(昭和
二十七年法律第八十七号)第二条に規
定する長期信用銀行をいう。第十五条第
二号二(7)において同じ。)

ハ 信用金庫 ニ 信用金庫連合会 ホ 労働金庫 ヘ 労働金庫連合会 ト 信用協同組合 チ 協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（5）において同じ。） リ 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（3）において同じ。） ヌ 農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（3）において同じ。） ル 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（4）において同じ。） ヲ 漁業協同組合連合会（水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（4）において同じ。） ワ 水産加工業協同組合（水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（4）において同じ。） カ 水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（4）において同じ。） ヨ 農林中央金庫 二 前号イからヨまでに掲げる者と顧客との間において行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする	ものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介（貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。）が顧客のために行うものを除く。） 三 第一号イからヨまでに掲げる者のために行う為替取引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介 3 この章において「保険媒介業務」とは、保険業法第二百七十六条の登録を受けている特定保険募集人（同条に規定する特定保険募集人をいう。第十五条第一号ヌ及び第二号ニ（10）において同じ。）及び同法第二百八十六条の登録を受けている保険仲立人（同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。以下この節において同じ。）並びに損害保険会社（同法第二条第四項に規定する損害保険会社をいう。）、同法第二百七十六条の登録を受けている損害保険代理店（同法第二条第二十一項に規定する損害保険代理店をいう。）及び同法第二百八十六条の登録を受けている保険仲立人の役員（代表権を有する役員並びに監査役、監査等委員会の委員及び監査委員会の委員を除く。）及び使用人並びに特定少額短期保険募集人（同法第二百七十五条第一項第三号に規定する特定少額短期保険募集人をいう。）以外の者が次に掲げる者と顧客との間における保険契約（当該保険契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介を行う業務をいう。 一 保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。第十五条第五号において同じ。） 二 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十五条第五号において同じ。）	三 少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。第十五条第五号において同じ。） 4 この章において「有価証券等仲介業務」とは、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この節において同じ。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。第一号イ及び第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。）を行うもの及び金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。第十五条第一号ル及び第二号ニ（11）並びに第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。）以外の者が次に掲げる行為（他の法律の規定に基づき業として行うもの及び投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第一号イにおいて同じ。）を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれかを行う業務をいう。 一 次に掲げる者と顧客との間において行う有価証券の売買（当該売買について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の媒介（金融商品取引法第一条第八項第十号に該当するものを除く。） イ 第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。）又は投資運用業（同法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。）を行う金融商品取引業者 ロ 金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関 二 前号イ又はロに掲げる者と顧客との間において行う金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバ	ティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引（これらの取引について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の委託の媒介 三 第一号イ又はロに掲げる者のために行う有価証券の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。）若しくは有価証券の売出し（同条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。）の取扱い又は有価証券の私募（同条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（同条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。）の取扱い（これらの取扱いについて顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。） 四 第一号イ又はロに掲げる者と顧客との間において行う投資顧問契約（金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。第二十二条第六項第八号及び第三十一条第二項において同じ。）当該投資顧問契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。第二十二条第六項第八号及び第三十一条第二項において同じ。）（当該投資一任契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介（他は、貸金業者以外の者が貸金業者と顧客との間における資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介（他の法律の規定に基づき業として行うもの及び貸金業法第二条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものを除く。）を行う業務をいう。
--	---	--	--

6 この章及び次章において「金融サービス仲介業者」とは、次条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。 7 この章及び次章において「認定金融サービス仲介業協会」とは、第四十条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。 8 この章において「金融サービス仲介業務」とは、金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務をいう。 9 この章及び次章において「指定紛争解決機関」とは、第五十一条第一項の規定による指定を受けた者をいう。 10 この章において「苦情処理手続」とは、金融サービス仲介業務関連苦情（金融サービス仲介業務に関する苦情をいう。第六節において同じ。）を処理する手続をいう。 11 この章において「紛争解決手続」とは、金融サービス仲介業務関連紛争（金融サービス仲介業務に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。第六節において同じ。）について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。 12 この章及び次章において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。 13 この章において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務の対象とする預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の種別をいう。 14 この章において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と金融サービス仲介業者との間で締結される契約をいう。 （登録） 第十二条 金融サービス仲介業者は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。 （登録の申請）	第十三条 前条の登録を受けようとする者（以下第十五条までにおいて「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 商号、名称又は氏名及び住所 二 法人であるときは、その役員（外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取扱いされている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。）の氏名又は名称 三 金融サービス仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地 四 業務の種別（預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の種別をいう。以下同じ。） 五 貸金業貸付媒介業務を行う場合にあっては、貸金業貸付媒介業務に関して広告又は勧誘をする際に表示又は説明をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの 六 電子金融サービス仲介業務（電子情報処理組織を使用する方法であつて内閣府令で定めるもの）により行う金融サービス仲介業務をいう。第十五条第一号レ及び第十八条第一項において同じ。）を行う場合にあっては、その旨 七 他に事業を行うときは、その事業の種別 八 その他内閣府令で定める事項 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 第十五条第一号イからカまで、第二号イからハまで又は第三号イ若しくはロのいずれにも該当しないことを誓約する書面 二 登録申請者が法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。） 三 金融サービス仲介業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類	四 登録申請者が預金等媒介業務を行う場合にあっては、第十五条第四号に該当しないことを誓約する書面 五 登録申請者が保険媒介業務を行う場合にあっては、第十五条第五号イ、ロ、ハ（②を除く。）、ニ（同号ハ（②）に係る部分を除く。）又はホ（同号ハ（②）に係る部分を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面 六 登録申請者が有価証券等仲介業務を行う場合にあっては、第十五条第六号に該当しないことを誓約する書面 七 登録申請者が貸金業貸付媒介業務を行う場合にあっては、第十五条第七号に該当しないことを誓約する書面 八 その他内閣府令で定める書類 （登録の実施） 第十四条 内閣総理大臣は、第十二条の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。 一 前条第一項各号に掲げる事項 二 登録年月日及び登録番号 2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。 3 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。 （登録の拒否） 第十五条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一 次のいずれかに該当する者 イ 金融サービス仲介業者であつた者が第三十八条第一項の規定により第十二条の	登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号ニ（1）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの ロ 銀行主要株主（銀行法第二十条第十項に規定する銀行主要株主をいう。次号ニ（2）において同じ。）であつた者が同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行持株会社（同法第二十三条第三項に規定する銀行持株会社をいう。同号ニ（2）において同じ。）であつた者が同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは銀行代理業者であつた者が同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の認可若しくは許可（当該認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの ハ 特定信用事業代理業者（農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次号ニ（3）において同じ。）であつた者が同法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第二項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該
--	---	--	--

外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号二(3)において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ニ 特定信用事業代理業者（水産業協同組合法第六百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次号二(4)において同じ。）であつた者が同法第八十一条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六百六条第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号二(4)において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ホ 信用協同組合代理業者（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の第三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。次号二(5)において同じ。）であつた者が同法第六十条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の第三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号二(5)において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ヘ 信用金庫代理業者（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業

者をいう。次号二(6)において同じ。）であつた者が同法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第二項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ト 長期信用銀行主要株主（長期信用銀行法第十六条の二の二第五項に規定する長期信用銀行主要株主をいう。次号二(7)において同じ。）であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第二項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行持株会社（同法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。同号二(7)において同じ。）であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは長期信用銀行代理業者（同法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。同号二(7)において同じ。）であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の認可若しくは許可（当該認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の

認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

チ 労働金庫代理業者（労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。次号二(8)において同じ。）であつた者が同法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

リ 農林中央金庫代理業者（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。次号二(9)において同じ。）であつた者が同法第九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第二項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。同号二(9)において同じ。）を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ヌ 特定保険募集人であつた者が保険業法第三百七条第一項の規定により同法第二百七十六条の登録を取り消された場合若しくは保険仲立人であつた者が同項の規定により同法第二百八十六条の登録を取

り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号二(10)において同じ。）を受けていた者が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しないもの

ル 金融商品取引業者であつた者が金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消された場合、取引所取引許可業者（同法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。次号二(11)において同じ。）であつた者が同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条第一項の許可を取り消された場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者（同法第六十条の十四第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者をいう。同号二(11)において同じ。）であつた者が同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消された場合、特例業務届出者（同法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。同号二(11)において同じ。）であつた者が同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務（同法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。ル及び同号二(11)において同じ。）の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた者が同条第二項において読み替えて準用する同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者であつた者が同法第六十

六条の二十第一項の規定により同法第六十六條の登録を取り消された場合、信用格付業者（同法第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。同号二(1)において同じ。）であつた者が同法第六十六條の四十二第一項の規定により同法第六十六條の二十七の登録を取り消された場合若しくは高速取引行為者（同法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。同号二(1)において同じ。）であつた者が同法第六十六條の六十三第一項の規定により同法第六十六條の五十の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。同号二(1)において同じ。）を受けていた者が当該同種類の登録若しくは許可を取り消された場合若しくは適格機関投資家等特例業務と同種類の業務を行つていた者が当該業務の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日から五年を経過しないもの	分がなされた日。同号二(12)において同じ。）から五年を経過しないもの ワ この法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、農業協同組合法、金融商品取引法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、信用金庫法、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、長期信用銀行法、労働金庫法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、銀行法、貸金業法、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く）、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、農林中央金庫法若しくは信託業法（平成十六年法律第五十四号）その他政令で定める法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、貸付けの契約（貸金業法第二条第三項に規定する貸付けの契約をいう。）の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第十二条の規定に違反し、又は刑法	（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 カ 金融サービス仲介業務に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者 ヨ 他に行つてゐる事業が公益に反すると認められる者 タ 金融サービス仲介業を適確に遂行するに足りる能力を有しない者 レ 電子金融サービス仲介業務を行う場合にあつては、当該電子金融サービス仲介業務を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われてゐない者 ソ 認定金融サービス仲介協会等（認定金融サービス仲介協会又は業務の種別ごとにこれに類するものとして内閣府令で定めるもの（第十三条第一項の規定による登録申請書に記載した業務の種別に係るものに限る。）をいう。ソにおいて同じ。）に加入しない者であつて、認定金融サービス仲介協会等の定款その他の規則（金融サービス仲介業務の適正を確保すること又は顧客の保護に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定める者を含む。第五号イ及びロを除き、以下この条、第十八条第一項第二号ロ、第三十八条第三項並	びに第五十一条第一項第四号及び第六号において同じ。）若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの 二 法人である場合にあつては、役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者 イ 心身の故障により金融サービス仲介業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者 ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者 ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 二 次のいずれかに該当する者 (1) 金融サービス仲介業者であつた法人が第三十八条第一項の規定により第十二條の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの (2) 銀行であつた法人が銀行法第二十七条若しくは第二十八條の規定により同法第四条第一項の免許を取り消された場合、銀行主要株主であつた法人が同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行持株会社であつた法人が同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若し
--	---	---	--

くは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは銀行代理業者であつた法人が同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許、認可若しくは許可（当該免許、認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の免許、認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの	を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合又は漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会であつた法人が同法第二百四十四条の二の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの
(3) 特定信用事業代理業者であつた法人が農業協同組合法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会であつた法人が同法第九十五条の二の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの	(5) 信用協同組合若しくは協同組合連合会であつた法人が中小企業等協同組合法第六十二条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において読み替えて準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合又は信用協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの
(4) 特定信用事業代理業者であつた法人が水産業協同組合法第八十八条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六十一条第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの	(6) 信用金庫若しくは信用金庫連合会であつた法人が信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消された場合若しくは信用金庫代理業者であつた法人が同法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許若しくは許可（当該免許又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の免許若しくは許可を取り消された場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの
(7) 長期信用銀行であつた法人が長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消された場合、長期信用銀行主要株主であつた法人が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行持株会社であつた法人が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合若しくは長期信用銀行代理業者であつた者が同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定によ	(8) 労働金庫若しくは労働金庫連合会であつた法人が労働金庫法第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消された場合若しくは労働金庫代理業者であつた法人が同法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許若しくは許可（当該免許又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の免許若しくは許可を取り消された場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの
(9) 農林中央金庫であつた法人が農林中央金庫法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合又は農林中央金庫代理業者であつた法人が同法第九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中	り長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許、認可若しくは許可（当該免許、認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けていた者が当該同種類の免許、認可若しくは許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

中央金庫法第九十五条の二第二項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その命令又は取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員（経営管理委員を含む。）であつた者でその命令又は取消しの日から五年を経過しないもの

(10) 特定保険募集人であつた法人が保険業法第三百七条第一項の規定により同法第二百七十六条の登録を取り消された場合若しくは保険仲立人であつた法人が同項の規定により同法第二百八十六条の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(11) 金融商品取引業者であつた法人が金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消された場合、取引所取引許可業者であつた法人が同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の八第一項の許可を取り消された場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であつた法人が同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消された場合、特例業務届出者であつた法人が同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜら

れた場合、同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた法人が同条第二項において読み替えて準用する同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者であつた法人が同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合、信用格付業者であつた法人が同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六の二十七の登録を取り消された場合若しくは高速取引行為者であつた法人が同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録若しくは許可を受けていた法人が当該同種類の登録若しくは許可を取り消された場合若しくは適格機関投資家等特例業務と同種類の業務を行つていた法人が当該業務の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

(12) 貸金業者であつた法人が貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否された場合若しくは同法第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録の更新を拒否された場合若しくは当

該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ホ 次のいずれかに該当する者

(1) 第三十八条第三項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(2) 銀行法第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(3) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員若しくは農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任若しくは改選を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(4) 水産業協同組合法第八十一条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員若しくは水産業協同組合法第二百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任若しくは改選を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において読み替えて準用する銀行法第二十七条若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は協同組合による金融事業に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(6) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は信用金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(7) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は長期信用銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(8) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた役員若しくは同法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は労働金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において改任若しくは解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

(9) 農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた役員（経営管理委員を含む。）若しくは同法第九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者 (10) 金融商品取引法第五十二条第二項、第六十条の八第二項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十第二項、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第二項の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者	四 預金等媒介業務を行う場合にあっては、他に事業を行うことにより預金等媒介業務を適正かつ確実に行うことについて支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める場合に該当する者 五 保険媒介業務を行う場合にあっては、次のいずれかに該当する者 イ 保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者又はこれらの役員若しくは使用人 ロ 保険募集人（保険業法第二十三条第二項に規定する保険募集人をいう。以下この節において同じ。）（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受けて、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者を除く。）又は保険仲立人の役員若しくは使用人 ハ 保険契約の締結の媒介を行う使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者 (1) 第二号イからハまで又はイ若しくはロのいずれかに該当する者 (2) 登録の申請の日前三年以内に保険媒介業務又は保険募集（保険業法第二十六条第二項に規定する保険募集をいう。第十七条第三項において同じ。）に関し著しく不適当な行為をした者 (3) 保険募集人（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者に限る。）又は保険仲立人 ニ 法人である場合にあっては、役員のうちイ、ロ又はハ(2)若しくは(3)のいずれかに該当する者のある者	かに該当する者のある者 ホ 個人である場合にあっては、金融サービス仲介業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハ(2)若しくは(3)のいずれかに該当する者 六 有価証券等仲介業務を行う場合にあっては、銀行その他政令で定める者 七 貸金業貸付媒介業務を行う場合にあっては、政令で定める使用人のうちに第二号イからハまでのいずれかに該当する者のある者 （変更登録等） 第十六条 金融サービス仲介業者は、第十三条第一項第四号又は第六号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。 2 第十四条（第一項各号を除く。）及び前条（第一号イからロまで、第二号及び第三号を除く。）の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第十四条第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、前条中「各号」とあるのは「各号（第一号イからロまで、第二号及び第三号を除く。）」と、同条第四号中「預金等媒介業務を行う」とあるのは「次条第一項の変更登録により保険媒介業務を」と、同条第五号中「保険媒介業務を」とあるのは「次条第一項の変更登録により保険媒介業務を」と、同条第六号中「有価証券等仲介業務」とあるのは「次条第一項の変更登録により有価証券等仲介業務」と、同条第七号中「貸金業貸付媒介業務」とあるのは「次条第一項の変更登録により貸金業貸付媒介業務」と読み替えるものとする。 3 金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	一 第十三条第一項各号（第四号及び第六号を除く。）に掲げる事項に変更があったとき、当該金融サービス仲介業者 二 第十三条第二項第三号に掲げる書類に記載した金融サービス仲介業務の内容又は方法について変更があったとき、当該金融サービス仲介業者 三 金融サービス仲介業を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継をさせ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をしたとき、その金融サービス仲介業を廃止し、承継をさせ、又は譲渡をした個人又は法人 四 金融サービス仲介業者である個人が死亡したとき、その相続人 五 金融サービス仲介業者である法人が合併により消滅したとき、その法人を代表する役員であつた者 六 金融サービス仲介業者である法人について破産手続開始の決定があつたとき、その破産管財人 七 金融サービス仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき、その清算人 八 次のイからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者となったとき、当該イからニまでに定める者となった者 イ 預金等媒介業務 銀行代理業者その他政令で定める者 ロ 保険媒介業務 保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人 ハ 有価証券等仲介業務 金融商品取引業者であつて第一種金融商品取引業を行うもの又は金融商品仲介業者 ニ 貸金業貸付媒介業務 貸金業者 九 その他内閣府令で定める場合に該当する者
(9) 農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた役員（経営管理委員を含む。）若しくは同法第九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者 (10) 金融商品取引法第五十二条第二項、第六十条の八第二項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十第二項、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第二項の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者 (11) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者 ヘ 前号イからカまでのいずれかに該当する者 三 個人である場合にあっては、次のいずれかに該当する者 イ 前号イからホまでのいずれかに該当する者 ロ 金融サービス仲介業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。第五号ホにおいて同じ。）が前号イからハまでのいずれかに該当する者	四 預金等媒介業務を行う場合にあっては、他に事業を行うことにより預金等媒介業務を適正かつ確実に行うことについて支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める場合に該当する者 五 保険媒介業務を行う場合にあっては、次のいずれかに該当する者 イ 保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者又はこれらの役員若しくは使用人 ロ 保険募集人（保険業法第二十三条第二項に規定する保険募集人をいう。以下この節において同じ。）（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受けて、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者を除く。）又は保険仲立人の役員若しくは使用人 ハ 保険契約の締結の媒介を行う使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある者 (1) 第二号イからハまで又はイ若しくはロのいずれかに該当する者 (2) 登録の申請の日前三年以内に保険媒介業務又は保険募集（保険業法第二十六条第二項に規定する保険募集をいう。第十七条第三項において同じ。）に関し著しく不適当な行為をした者 (3) 保険募集人（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受け、又は当該委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者に限る。）又は保険仲立人 ニ 法人である場合にあっては、役員のうちイ、ロ又はハ(2)若しくは(3)のいずれかに該当する者のある者	かに該当する者のある者 ホ 個人である場合にあっては、金融サービス仲介業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハ(2)若しくは(3)のいずれかに該当する者 六 有価証券等仲介業務を行う場合にあっては、銀行その他政令で定める者 七 貸金業貸付媒介業務を行う場合にあっては、政令で定める使用人のうちに第二号イからハまでのいずれかに該当する者のある者 （変更登録等） 第十六条 金融サービス仲介業者は、第十三条第一項第四号又は第六号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。 2 第十四条（第一項各号を除く。）及び前条（第一号イからロまで、第二号及び第三号を除く。）の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第十四条第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、前条中「各号」とあるのは「各号（第一号イからロまで、第二号及び第三号を除く。）」と、同条第四号中「預金等媒介業務を行う」とあるのは「次条第一項の変更登録により保険媒介業務を」と、同条第五号中「保険媒介業務を」とあるのは「次条第一項の変更登録により有価証券等仲介業務」と、同条第六号中「有価証券等仲介業務」とあるのは「次条第一項の変更登録により有価証券等仲介業務」と、同条第七号中「貸金業貸付媒介業務」とあるのは「次条第一項の変更登録により貸金業貸付媒介業務」と読み替えるものとする。 3 金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	一 第十三条第一項各号（第四号及び第六号を除く。）に掲げる事項に変更があったとき、当該金融サービス仲介業者 二 第十三条第二項第三号に掲げる書類に記載した金融サービス仲介業務の内容又は方法について変更があったとき、当該金融サービス仲介業者 三 金融サービス仲介業を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継をさせ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をしたとき、その金融サービス仲介業を廃止し、承継をさせ、又は譲渡をした個人又は法人 四 金融サービス仲介業者である個人が死亡したとき、その相続人 五 金融サービス仲介業者である法人が合併により消滅したとき、その法人を代表する役員であつた者 六 金融サービス仲介業者である法人について破産手続開始の決定があつたとき、その破産管財人 七 金融サービス仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき、その清算人 八 次のイからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者となったとき、当該イからニまでに定める者となった者 イ 預金等媒介業務 銀行代理業者その他政令で定める者 ロ 保険媒介業務 保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人 ハ 有価証券等仲介業務 金融商品取引業者であつて第一種金融商品取引業を行うもの又は金融商品仲介業者 ニ 貸金業貸付媒介業務 貸金業者 九 その他内閣府令で定める場合に該当する者

とき 内閣府令で定める者 4 前項第八号イから二までに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イから二までに定める者（当該イから二までに掲げる業務のうち一の業務のみを行うものを除く。）となったときは、それぞれ当該イから二までに掲げる業務を行わない旨の第一項の変更登録を受けたものとみなす。 5 内閣総理大臣は、第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。 6 金融サービス仲介業者が第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき、又は同項第八号イから二までに掲げる業務のうち一の業務のみを行う金融サービス仲介業者がそれぞれ当該イから二までに定める者となつたときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録は、その効力を失う。 （銀行法等の特例） 第十七条 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた銀行その他政令で定める者は、銀行法その他政令で定める法律の規定にかかわらず、保険媒介業務を行うことができる（保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。第二十二條第二項及び第二十八條第二項において同じ。）の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）。 2 預金等媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務については、銀行法第二條第十四項に規定する銀行代理業、農業協同組合法第九十二條の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百六條第二項に規定する特定信用事業代理業、協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第二項に規定する信用協同組合代理業、信用金庫法第	八十五條の二第二項に規定する信用金庫代理業、長期信用銀行法第十六條の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、労働金庫法第八十九條の三第二項に規定する労働金庫代理業及び農林中央金庫法第九十五條の二第二項に規定する農林中央金庫代理業に該当しないものとみなす。 3 保険媒介業務の種別に係る第十二條の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う保険契約の締結の媒介については、保険募集に該当しないものとみなす。 4 保険媒介業務の種別に係る第十二條の登録を受けた金融サービス仲介業者が保険媒介業務を行うときは、当該金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、保険業法の規定の適用については、保険募集人又は保険仲立人でないものとみなす。 5 有価証券等仲介業務の種別に係る第十二條の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う有価証券等仲介業務については、金融商品取引法第二條第八項に規定する金融商品取引業に該当しないものとみなす。 （電子金融サービス仲介業務に関する特例） 第十八條 電子金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、銀行法第五十二條の六十一の二の規定にかかわらず、電子決済等代行業（同法第二條第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を行うことができる。 一 次のいずれにも該当しない者であること。 イ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者 ロ 次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者 (1) 銀行法第五十二條の六十一の十七第	一項又は第二項の規定による同法第五十二條の六十一の二の登録の取消し (2) 農業協同組合法第九十二條の五の九第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農業協同組合法第九十二條の五の二第一項の登録の取消し (3) 水産業協同組合法第百十七條第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の六十一の十七第一項又は第二項の規定による水産業協同組合法第百十條第一項の登録の取消し (4) 協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の六十一の十七第一項又は第二項の規定による協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の二第一項の登録の取消し (5) 信用金庫法第八十九條第七項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の六十一の十七第一項又は第二項の規定による信用金庫法第八十五條の四第一項の登録の取消し (6) 労働金庫法第九十四條第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の六十一の十七第一項又は第二項の規定による労働金庫法第八十九條の五第一項の登録の取消し (7) 農林中央金庫法第九十五條の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農林中央金庫法第九十五條の五の二第一項の登録の取消し (8) 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十條の十九第一項又は第二項の規定による同法	第六十條の三の登録の取消し (9) 銀行法、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(8)までの登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）の取消し ハ 次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者 (1) 第三十八條第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令 (2) 農業協同組合法第九十二條の五の八第四項の規定による同法第九十二條の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令 (3) 水産業協同組合法第百十六條第四項の規定による同法第百十條第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令 (4) 協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の九第四項の規定による同法第六條の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令 (5) 信用金庫法第八十五條の十一第四項の規定による同法第八十五條の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令 (6) 労働金庫法第八十九條の十二第四項の規定による同法第八十九條の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令 (7) 農林中央金庫法第九十五條の五の九第四項の規定による同法第九十五條の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令
--	--	---	--

(8) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二第四項の規定による同法第六十条の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令	イ 外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者 ロ 前号ロ(1)又は(2)のいずれかに該当する者	3 金融サービス仲介業者は、第一項の規定により電子決済等代行業を行うときは、内閣府令で定めるところにより、銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。	第二十一条 金融サービス仲介業者は、自己の名義をもつて、他人に金融サービス仲介業を行わせてはならない。 (保証金) 第二十二条 金融サービス仲介業者は、保証金を主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。
(9) この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による(1)から(8)までの業務と同種類の業務の廃止の命令	2 金融サービス仲介業者が前項の規定により電子決済等代行業を行う場合にあつては、当該金融サービス仲介業者を銀行法第二十条第十八項に規定する電子決済等代行業者とみなして、同法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項(第一号及び第二号を除く)、第五十二条の六十一の十九から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第五項並びに第五十六条(第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第九章の規定並びに農業協同組合法第九十二条の五の八、水産業協同組合法第九十二条の五の九、信用金庫法第八十五条の十一、労働金庫法第八十九条の十二、農林中央金庫法第九十五条の五の九及び株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二の規定を適用する。この場合において、銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項(電子金融サービス仲介業務に関する特例)に規定する」と、同条第三項中「第五十二条の六十一の三第二項第三号」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第十八条第四項第二号」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて電子決済等代行業の全部又は」とするほか、必要な技術的説	3 金融サービス仲介業者以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。 3 金融サービス仲介業者以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。 (名義貸しの禁止)	3 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、当該金融サービス仲介業者のために所要の保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつてゐる金額について第一項の保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。
二 株式会社商工組合中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者	イ 外国法人であつて日本における代表者を定めていない者 ロ 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者	5 内閣総理大臣は、第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者に係る名簿を作成し、公衆の縦覧に供しなければならない。 (商号等の使用制限) 第十九条 金融サービス仲介業者でない者は、金融サービス仲介業者という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いてはならない。 (標識の掲示等) 第二十条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。	4 内閣総理大臣は、顧客等の保護のため必要があると認めるときは、金融サービス仲介業者と前項の契約を締結した者又は当該金融サービス仲介業者に対し、当該契約において供託されることとなつてゐる金額に相当する金額の全部又は一部の供託すべき旨を命ずることができる。
(1) 法人が前号ロ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその処分の日から五年を経過しないもの	(2) 法人が前号ハ(1)から(9)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその命令の日から五年を経過しないもの	2 金融サービス仲介業者は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により金融サービス仲介業務を行う場合にあつては、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方法により商号、名称又は氏名、行う業務の種別その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。	5 金融サービス仲介業者は、第一項の保証金について供託(第三項の契約の締結を含む。第八項及び第十項第三号並びに第九十一条第一号において同じ。)を行い、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければならない。
(3) 前号ロから二までのいずれかに該当する者	三 個人である場合にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。	3 金融サービス仲介業者以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。 (名義貸しの禁止)	6 金融サービス仲介業者が行つた次の各号に掲げる行為に関して当該各号に定める者に生

じた債権に關し、当該各号に定める者は、当該金融サービス仲介業者に係る保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。 一 第十一条第二項第一号に掲げる行為 当該行為により預金等の受入れを内容とする契約を締結した者 二 第十一条第二項第二号に掲げる行為 当該行為により資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約を締結した者 三 第十一条第二項第三号に掲げる行為 当該行為により為替取引を内容とする契約を締結した者 四 第十一条第三項に規定する媒介 当該媒介により保険契約を締結した保険契約者、当該保険契約の被保険者又は保険金額を受け取るべき者 五 第十一条第四項第一号に掲げる行為 当該行為により有価証券の売買契約を締結した者 六 第十一条第四項第二号に掲げる行為 当該行為により有価証券の売買契約又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約を締結した者 七 第十一条第四項第三号に掲げる行為 当該行為により有価証券を取得した者 八 第十一条第四項第四号に掲げる行為 当該行為により投資顧問契約又は投資一任契約を締結した者 九 第十一条第五項に規定する媒介 当該媒介により資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約を締結した者又は当該契約に關して保証人となつた者 七 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。 八 金融サービス仲介業者は、第六項の権利の実行その他の理由により、供託を行った保証金の額が第二項の政令で定める額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から二週間以内	にその不足額について供託を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 9 第一項又は前項の規定により供託する保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。 10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した保証金は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、内閣総理大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができる。 一 第十六条第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき、又は同項第八号イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行う金融サービス仲介業者がそれぞれ当該イからニまでに定める者となつたとき。 二 第三十八条第一項又は第四項の規定により第十二条の登録が取り消されたとき。 三 金融サービス仲介業務の状況の変化その他の理由により、供託を行った保証金の額が第二項の政令で定める額を超えることとなつたとき。 11 内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、金融サービス仲介業者が行つた第六項各号に掲げる行為に關して生じた債権の弁済を確保するために必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定することができる。 12 前各項に定めるもののほか、保証金に關し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。 (金融サービス仲介業者賠償責任保険契約) 第二十三条 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約(金融サービス仲介業務に關して生じた損害の賠償の責任が発生した場合において、これを金融サービス仲介業者が賠償することにより生ずる損失を保険者が填補することを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の効力の存する間、当該契約の保険金の額に應じて前条第一項の保証金の一部の供託をしないことができる。 2 内閣総理大臣は、顧客等の保護のため必要があるとき、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約を締結した金融サービス仲介業者に対し、前項の規定により供託をしないことができない金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。 3 前二項に定めるもののほか、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約に關し必要な事項は、内閣府令で定める。 第二節 業務 (金融サービス仲介業者の誠実義務) 第二十四条 金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。(情報の提供) 第二十五条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行うときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。 一 金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び住所 二 第十四条第一項に規定する金融サービス仲介業者登録簿に登録されている業務の種類 三 第十一条第二項第一号イからヨまで、第三項各号若しくは第四項第一号イ若しくはロに掲げる者又は貸金業者の代理権がない旨その他金融サービス仲介業者の権限に關する事項 四 第二十七条の規定の趣旨	合において、これを金融サービス仲介業者が賠償することにより生ずる損失を保険者が填補することを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の効力の存する間、当該契約の保険金の額に應じて前条第一項の保証金の一部の供託をしないことができる。 2 内閣総理大臣は、顧客等の保護のため必要があるとき、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約を締結した金融サービス仲介業者に対し、前項の規定により供託をしないことができない金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。 3 前二項に定めるもののほか、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約に關し必要な事項は、内閣府令で定める。 第二節 業務 (金融サービス仲介業者の誠実義務) 第二十四条 金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。(情報の提供) 第二十五条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行うときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。 一 金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び住所 二 第十四条第一項に規定する金融サービス仲介業者登録簿に登録されている業務の種類 三 第十一条第二項第一号イからヨまで、第三項各号若しくは第四項第一号イ若しくはロに掲げる者又は貸金業者の代理権がない旨その他金融サービス仲介業者の権限に關する事項 四 第二十七条の規定の趣旨	五 金融サービス仲介業者の損害賠償に關する事項 六 その他内閣府令で定める事項 2 金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に關して当該金融サービス仲介業者が受ける手数料、報酬その他の対価の額その他内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない。(業務運営に關する措置) 第二十六条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務に關し、この法律又は他の法律に定めがあるものを除き、内閣府令で定めるところにより、その金融サービス仲介業務に係る重要な事項の顧客への説明、その金融サービス仲介業務に關して取得した顧客に關する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。 (金銭等の預託の禁止) 第二十七条 金融サービス仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融サービス仲介業務に關して、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該金融サービス仲介業者と密接な關係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭その他の財産を預託させてはならない。ただし、顧客の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。(指定紛争解決機関との契約締結義務等) 第二十八条 金融サービス仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。 一 当該金融サービス仲介業者が預金等媒介業務を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置 イ 指定預金等媒介紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種類が預金等媒介業務であるものをい
---	---	--	---

う。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定預金等媒介紛争解決機関との間で預金等媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定預金等媒介紛争解決機関が存在しない場合 預金等媒介業務に関する苦情処理措置（顧客等からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第六十二条第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この項において同じ。）及び紛争解決措置（顧客等との紛争の解決を裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第三号に規定する認証紛争解決手続により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。以下この項において同じ。）

二 当該金融サービス仲介業者が保険媒介業務を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定保険媒介紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種類が保険媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定保険媒介紛争解決機関との間で保険媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定保険媒介紛争解決機関が存在しない場合 保険媒介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

三 当該金融サービス仲介業者が有価証券等仲介業務を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定有価証券等仲介紛争解決機関（指

定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種類が有価証券等仲介業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定有価証券等仲介紛争解決機関との間で有価証券等仲介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定有価証券等仲介紛争解決機関が存在しない場合 有価証券等仲介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

四 当該金融サービス仲介業者が貸金業貸付媒介業務を行う者である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定貸金業貸付媒介紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種類が貸金業貸付媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定貸金業貸付媒介紛争解決機関との間で貸金業貸付媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定貸金業貸付媒介紛争解決機関が存在しない場合 貸金業貸付媒介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

2 前項第一号ロに規定する「顧客等」とは、顧客又は顧客以外の保険契約者等、資金需要者等（貸金業法第二条第六項に規定する資金需要者等をいう。）若しくは債務者等（同条第五項に規定する債務者等をいう。）であつた者をいう。

3 金融サービス仲介業者は、第一項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の名称又は商号を公表しなければならない。

4 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間において

は、適用しない。

一 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げる場合に該当することとなったとき 第七十二条第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第七十三条第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号イの一の指定預金等媒介紛争解決機関、同項第二号イの一の指定保険媒介紛争解決機関、同項第三号イの一の指定有価証券等仲介紛争解決機関若しくは同項第四号イの一の指定貸金業貸付媒介紛争解決機関（以下この号において「指定種別紛争解決機関」と総称する。）の紛争解決等業務の廃止が第七十二条第一項の規定により認可されたとき、又は指定種別紛争解決機関の第五十一条第一項の規定

による指定が第七十三条第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当することとなったとき 第五十一条第一項の規定による指定の時に、第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

（銀行法の準用）
第二十九条 銀行法第五十二条の四十四第二項及び第五十二条の四十五の規定は、預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五十二条の四十四第二項		第二条第十四項第一号	金融サービスの提供に関する法律 第十一条第二項第一号（定義）
		特定預金等契約	金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項（定義）に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金等（金融サービスの提供に関する法律第二条第一項（定義）に規定する預金等をいう。以下この項及び次条第四号において

第五十二条の四十五各号列記以外の部分及び同条第三号	預金又は定期積金等	預金者等	代理及び媒介	同じ。）として内閣府令で定めるものの受入れを内容とする契約（次条において「特定預金等契約」という。）
	代理又は媒介	媒介	預金等	預金者等（預金者、貯金者及び定期積金の積金者（第二条第四項に規定する掛金の掛金者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）
	が所属銀行	媒介	が相手方金融機関（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第二項に規定する預金等媒介業務により顧客が締結する預金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の相手方をいう。以下この条において同じ。）	当該相手方金融機関
	当該所属銀行	媒介	代理又は媒介	媒介
	（所属銀行）	（相手方金融機関	所属銀行	相手方金融機関
第五十二条の四十五第五号				

（保険業法の準用）

第三十条 保険業法第二百九十三条、第二百九十四条第一項及び第二項、第二百九十四条の二、第二百九十五条、第二百九十八条、第三百条第一項並びに第三百九条第七項、第八項及び第十項の規定は、保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百九十三条	保険仲立人が行う保険契約	金融サービス仲介業者が顧客のために行う保険契約（金融サービスの提供に関する法律第二条第二項（定義）に規定する保険契約をいう。以下同じ。）
第二百九十四条第一項	は、保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集	（金融サービスの提供に関する法律第七十四条（保険契約の締結の媒介を行う役員又は使用人の届出）の規定による届出が行われているものに限る。次条及び第三百条第一項において同じ。）は、保険契約の締結の媒介又は自らが締結の媒介
第二百九十四条第二項	又はその代理若しくは媒介	の締結の媒介
第二百九十四条の二	、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集	の媒介又は自らが締結の媒介
第二百九十五条第一項	保険仲立人にあつては、内閣府令	内閣府令
第三百条第一項	、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集	の媒介又は自らが締結の媒介
第三百条第一項第八号	又はその代理若しくは媒介	の媒介
	当該保険会社等又は外国保険会社等の	金融サービス仲介業者が行う保険契約の締結の媒介により当該保険契約者が締結する保険契約の相手方となる保険会社等又は外国保険会社等（以下この号において「相手方金融機関」という。）の
	保険会社等又は外国保険会社等を	相手方金融機関を

（金融商品取引法の準用）

第三十一条 金融商品取引法第三十八条の二、第六十六条の十四（第一号イ及びロ並びに第三号を除く。）及び第六十六条の十四の二の規定は、有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十八条の二	投資助言・代理業又は投資運用業	有価証券等仲介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第四号に掲げる行為を行う業務に限る。第六十六条の十四において同じ。）
	第三十八条の二第一号 、投資一任契約若しくは第二条第八項第十二号イに掲げる 金融商品仲介業	若しくは投資一任契約又はこれらの媒介に係る 有価証券等仲介業務
第六十六条の十四第一号及び第二号	金融商品仲介業	とし、又は一般投資家のために、 場合
第六十六条の十四の二	として、 場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで所属金融商品取引業者等のために買付けの媒介を行う場合	場合

2
金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七條の二、第三十七條の三第三項、第三十七條の五、第三十七條の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十七條の七、第三十八條第七号及び第八号、第三十八條の二並びに第四十條の二から第四十條の七までを除く。）及び第四十五條（第三号及び第四号を除く。）の規定は、特定金融サービス契約（第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約、保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約、第十一条第四項第一号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約、同項第二号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約若しくは市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約、同項第三号に掲げる行為により有価証券を取得することを内容とする契約又は同項第四号に掲げる行為により締結する投資顧問契約若しくは投資一任契約をいう。）に係る金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる金融商品取引法の規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条	顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という）	特定金融サービス契約（金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項に規定する特定金融サービス契約をいう。以下同じ）
同条第三十一項第四号		第二条第三十一項第四号

第三十四条の二第二項	金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約	特定金融サービス契約と同じ特定金融サービス契約
第三十四条の二第三項	を締結する	の締結の媒介を行う
第三十四条の二第五項	締結する	の締結の媒介を行う
第三十四条の二第二項	と対象契約	の媒介により対象契約
第三十四条の三第二項	締結をする	媒介を行う
第三十四条の三第六号	締結をする	媒介を行う
第三十四条の三第四項	締結する	締結の媒介を行う
第三十四条の三第十項及び第三十四条の四第五項	又は締結	又は媒介
第三十七條第二項	金融商品取引行為を行う	特定金融サービス契約を締結する
第三十七條の三第一項	を締結しようとする	の締結の媒介を行う
	交付しなければ	交付するほか、特定預金等契約（金融サービスの提供に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約をいう。第三十八條第一号並びに第三十九條第一項及び第三項において同じ。）については預金者等（金融サービスの提供に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十

第三十九条第一項第二号	有価証券売買取引等 有価証券等 ため	特定金融サービス契約の締結 特定金融サービス契約 ため、特定預金等契約又は特定保険契約にあつては当該特定預金等契約又は特定保険契約によらないで、	額を控除した金額をいう。以下この項、第三項及び第五項において同じ。） ため、特定預金等契約又は特定保険契約にあつては当該特定預金等契約又は特定保険契約によらないで、
第三十九条第一項第三号	有価証券売買取引等 有価証券等 ため、	特定金融サービス契約の締結 特定金融サービス契約 ため、特定預金等契約又は特定保険契約にあつては当該特定預金等契約又は特定保険契約によらないで、	
第三十九条第二項各号	有価証券売買取引等	特定金融サービス契約の締結	
第三十九条第三項	として内閣府令で定めるもの	(特定預金等契約及び特定保険契約を除く特定金融サービス契約にあつては、内閣府令で定めるものに限る。)	
第三十九条第四項	と金融商品取引業者等 第二条第八項第九号 金融商品取引行為 締結した	と相手方金融機関 金融サービスの提供に関する法律 第十一条第四項第三号 特定金融サービス契約の締結 締結の媒介を行った	

第三十二条	貸金業法の準用	第三十二条 貸金業法第十二条の四から第十二条の九まで、第十四条（第四号を除く。）、第十五条から第十八条まで、第十九条の二から第二十条の二まで、第二十一条（第二項第五号を除く。）及び第二十二条の規定は、貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
第十二条の六第一号	貸付けの契約	貸付けの契約（貸金業貸付媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）
第十二条の八第五項	、貸付け	、貸付け（貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。）
第十五条第一項第一号	の商号	及び貸主（金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）が行う貸金業貸付媒介業務により顧客が締結する貸付けに係る契約の相手方をいう。以下同じ。）の商号
第十五条第二項	電磁的記録	電磁的記録（金融サービスの提供に関する法律第六十二条第八項に規定する電磁的記録をいう。第二十一条第二項において同じ。）
第十六条第二項第二号	貸金業者	、これに 、これに同法第十四条第一項に規定する金融サービス仲介業者登録簿に登録された同法第十三条第一項第五号に掲げる事項及び貸主の金融サービス仲介業者が行う貸金業貸付媒介業務の顧客若しくは貸主以外の貸金業者
第十六条の二第一項	を締結しよう 締結する	の締結又はその媒介をしよう 締結し、又は当該契約が成立する

(貸金業法の準用)		第三十二条 貸金業法第十二条の四から第十二条の九まで、第十四条(第四号を除く)、第十五条から第十八条まで、第十九条の二から第二十条の二まで、第二十一条(第二項第五号を除く。)及び第二十二條の規定は、貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	
第十二条の六第一号	貸付けの契約	貸付けの契約(貸金業貸付媒介業務(金融サービスの提供に関する法律第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。以下同じ。)に係るものに限る。以下同じ。)	貸付け(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。)
第十二条の八第五項	、貸付け	、貸付け(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。)	、貸付け(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。)
第十五条第一項第一号	の商号	及び貸主(金融サービス仲介業者(金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。))が行う貸金業貸付媒介業務により顧客が締結する貸付けに係る契約の相手方をいう。以下同じ。)	の商号
第十五条第二項	電磁的記録	電磁的記録(金融サービスの提供に関する法律第六十二条第八項に規定する電磁的記録をいう。第二十一条第二項において同じ。)	電磁的記録
第十六条第二項第二号	、これに 貸金業者	、これに同法第十四条第一項に規定する金融サービス仲介業者登録簿に登録された同法第十三条第一項第五号に掲げる事項及び貸主の金融サービス仲介業者が行う貸金業貸付媒介業務の顧客若しくは貸主以外の貸金業者	貸金業者
第十六条の二第一項	を締結しよう 締結する	の締結又はその媒介をしよう 締結し、又は当該契約が成立する	締結し、又は当該契約が成立する

第十六条の二第一項第一号	の商号	及び貸主の商号
第十六条の二第二項	を締結しよう	(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。)の締結又はその媒介をしよう
	締結する	締結し、又は当該極度方式基本契約が成立する
第十六条の二第二項第一号	の商号	及び貸主の商号
第十六条の二第二項第二号	貸金業者	貸主
第十六条の三第一項第一号	貸金業者	貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者又は貸主
第十七条第一項	を締結した	の締結又はその媒介をした
第十七条第一項第一号	の商号	及び貸主の商号
第十七条第二項	を締結した	の締結又はその媒介をした
第十七条第二項第一号	の商号	及び貸主の商号
第十七条第二項第三号	貸金業者	貸主
第十七条第五項	を締結した	(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。以下同じ。)の締結又はその媒介をした
第十七条第六項	に係る契約を締結した	(貸金業貸付媒介業務に係るものに限る。次条第三項において同じ。)に係る契約の締結又はその媒介をした
第十九条の二	前条の帳簿	金融サービスの提供に関する法律第三十三条に規定する帳簿書類

第三節 経理

(業務に関する帳簿書類)

第三十三条 金融サービス仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、金融サービス仲介業に関する帳簿書類を作成し、保存しなければならない。

(事業報告書の提出等)

第三十四条 金融サービス仲介業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、金融サービス仲介業に関する報告書を作成

し、毎事業年度経過後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 金融サービス仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、前項の報告書に記載されている事項のうち顧客の保護に必要と認められるものとして内閣府令で定めるものを記載した書面を作成し、金融サービス仲介業を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方法により公表しなければならない。

第四節 監督

(報告又は資料の提出)

第三十五条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該金融サービス仲介業者に対し、その業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関し取引する者、当該金融サービス仲介業者の委託を受けた者(その者から委託(一以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)又は貸金業貸付媒介業務により締結された資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約若しくは当該契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約について業として保証を行う者(次項並びに同条第二項及び第五項において「保証業者」という。)に対し、当該金融サービス仲介業者の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

業務に関して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者又は保証業者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第三十六条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該金融サービス仲介業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者若しくは保証業者の施設に立ち入らせ、当該金融サービス仲介業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者又は保証業者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による質問又は検査を拒むことができる。

(業務改善命令)

第三十七条 内閣総理大臣は、金融サービス仲

介業者の業務の状況に照らして、当該金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該金融サービス仲介業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

（監督上の処分）

第三十八条 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 金融サービス仲介業者が第十五条第一号から第三号までのいずれかに該当するとき。

二 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第四号に該当するとき。

三 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第五号に該当するとき。

四 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第六号に該当するとき。

五 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合であつて、第十五条第七号に該当するとき。

六 不正の手段により第十二条の登録を受けたことが判明したとき。

七 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき、その他金融サービス仲介業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

2 内閣総理大臣は、第十八条第一項の規定により電子決済等代行業を行う金融サービス仲介業者が、同条第二項の規定により適用する銀行法の規定又は当該規定に基づく内閣総理大臣の処分に違反した場合その他電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合には、当該金融サービス仲介業者に対し、電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、又は第一項第七号に該当する行為をしたときは、当該金融サービス仲介業者に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

一 第十五条第二号イからハまでのいずれかに該当するとき。

二 金融サービス仲介業者が第十二条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている場合にあつては、その役員が第十五条第五号イ、ロ又はハ(2)若しくは(3)に該当するとき。

4 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は金融サービス仲介業者の所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該金融サービス仲介業者から申出がないときは、当該金融サービス仲介業者の第十二条の登録を取り消すことができる。

5 前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（登録の抹消等）

第三十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、金融サービス仲介業者の登録を抹消しなければならない。

一 前条第一項又は第四項の規定により第十

二条の登録を取り消したとき。
二 第十六条第六項の規定により第十二条の登録がその効力を失ったとき。

第五節 認定金融サービス仲介業協会（認定金融サービス仲介業協会の認定）

第四十条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（以下この節において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一 金融サービス仲介業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の保護に資することを目的とすること。

二 金融サービス仲介業者を社員（以下この節及び第九十二条第六号において「会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定金融サービス仲介業協会の業務）
第四十一条 認定金融サービス仲介業協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 会員が金融サービス仲介業を行うに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の行う金融サービス仲介業に関し、契約の内容の適正化その他金融サービス仲介業の顧客の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 会員の行う金融サービス仲介業の適正化及びその取り扱う情報の適正な取扱いのために必要な規則の制定

四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しく

は定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査

五 金融サービス仲介業の顧客を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 会員の行う金融サービス仲介業に関する顧客等（第二十八条第二項に規定する顧客等という。第四十三条第一項及び次節において同じ。）からの苦情の処理

七 第七十八条第一項又は第二項の規定により行う同条第一項に規定する届出受理事務又は同項に規定する登録事務

八 金融サービス仲介業の顧客に対する広報
九 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業の健全な発展及び金融サービス仲介業の顧客の保護に資する業務

（会員名簿の縦覧等）
第四十二条 認定金融サービス仲介業協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 認定金融サービス仲介業協会でない者は、その名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

3 認定金融サービス仲介業協会の会員でない者は、その名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

（顧客等からの苦情に関する対応）
第四十三条 認定金融サービス仲介業協会は、金融サービス仲介業の顧客等から会員の行う金融サービス仲介業に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 認定金融サービス仲介業協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは

口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。 3 会員は、認定金融サービス仲介業協会から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。 4 認定金融サービス仲介業協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。 5 第一項の規定は、認定金融サービス仲介業協会が第五十一条第一項の規定による指定を受けている場合において、第一項の申出が当該指定に係る紛争解決等業務の種別に関する苦情に係るものであるときは、適用しない。 (認定金融サービス仲介業協会への報告等) 第四十四条 会員は、金融サービス仲介業者が行った顧客の保護に欠ける行為に関する情報その他金融サービス仲介業の顧客を保護するために必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定金融サービス仲介業協会に報告しなければならない。 2 認定金融サービス仲介業協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。 (秘密保持義務等) 第四十五条 認定金融サービス仲介業協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者(次項において「役員等」という。)は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 2 認定金融サービス仲介業協会の役員等は、その職務に関して知り得た情報を、認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。 (定款の必要的記載事項) 第四十六条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第	十一 第一項各号に掲げる事項及び第四十条第二号に規定する定款の定めのほか、認定金融サービス仲介業協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは第四十一条第三号の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。 (業務規程) 第四十七条 認定金融サービス仲介業協会は、認定業務に関する事項について規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 (報告又は資料の提出) 第四十八条 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため必要があると認めるときは、認定金融サービス仲介業協会に対し、その業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。 2 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者(その者から委託(二)以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該認定金融サービス仲介業協会の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。 3 認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。 (立入検査) 第四十九条 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員	に認定金融サービス仲介業協会の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 内閣総理大臣は、顧客の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該認定金融サービス仲介業協会に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 5 認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による質問又は検査を拒むことができる。 (監督命令) 第五十条 内閣総理大臣は、認定業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、この節の規定の施行に必要な限度において、認定金融サービス仲介業協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 内閣総理大臣は、認定金融サービス仲介業協会の業務の運営がこの節の規定若しくはこの節の規定に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 第六節 指定紛争解決機関 (紛争解決等業務を行う者の指定)	第五十一条 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務を行う者として、指定することができる。 一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。)であること。 二 第七十三条第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。 三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。 四 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。 イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者 ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者 ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ニ 第七十三条第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の
--	--	--	---

規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。二において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者 ホ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 五 紛争解決等業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。 六 役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 七 紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ適確に実施するために十分であると認められること。 八 次項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第五十六条第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定により	その内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金融サービス仲介業者の数の金融サービス仲介業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。 2 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、金融サービス仲介業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。 4 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに行うものとし、同項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。 5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。 （指定の申請） 第五十二条 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 指定を受けようとする紛争解決等業務の	種別 二 名称又は商号 三 主たる営業所又は事務所その他紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地 四 役員の氏名又は名称若しくは商号 2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面 二 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。） 三 業務規程 四 組織に関する事項を記載した書類 五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類であつて内閣府令で定めるもの 六 前条第二項に規定する書類その他同条第一項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類として内閣府令で定めるもの 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類 （秘密保持義務等） 第五十三条 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第六十二条第一項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第五十六条第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。 2 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 （指定紛争解決機関の業務） 第五十四条 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決	等業務を行うものとする。 2 指定紛争解決機関（紛争解決委員を含む。）は、当事者である加入金融サービス仲介業者（手続実施基本契約を締結した相手方である金融サービス仲介業者をいう。以下この節において同じ。）若しくはその顧客等又はこれらの者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行うことに關し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。 （苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託） 第五十五条 指定紛争解決機関は、他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者（第六十二条第四項及び第五項において「受託紛争解決機関」という。）以外の者に対して、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託してはならない。 （業務規程） 第五十六条 指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。 一 手続実施基本契約の内容に関する事項 二 手続実施基本契約の締結に関する事項 三 紛争解決等業務の実施に関する事項 四 紛争解決等業務に要する費用について加入金融サービス仲介業者が負担する負担金に関する事項 五 当事者である加入金融サービス仲介業者又はその顧客等（以下この節において単に「当事者」という。）から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項 六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項
---	---	---	---

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの 2 前項第一号の手続実施基本契約は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の顧客等からの金融サービス仲介業務関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。 二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続を開始し、又は加入金融サービス仲介業者の顧客等からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入金融サービス仲介業者にこれらの手続に応じるよう求めることができ、当該加入金融サービス仲介業者は、その求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならないこと。 三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手続又は紛争解決手続において、加入金融サービス仲介業者に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を求めることができ、当該加入金融サービス仲介業者は、その求めがあったときは、これを拒んではならないこと。 四 紛争解決委員は、紛争解決手続において、金融サービス仲介業務関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができること。 五 紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照	らして相当であると認めるときは、金融サービス仲介業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができること。 六 加入金融サービス仲介業者は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。 七 加入金融サービス仲介業者は、紛争解決手続の目的となった請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。 八 前二号に規定する場合のほか、加入金融サービス仲介業者は、紛争解決手続の目的となった請求に係る訴訟に関し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。 九 加入金融サービス仲介業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなった場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。 十 加入金融サービス仲介業者は、その顧客等に対し指定紛争解決機関による紛争解決等業務の実施について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を講じなければならないこと。 十一 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲介業務関連苦情の処理又は金融サービス仲介業務関連紛争の解決の促進のために必要であるものとして内閣府令で定める事項 3 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に	関する事項に関する業務規程は、金融サービス仲介業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあった場合には、当該金融サービス仲介業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれるときを除き、これを拒否してはならないことを内容とするものでなければならない。 4 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確保するための措置が講じられていること。 二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委員が金融サービス仲介業務関連紛争の当事者と利害関係を有することその他の紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該紛争解決委員を排除するための方法を定めていること。 三 指定紛争解決機関の実質的支配者等（指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者を含む。）又は指定紛争解決機関の子会社等（指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。）を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者とする金融サービス仲介業務関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととして指定紛争解決機関にあっては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。	四 紛争解決委員が弁護士でない場合（司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。）において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。 五 紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。 六 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。 七 加入金融サービス仲介業者の顧客等が指定紛争解決機関に対し金融サービス仲介業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。 八 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客等がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。 九 指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者の顧客等から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者に対し、速やかにその旨を通知する手続を定めていること。 十 紛争解決手続において提出された帳簿書
--	--	--	---

類その他の物件の保管、返還その他の取扱
いの方法を定めていること。

十一 紛争解決手続において陳述される意見
又は提出され、若しくは提示される帳簿書
類その他の物件に含まれる金融サービス仲
介業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密
について、当該秘密の性質に応じて適切に
保持するための取扱いの方法を定めている
こと。第六十二条第九項に規定する手続実
施記録に記載されているこれらの秘密につ
いても、同様とする。

十二 金融サービス仲介業務関連紛争の当事
者が紛争解決手続を終了させるための要件
及び方式を定めていること。

十三 紛争解決委員が紛争解決手続によつて
は金融サービス仲介業務関連紛争の当事者
間和解が成立する見込みがないと判断し
たときは、速やかに当該紛争解決手続を終
了し、その旨を金融サービス仲介業務関連
紛争の当事者に通知することを定めている
こと。

十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役
員及び職員について、これらの者が紛争解
決等業務に関して知り得た秘密を確実に保
持するための措置を定めていること。

5 第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関
する業務規程は、次に掲げる基準に適合す
るものでなければならない。

一 第一項第四号に規定する負担金及び同項
第五号に規定する料金の額又は算定方法及
び支払方法（次号において「負担金額等」
という。）を定めていること。

6 第二項第五号の「特別調停案」とは、和解
案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金
融サービス仲介業者が受諾しなければならな
いものをいう。

一 当事者である加入金融サービス仲介業者

の顧客等（以下この項において「当事者顧
客等」という。）が当該和解案を受諾しない
とき。

二 当該和解案の提示の時にいて当該紛争
解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が
提起されていない場合において、当事者顧
客等が当該和解案を受諾したことを加入金
融サービス仲介業者が知つた日から一月を
経過する日までに当該請求に係る訴訟が提
起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り
下げられないとき。

三 当該和解案の提示の時にいて当該紛争
解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が
提起されている場合において、当事者顧客
等が当該和解案を受諾したことを加入金融
サービス仲介業者が知つた日から一月を経
過する日までに当該訴訟が取り下げられな
いとき。

四 当事者顧客等が当該和解案を受諾したこ
とを加入金融サービス仲介業者が知つた日
から一月を経過する日までに、当該紛争解
決手続が行われている金融サービス仲介業
務関連紛争について、当事者間において仲
裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二
条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は
当該和解案によらずに和解若しくは調停が
成立したとき。

7 業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を
受けなければならない。

8 内閣総理大臣は、前項の規定による認可を
しようとするときは、当該認可に係る業務規
程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準
（紛争解決手続の業務に係る部分に限る。）に
適合していることについて、あらかじめ、法
務大臣に協議しなければならない。

（手続実施基本契約の不履行の事実の公表等）
第五十七条 指定紛争解決機関は、手続実施基
本契約により加入金融サービス仲介業者が負
担する義務の不履行が生じた場合において、

当該加入金融サービス仲介業者の意見を聴取
し、当該不履行について正当な理由がないと
認めるときは、遅滞なく、当該加入金融サー
ビス仲介業者の商号、名称又は氏名及び当該
不履行の事実を公表するとともに、内閣総理
大臣に報告しなければならない。

2 指定紛争解決機関は、金融サービス仲介業
務関連苦情及び金融サービス仲介業務関連紛
争を未然に防止し、並びに金融サービス仲介
業務関連苦情の処理及び金融サービス仲介業
務関連紛争の解決を促進するため、加入金融
サービス仲介業者その他の者に対し、情報の
提供、相談その他の援助を行うよう努めなけ
ればならない。

（暴力団員等の使用の禁止）

第五十八条 指定紛争解決機関は、暴力団員
（暴力団員による不当な行為の防止等に関す
る法律第二条第六号に規定する暴力団員をい
う。以下この条において同じ。）又は暴力団員
でなくなつた日から五年を経過しない者を紛
争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業
務の補助者として使用してはならない。

（差別的取扱いの禁止）

第五十九条 指定紛争解決機関は、特定の加入
金融サービス仲介業者に対し不当な差別的取
扱いをしてはならない。

（記録の保存）

第六十条 指定紛争解決機関は、第六十二条第
九項の規定によるもののほか、内閣府令で定
めるところにより、紛争解決等業務に関する
記録を作成し、保存しなければならない。

（苦情処理手続）

第六十一条 指定紛争解決機関は、加入金融
サービス仲介業者の顧客等から金融サービス
仲介業務関連苦情について解決の申立てがあ
つたときは、その相談に応じ、当該顧客等
に必要な助言をし、当該金融サービス仲介業
務関連苦情に係る事情を調査するとともに、
当該加入金融サービス仲介業者に対し、当該

金融サービス仲介業務関連苦情の内容を通知
してその迅速な処理を求めなければならない
い。

（紛争解決手続）

第六十二条 加入金融サービス仲介業者に係
る金融サービス仲介業務関連紛争の解決を図
るため、当事者は、当該加入金融サービス仲
介業者が手続実施基本契約を締結した指定紛
争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てを
することができる。

2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受け
たときは、紛争解決委員を選任するものとす
る。

3 紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い
者であつて、次の各号のいずれかに該当する
者（第一項の申立てに係る当事者と利害関係
を有する者を除く。）のうちから選任されるも
のとする。この場合において、紛争解決委員
のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号
（当該申立てが司法書士法第三条第一項第七
号に規定する紛争に係るものである場合に
あつては、第一号、第三号又は第四号）のい
ずれかに該当する者でなければならない。

一 弁護士であつてその職務に従事した期間
が通算して五年以上である者

二 金融サービス仲介業務に従事した期間が
通算して十年以上である者

三 消費生活に関する消費者と事業者との間
に生じた苦情に係る相談その他の消費生活
に関する事項について専門的な知識経験を
有する者として内閣府令で定める者

四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第
七号に規定する紛争に係るものである場合
にあつては、同条第二項に規定する司法書
士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等
関係業務に従事した期間が通算して五年以
上である者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣
府令で定める者

4 指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員（以下この条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。）による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等が当該金融サービス仲介業務関連紛争を適切に解決するに足る能力を有する者と認められることその他の事由により紛争解決手続を行うのに適当でないことを認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適当と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。 5 前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託するときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。 6 紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停（第五十六条第六項に規定する特別調停案を提示することを含む。）をすることができ、 7 紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。 8 指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録し、	た電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）を提供して説明をしなければならない。 一 当該顧客等が支払う料金に関する事項 二 第五十六条第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 9 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。 一 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日 二 金融サービス仲介業務関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称 三 紛争解決委員の氏名 四 紛争解決手続の実施の経緯 五 紛争解決手続の結果（紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。） 六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの（時効の完成猶予） 第六十三条 紛争解決手続によつては金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関して、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。
2 指定紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第七十二条第一項の規定により認可され、又は第五十一条第一項の規定による指定が第七十三条第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されていた金融サービス仲介業務関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が第七十二条第三項若しくは第七十三条第四項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。 （訴訟手続の中止） 第六十四条 金融サービス仲介業務関連紛争について当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができ、 一 当該金融サービス仲介業務関連紛争について、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施されていること。 二 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該金融サービス仲介業務関連紛争の解決を図る旨の合意があること。 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。 3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。 （加入金融サービス仲介業者の名簿の縦覧） 第六十五条 指定紛争解決機関は、加入金融サービス仲介業者の名簿を公衆の縦覧に供し、	なければならぬ。 （名称等の使用制限） 第六十六条 指定紛争解決機関でない者（金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。 （変更の届出） 第六十七条 指定紛争解決機関は、第五十二条第一項第二号から第四号までのいずれかに掲げる事項に変更があつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の名称若しくは商号又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で告示しなければならない。 （手続実施基本契約の締結等の届出） 第六十八条 指定紛争解決機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 一 金融サービス仲介業者と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。 二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定めるとき。 （業務に関する報告書の提出） 第六十九条 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。 2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。 （報告徴収及び立入検査） 第七十条 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため必要があると認め

るときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、指定紛争解決機関の加入金融サービス仲介業者若しくは当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に関し質問させ、若しくはこれらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第七十一条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に関し、紛争解決等業務の公正かつ適確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第五十一条第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第五十一条第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合

二 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第六十二条の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

(紛争解決等業務の休廃止)

第七十二条 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止(次項に規定する理由によるものを除く)をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続(他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(以下この項において「委託紛争解決機関」という。)から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第四項において同じ。)が実施されていた当該

事者、当該当事者以外の加入金融サービス仲介業者及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

は第六十二条の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により第五十一条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で告示するものとする。

第七十三条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十一条第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

二 不正の手段により第五十一条第一項の規定による指定を受けたことが判明したとき。

三 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第五十一条第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第五十一条第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかつたことが判明した場合

二 第五十四条、第五十五条、第五十八条又

4 第一項の規定により第五十一条第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入金融サービス仲介業者及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

第七節 雑則

(保険契約の締結の媒介を行う役員又は使用人の届出)

第七十四条 保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者は、その役員又は使用人に保険契約の締結の媒介を行わせようとするときは、その者の氏名及び生年月日を内閣総理大臣に届け出なければならない。届け出た事項について変更を生じたとき、又は届出に係る役員若しくは使用人が保険契約の締結の媒介を行わないこととなつたとき、若しくはこれらの者が死亡したときも、同様とする。

(外務員の登録)

第七十五条 有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、その役員又は使用人のうち、当該金融サービス仲介業者のために次に掲げる行為を行う者(以下この節において「外務員」という。)の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項について、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿に登録を受けなければならない。

一 有価証券(金融商品取引法第二条第二項

の規定により有価証券とみなされる権利にあつては、同項各号に掲げる権利を除く。）に係る次に掲げる行為
イ 第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為
ロ 次に掲げる行為
（1） 売買の媒介の申込みの勧誘
（2） 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘
二 前号に掲げるもののほか、政令で定める行為
2 有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、前項の規定により当該金融サービス仲介業者が登録を受けた者以外の者に外務員の職務（同項各号に掲げる行為をいう。第八十八条第七号において同じ。）を行わせてはならない。

（外務員の権限）
第七十六条 外務員は、金融サービス仲介業者に代わつて、前条第二項各号に掲げる行為に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。
2 前項の規定は、相手方が悪意であつた場合においては、適用しない。
（金融商品取引法の準用）
第七十七条 金融商品取引法第六十四条第三項から第六項まで、第六十四条の二第一項、第六十四条の四、第六十四条の五第一項及び第六十四条の六の規定は、金融サービス仲介業者の外務員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第六十四条第三項	第一項	金融サービスの提供に関する法律 第七十五条第一項
第六十四条第三項第三号ハ	第六十六条の二十五 前項に規定する外務員の職務及び金融サービスの提供に関する法律 第七十五条第二項	前項（第六十六条の二十五 場合を含む。）
第六十四条第五項	第一項に 登録原簿	又は金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者 金融サービス仲介業者
第六十四条第六項	第二項	金融サービスの提供に関する法律 第七十五条第一項に 外務員登録原簿（同項に規定する外務員登録原簿をいう。第六十四条の六において同じ。）
第六十四条の二第二項	第二十九条の四第一項第二号イからイまで	金融サービスの提供に関する法律 金融サービスの提供に関する法律 第十五条第二号イからへまで

第六十四条の二第二項第二号	外務員（ 若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者	前条第一項に規定する外務員（ 又は金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者
第六十四条の二第二項第三号	外務員	前条第一項に規定する外務員
第六十四条の四	第六十四条第一項	金融サービスの提供に関する法律 第七十五条第一項
第六十四条の四第二号	第二十九条の四第一項第二号イ	金融サービスの提供に関する法律 第十五条第二号イ
第六十四条の四第三号	第二十九条の四第一項第二号ロからイまで	金融サービスの提供に関する法律 第十五条第二号ロからへまで
第六十四条の五第一項第一号	第二十九条の四第一項第二号イからイまで	金融サービスの提供に関する法律 第十五条第二号イからへまで
第六十四条の五第二項第二号	金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号	金融サービス仲介業（金融サービスの提供に関する法律第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。次条第二号において同じ。）のうち同法第七十五条第一項各号
第六十四条の六	登録原簿	外務員登録原簿
第六十四条の六第二号	解散し 金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号	死亡し、解散し 金融サービス仲介業のうち金融サービスの提供に関する法律第七十五条第一項各号

（届出受理事務等の委任）
第七十八条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、認定金融サービス仲介業協会等（認定金融サービス仲介業協会又はこれに類するものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この節及び第九十九条において同じ。）に、第七十四条に規定する届出の受理に係る事務（以下この条において「届出受理事務」という。）であつて認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の役員又は使用人に係るもの並びに第七十五条並びに前条において読み替へて準用する金融商品取引法第六十四条第三項、前条において準用する同法第六十四条第四項並びに前条において読み替へて準用する同法第六十四条第五項及び第六項、第六十四条の二第一項、第六十四条の四、第六十四条の五第一項並びに第六十四条の六に規定する登録に関する事務（以下この条（第六項各号を除く。）及び第八十条において「登録事務」という。）であつて

認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の外務員に係るものを行わせることができる。

2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業者の役員又は使用人に係る届出受理事務及び認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業者の外務員に係る登録事務（前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条の五第一項に係るものを除く。）をそれぞれ一の認定金融サービス仲介業協会等を定め行わせることができる。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に届出受理事務又は登録事務を行わせるときは、当該届出受理事務又は登録事務を行わないものとする。

4 認定金融サービス仲介業協会等は、第一項又は第二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行うときは、その定款において保険契約の締結の媒介を行う役員若しくは使用人の届出に関する事項又は外務員の登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等は、第七十四条に規定する届出を受理した場合又は前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第五項の規定による登録、前条において読み替えて準用する同法第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、前条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）若しくは前条において読み替えて準用する同法第六十四条の六の規定による登録の抹消をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 第一項又は第二項の規定による届出受理事務又は登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等（次に掲げるものを含む。以下この項において同じ。）が二以上ある場合（当該認定金融サービス仲介業協会等が次に掲げるもののみである場合を除く。）には、各認定金融サービス仲介業協会等は、当該届出受理事務又は登録事務の適正な実施を確保するため、認定金融サービス仲介業協会等相互間の情報交換を促進するとともに、他の認定金融サービス仲介業協会等に対し、必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

一 金融商品取引法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務（同条第一項に規定する登録事務をいう。次号において同じ。）を行う協会（同条第一項に規定する協会をいう。同号において同じ。）

二 金融商品取引法第六十六条の二十五において準用する同法第六十四条の七第一項の規定による登録事務を行う協会

7 内閣総理大臣は、認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の外務員が前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条の五第一項第一号若しくは第二号又は前条において準用する同法第六十四条の五第一項第三号のいずれかに該当するにもかかわらず、第一項の規定により当該外務員の登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等が前条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分をしない場合において、公益又は顧客の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、同項の規定による処分をすることを命ずることができる。

8 内閣総理大臣は、第一項若しくは第二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に届出受理事務若しくは登録事務を行わせることとすると、又はこれらの規定により認定金融サービス仲介業協会等に行わせていた届

出受理事務若しくは登録事務を行わせないこととするとときは、その旨を公示しなければならない。

（登録手数料）
第七十九条 外務員の登録を受けようとする金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項又は第二項の規定により認定金融サービス仲介業協会等に登録する場合にあつては、認定金融サービス仲介業協会等）に納めなければならない。

2 前項の手数料で認定金融サービス仲介業協会等に納められたものは、当該認定金融サービス仲介業協会等の収入とする。
（登録事務についての審査請求）
第八十条 第七十八条第一項若しくは第二項の規定により登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等の第七十七条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第三項の規定による登録の申請に係る不作為若しくは第七十七条において読み替えて準用する同法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否又は第七十八条第一項の規定により登録事務を行う認定金融サービス仲介業協会等の第七十七条において読み替えて準用する同法第六十四条の五第一項の規定による処分について不服がある金融サービス仲介業者は、内閣総理大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、認定金融サービス仲介業協会等の上級行政庁とみなす。

（内閣府令への委任）
第八十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可、承認、登録、認定又は指定に関する申請の手續、書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要な事

項は、内閣府令で定める。
（権限の委任）
第八十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第三十五条第一項又は第二項の規定による権限（第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

二 第三十六条第一項又は第二項の規定による権限（第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

三 第四十八条第一項又は第二項の規定による権限（金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務に係るものに限る。）の適正の確保に係る認定金融サービス仲介業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。次号において同じ。）

四 第四十九条第一項又は第二項の規定による権限

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項、第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定によるものを委員会に委任することができる。

4 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果に

ついで金融庁長官に報告するものとする。 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。 6 委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。 7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。 （委員会に対する審査請求） 第八十三条 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。 （経過措置） 第八十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。 第四章 罰則 第八十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 不正の手段により第十二条の登録又は第十六条第一項の変更登録を受けたとき。 二 第二十一条の規定に違反して他人に金融サービス仲介業を行わせたとき。 三 第三十条において準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反して同項第一号に掲げる行為（運用実績連動型保険契約（同法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。第八十七条第三号において同じ。）に係るものに限る。）をしたとき。	掲げる行為（運用実績連動型保険契約（同法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。第八十七条第三号において同じ。）に係るものに限る。）をしたとき。 四 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条の二又は第三十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定に違反したとき。 五 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第六十六条の十四第一号ハの規定に違反したとき。 六 第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第六十六条の十四の二の規定に違反したとき。 七 第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。 第八十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三十二条において準用する貸金業法第二十一条第一項の規定に違反したとき。 二 第三十八条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。 三 第五十条の規定による命令に違反したとき。 第八十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第十三条又は第五十二条の規定による申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。 二 第二十九条において準用する銀行法第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があった場合において、顧客以外の者（第十一條第二項第一号イからヨまでに掲げる者又は金融サービス仲介業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的でその違反行為をしたとき。	業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的でその違反行為をしたとき。 三 第三十条において準用する保険業法第三百条第一項の規定に違反して、同項第一号に掲げる行為（運用実績連動型保険契約に係るものを除く。）をしたとき、又は同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をしたとき。 四 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第一号の規定に違反して虚偽のことを告げたとき。 五 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の五の規定に違反したとき。 六 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の六（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して虚偽のことを告げたとき。 七 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の七の規定に違反したとき。 八 第三十二条において準用する貸金業法第十六条の三第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。 九 第三十二条において準用する貸金業法第十八条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。 十 第三十二条において準用する貸金業法第二十條第一項又は第二項の規定に違反したとき。 十一 第三十二条において準用する貸金業法第二十條第三項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。 十二 第三十二条において準用する貸金業法第二十條の二（第一号に係る部分に限る。）	の規定に違反して、同条に規定する預金通帳等の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管したとき。 十三 第三十二条において準用する貸金業法第二十條の二（第二号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき。 十四 第三十三条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。 十五 第三十四条第一項又は第六十九条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。 十六 第三十四条第二項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、若しくは同項の規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をしたとき。 十七 第三十五条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 十八 第三十六条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 十九 第五十八条の規定に違反したとき。 二十 第七十条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 二十一 第七十一条第一項の規定による命令に違反したとき。 第八十八条 次の各号のいずれかに該当すると
---	---	---	---

きは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二条第五項の規定に違反したとき。

二 第二十七条の規定に違反したとき。

三 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十六条の二第一項から第三項までの規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十六条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

四 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反したとき。

五 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十九条第七項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。

六 第五十三条第一項の規定に違反したとき。

七 第七十五条第二項の規定に違反して外務員の職務を行わせたとき。

第八十九条 前条第四号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、

同法第二百九条の二第二項中「第百九十八条の二第二項又は第二百条の二」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第八十九条第一項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第八十九条第一項」と読み替えるものとする。

第九十条 第四十五条の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二条第八項の規定に違反して同項の不足額について保証金の供託を行わなかったとき。

二 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項又は第三十二条において準用する貸金業法第十五条第一項に規定する事項を表示せず、若しくは説明せず、又は虚偽の表示若しくは説明をしたとき。

三 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第二項又は第三十二条において準用する貸金業法第十六条第一項の規定に違反して、著しく事実に関連する表示若しくは説明をし、又は人を誤認させるような表示若しくは説明をしたとき。

四 第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十七条（第六項及び第七項を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面

若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項若しくは第三十二条において準用する貸金業法第十七条第六項若しくは第七項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をし、若しくは当該事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

五 第三十二条において準用する貸金業法第十五条第二項の規定に違反して、第十三条第一項第五号に掲げる事項又は同法第四条第一項第七号に掲げる事項に係るもの以外のものを表示し、又は記録したとき。

六 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。

第九十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第四項の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第一項の規定に違反したとき。

三 第三十二条において準用する貸金業法第十四条（第四号を除く。）に規定する事項を揭示せず、又は虚偽の揭示をしたとき。

四 第三十二条において準用する貸金業法第十九条の二後段の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿書類の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。

五 第三十二条において準用する貸金業法第二十一条第二項又は第三項の規定に違反して、同条第二項各号（第五号を除く。）に掲

げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは記録をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は相手方から請求があった場合に取立てを行う者の氏名その他の事項を明らかにしなかったとき。

六 第四十二条第三項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介業協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。

七 第六十条又は第六十二条第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

第九十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項の規定に違反して、従業者名簿を備え付けず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかったとき。

三 第七十二条第一項の認可を受けずに、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたとき。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の規定に違反したとき。

二 第二十条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三 第二十条第三項の規定に違反して同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示したとき。

四 第四十七条後段の規定に違反したとき。
五 第五十七条第一項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
六 第六十七条第一項、第六十八条又は第七十二条第二項の規定による届出をせず、又

は虚偽の届出をしたとき。 七 第七十二条第三項又は第七十三条第四項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。 八 第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 九 第七十八条第四項の規定に違反したとき。 第九十五条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 一 第八十五条（第七号を除く。）又は第八十六条（第一号を除く。） 三億円以下の罰金刑 二 第八十七条（第五号、第七号から第十三号まで及び第十九号を除く。） 二億円以下の罰金刑 三 第八十八条第二号、第四号又は第五号 一億円以下の罰金刑 四 第八十五条第七号、第八十六条第一号、第八十七条第五号、第七号から第十三号まで若しくは第十九号、第八十八条（第二号、第四号及び第五号を除く。）又は第九十一条から前条まで 各本条の罰金刑 2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。 第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。 一 第二十二条第四項又は第二十三条第二項	の規定による命令に違反して供託しなかつた者 二 第七十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第九十七条 第十条の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた金融商品販売業者等は、五十万円以下の過料に処する。 第九十八条 第四十二条第二項の規定に違反してその名称又は商号中に認定金融サービス仲介協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、三十万円以下の過料に処する。 第九十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者（金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事又は監事に準ずる者を含む。以下この条及び第百一条において同じ。））、認定金融サービス仲介協会等の役員又は指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）は、三十万円以下の過料に処する。 一 第三十七条の規定による命令に違反したとき。 二 第四十二条第一項又は第六十五条の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠ったとき。 三 第七十八条第五項の規定に違反して届出を怠ったとき。 第百条 第六十六条の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。 第百一条 第三十二条において準用する貸金業法第二十二條の規定に違反したときは、その違反行為をした金融サービス仲介業者（金融サービス仲介業者が法人であるときは、その役員）又はその代理人、使用人その他の従業者は、十万円以下の過料に処する。	者は、十万円以下の過料に処する。 第百二条 金融商品取引法第九章の規定は、この章の罪のうち、有価証券の売買その他の取引又は同法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件について準用する。 第五章 没収に関する手続等の特例 （第三者の財産の没収手続等） 第百三条 第八十九条第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第百五条において「第三者」が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をするこ	とができない。 2 第八十九条第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。 3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第八十九条第二項において準用する同法第二百九条の第三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「金融サービスの提供に関する法律第八十九条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。 4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。
（没収された債権等の処分等） 第百四条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第八十八条第四号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に囑託する場合について、それぞれ準用する。 （刑事補償の特例） 第百五条 第八十八条第四号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。 （農業協同組合法の一部改正） 第二条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。 第十一条の六十六第一項第三号の次に次の一号を加える。 三の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの イ 金融サービスの提供に関する法律第百一条第四項第一号に掲げる行為 ロ 金融サービスの提供に関する法律第百一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。） ハ 金融サービスの提供に関する法律第百一条第四項第三号に掲げる行為	（没収された債権等の処分等） 第百四条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第八十八条第四号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に囑託する場合について、それぞれ準用する。 （刑事補償の特例） 第百五条 第八十八条第四号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。 （農業協同組合法の一部改正） 第二条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。 第十一条の六十六第一項第三号の次に次の一号を加える。 三の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの イ 金融サービスの提供に関する法律第百一条第四項第一号に掲げる行為 ロ 金融サービスの提供に関する法律第百一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。） ハ 金融サービスの提供に関する法律第百一条第四項第三号に掲げる行為	（没収された債権等の処分等） 第百四条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第八十八条第四号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に囑託する場合について、それぞれ準用する。 （刑事補償の特例） 第百五条 第八十八条第四号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。 （農業協同組合法の一部改正） 第二条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。 第十一条の六十六第一項第三号の次に次の一号を加える。 三の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの イ 金融サービスの提供に関する法律第百一条第四項第一号に掲げる行為 ロ 金融サービスの提供に関する法律第百一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。） ハ 金融サービスの提供に関する法律第百一条第四項第三号に掲げる行為	（没収された債権等の処分等） 第百四条 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第八十八条第四号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に関し没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に囑託する場合について、それぞれ準用する。 （刑事補償の特例） 第百五条 第八十八条第四号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。 （農業協同組合法の一部改正） 第二条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。 第十一条の六十六第一項第三号の次に次の一号を加える。 三の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの イ 金融サービスの提供に関する法律第百一条第四項第一号に掲げる行為 ロ 金融サービスの提供に関する法律第百一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。） ハ 金融サービスの提供に関する法律第百一条第四項第三号に掲げる行為

第九十二条の三第二項中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く」に改める。

第九十二条の五の九第二項中「(1)又は(8)」を「(2)又は(9)」に、「同号二(8)」を「同号二(9)」に、「農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」を「金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」に、「(7)まで」を「(8)まで」に、「(1)」を「(2)」に、「(8)まで」を「(9)まで」に、「前号二(1)又は(8)」を「前号二(2)又は(9)」に改める。

（金融商品取引法の一部改正）

第三条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五条）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「又は金融商品仲介業者」を「若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下同じ。）に改め、同条第二項から第四項までの規定中「又は金融商品仲介業者」を「若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者」に改める。

第二十三条の八第一項中「又は登録金融機関」を「登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者」に改める。

第二十三条の十二第七項中「又は金融商品仲介業者」を「若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者」に改める。

第二十九条の四第一項第一号イ中「第六十六条の五十の登録」の下に「を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等

仲介業務の種別に係るものに限る。）を、「法律」の下に「若しくは金融サービスの提供に関する法律」を加え、同号ロに次のように加える。

(9) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項第三号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に金融サービス仲介業者（同法第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業者をいう。（9）及び次号へ（9）において同じ。）を廃止し、分割により金融サービス仲介業者に係る事業の全部を承継させ、又は金融サービス仲介業者に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてい

た者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

第二十九条の四第一項第一号ハ中「信託業法」を「金融サービスの提供に関する法律、信託業法」に改め、同項第二号ニ中「又はこの法律」を「若しくは金融サービス仲介業者であつた法人が金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改め、同号ホ中「又はこの法律」を「若しくは金融サービス仲介業者であつた個人が金融サービスの提

供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改め、同号へに次のように加える。

(9) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る金融サービス仲介業者であつた法人とし、当該通知があつた日前に金融サービス仲介業者を廃止し、分割により金融サービス仲介業者に係る事業の全部を承継させ、金融サービス仲介業者に係る事業の全部の譲渡をし、合併（金融サービス仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてい

た者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

第三十三条の五第一項第一号中「第六十六条の五十の登録」の下に「を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を、「法律」の下に「若しくは金融サービスの提供に関する法律」を加え、同項第二号中「信託業法」を「金融サービスの提供に関する法律、信託業法」に改める。

第五十条の二第二項に次の一号を加える。

八 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。第十一項及び第十二項において同じ。）が金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。第十一項及び第十二項において同じ。）又は同法第十六条第一項の変更登録（有価証券等仲介業務の種別の追加に係るものに限る。第十一項及び第十二項において同じ。）を受けたとき

き 当該登録又は変更登録を受けた者

第五十条の二第二項中「前項各号」を「前項第一号から第七号まで」に改め、同条に次の二項を加える。

11 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業のみを行う者に限る。）が第六十六条の登録を受けたとき、又は金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六条第一項の変更登録を受けたときは、当該金融商品取引業者の第二十九条の登録は、その効力を失う。

12 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業のみを行う者を除く。）が第六十六条の登録を受けたとき、又は金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録若しくは同法第十六条第一項の変更登録を受けたときは、当該金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録を受けたものとみなす。

第五十二条第三項中「第五十条の二第二項」の下に「若しくは第十一項」を加え、「失つたとき」を「失つたとき」に改める。

第五十五条第一項中「第五十条の二第二項」の下に「若しくは第十一項」を加える。

第五十九条の四第一項第一号中「又は」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。以下この号において同じ。）を取り消され、又は」に、「登録と」を「登録若しくは同法第十二条の登録と」に、「法律」を「法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改め、同項第二号中「貸金業法若しくは」を「貸金業法」に、「又はこれら」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改める。

第六十条の三第一項第一号ト中「又は」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。トにおいて同じ。）を取り消され、又は」に、「登録と」を「登録若しくは同法第十二条の登録と」に、「法律」を「法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第六十四条第三項第三号ハ中「を行つたことの有無」を「第六十六条の二十五において準用する前項に規定する外務員の職務及び金融サービスの提供に関する法律第七十五条第二項に規定する外務員の職務を含む。ハにおいて同じ。」を行つたことの有無」に、「又は金融商品仲介業者」を「若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者」に改め、同号ニ中「金融商品仲介業」の下に「又は有価証券等仲介業務」を加える。

第六十四条の二第二項第二号中「第六十四条の五第一項」の下に「第六十六条の二十五及び金融サービスの提供に関する法律第七十七条に

おいて準用する場合を含む。」を、「外務員」の下に「第六十六条の二十五において準用する前条第一項に規定する外務員及び同法第七十五条第一項に規定する外務員を含む。次号において同じ。」を加え、同項第三号中「又は金融商品仲介業者」を「若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 第六十六条の登録を受けている者又は金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者

第六十四条の七第一項中「この条」の下に「第六項各号を除く。」を加え、同条第六項中「行う協会」の下に「（次に掲げるものを含む。以下この項において同じ。）を、「場合」の下に「当該協会が次に掲げるもののみである場合を除く。」を加え、同項に次の各号を加える。

一 第六十六条の二十五において準用する第一項の規定による同項に規定する登録事務を行う協会

二 金融サービスの提供に関する法律第七十八条第一項又は第二項の規定による同条第一項に規定する登録事務を行う同項に規定する認定金融サービス仲介業協会等

第六十四条の七に次の一項を加える。
9 内閣総理大臣は、第一項若しくは第二項の規定により協会に登録事務を行わせることとするとき、又はこれらの規定により協会に行わせていた登録事務を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。
第六十六条の四第六号を削る。
第六十六条の十九第一項に次の一号を加える。

六 金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（有価証券等仲介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき 当該

登録又は変更登録を受けた者

第六十六条の二十第一項第一号中「第六十六条の四第一号から第五号まで」を「第六十六条の四各号」に改め、「除く。」の下に「のいずれか」を加える。

第六十七条の二第三項中「登録金融機関は、登録金融機関業務」を「次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務」に改め、同項に次の各号を加える。

一 登録金融機関 登録金融機関業務
二 金融商品取引業又は登録金融機関業務に類するものとして内閣府令で定める業務を行う者 当該業務

第八十条第二項中「又は金融商品仲介業者が、この法律」を「若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者が、この法律又は金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第八十二条第二項第一号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第六十六条の十二第二項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。
第百五十五条の三第二項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中、「又は」を「若しくは金融サービスの提供に関

する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）若しくは第四項の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。以下この号において同じ。）を取り消され、又は」に、「免許と」を「免許若しくは同法第十二条の登録と」に改める。

第百五十六条の四第二項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第百五十六条の二十の四第二項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第百五十六条の二十の十八第二項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第百五十六条の二十五第二項第四号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に

関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に改める。
第百五十六条の六十三及び第百五十六条の六十四を次のように改める。

（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の提供等）
第百五十六条の六十三 金融商品取引清算機関等（金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関をいう。以下この章において同じ。）は、内閣府令で定めるところにより、取引情報蓄積機関（第百五十六条の六十七第一項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）又は指定外国取引情報蓄積機関（外国において取引情報蓄積業務（取引情報の収集及び保存に関する業務をいう。以下同じ。）と同種類の業務を行う者のうち、内閣総理大臣がその者の収集及び保存に係る取引情報を取

得ることができる者として内閣総理大臣が指定する者をいう。次項及び次条において同じ。）に対し、清算集中等取引情報を提供しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、金融商品取引清算機関等は、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、災害その他内閣府令で定めるやむを得ない理由により清算集中等取引情報を提供することができない場合には、内閣府令で定めるところにより、清算集中等取引情報について内閣府令で定める事項に関する記録を作成し、これを保存し、内閣府令で定めるところにより、その保存する清算集中等取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 第一項及びこの項の「取引情報」とは、投資者保護のため、金融商品取引業者等の取引の状況を明らかにする必要があるものとして内閣府令で定める取引に関する情報をいい、

前二項の「清算集中等取引情報」とは、取引情報のうち、金融商品取引清算機関等が債務を負担した取引に係る情報であつて、前条各号に掲げる取引その他取引の状況等を勘案して内閣府令で定める取引に関するものをいう。
（金融商品取引業者等による非清算集中等取引情報の提供等）
第百五十六条の六十四 金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、非清算集中等取引情報（取引情報（前条第三項に規定する取引情報をいう。以下この章において同じ。）のうち、清算集中等取引情報（同項に規定する清算集中等取引情報という。第百九十八条の六十七号の二の二において同じ。）を除いたものをいう。次項及び同号において同じ。）を提供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、金融商品取引業者等は、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、災害その他内閣府令で定めるやむを得ない理由により非清算集中等取引情報を提供することができない場合には、内閣府令で定めるところにより、非清算集中等取引情報について内閣府令で定める事項に関する記録を作成し、これを保存し、内閣府令で定めるところにより、その保存する非清算集中等取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。

第百五十六条の六十五第一項中「取引情報のうち、取引情報蓄積業務の対象とする取引に係るもの」を「第百五十六条の六十三第一項及び前条第一項の規定に基づき提供を受けた取引情報」に改め、同条第二項中「その」を「前項の規定に基づき」に改め、同条に次の一項を加える。

3 取引情報蓄積機関が、前項の規定による報告に代えて、内閣総理大臣が電子情報処理組織を使用する方法を利用して同項の規定による報告の対象となつている取引情報を閲覧することができるとする状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。
第百五十六条の六十六を次のように改める。
（取引情報の公表）
第百五十六条の六十六 取引情報蓄積機関は、前条第二項の規定による報告の対象となつて

いる取引情報に係る取引について、内閣府令で定めるところにより、その規模その他の内閣府令で定める事項を公表しなければならない。
2 内閣総理大臣は、第百五十六条の六十三第二項又は第百五十六条の六十四第二項の規定による報告を受けた取引情報に係る取引について、その規模その他の当該取引の概要を明らかにするために必要な事項を公表するものとする。

第百五十六条の七十四第一項第一号中「の」の下に「金融商品取引清算機関等又は」を加える。
第百五十六条の七十五中「特定の」の下に「金融商品取引清算機関等又は」を加える。
第百九十八条の六十七号の二中「第百五十六条の六十三第一項、第百五十六条の六十四第一項」を「第百五十六条の六十三第二項、第百五十六条の六十四第二項」に改め、同号の次の一号を加える。

十七の二 第百五十六条の六十三第一項又は第百五十六条の六十四第一項の規定による清算集中等取引情報若しくは非清算集中等取引情報の提供をせず、又は虚偽の清算集中等取引情報若しくは非清算集中等取引情報の提供をした者
第百八条第二十六号の二中「第百五十六条の六十六第二項」を「第百五十六条の六十六第一項」に改める。

附則第三条の二中「第三百条の二」の下に

「、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項」を加える。

（水産業協同組合法の一部改正）

第四条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。
第八十七条の二第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一号）第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの
イ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第一号に掲げる行為
ロ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第三号に掲げる行為
第百七条第一項中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（同法第十一條第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く」に改める。

第百七条第二項中「(2)又は(8)に」を「(3)又は(9)に」、「同号ニ(8)」を「同号ニ(9)」に、「農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」を「金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」に、「(7)まで」を「(8)まで」に、「(2)の」を「(3)の」に、「(8)まで」を「(9)まで」に、「前号ニ(2)又は(8)」を「前号ニ(3)又は(9)」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第五条 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第二号中「第二十八条第八項（定義）を「第二十八条第八項（通則）」に改め、同項第三号中「（定義）」を削り、同号の次の一号を加える。

三の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第三号に掲げる行為

第四条の四第一項第四号の二中「（定義）」を削り、同項第七号の三中「第二号」の下に「（協同組合連合会）」を加え、同条第二項第二号中「（定義）」を削り、同条第三項中「又は第六十六条第一項」を「（信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受け）」又は第六十六条第一項（合併の認可）」に改める。

第六条の四「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く」に改める。

第六条の五の十第二項中「を除く」を「（会員名簿の縦覧等）を除く」に、「中「前条」を「（登録の申請）中「前条」に改め、「第五十二

条の六十一の四第一項」の下に「（登録の実施）」を、「第五十二条の六十一の五第一項第「号ハ」の下に「（登録の拒否）」を加え、「（3）又は（8）」を「（4）又は（9）」に、「同号二（8）」を「同号二（9）」に、「農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」を「金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」に、「（7）まで」を「（8）まで」に、「（3）」を「（4）」に、「（8）まで」を「（9）まで」に、「前号二（3）又は（8）」を「前号二（4）又は（9）」に改め、「第五十二条の六十一の八第一項」の下に「（利用者に対する説明等）」を、「及び第二項」の下に「（登録の取消し等）」を、「第五十二条の六十一の十八」の下に「（登録の抹消）」を、「第五十二条の六十一の二十六」の下に「（定款の必要的記載事項）」を加える。

（信用金庫法の一部改正）
第六条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。
第五十四条の二十三第一項第二号中「第二十八号第八項（定義）」を「第二十八号第八項（通則）」に改め、同項第三号中「（定義）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十

一条第四項第三号に掲げる行為
第五十四条の二十三第一項第四号の二、第八号及び第九号中「（定義）」を削る。

第八十五条の三中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く」に改める。

第八十九条第一項中「第二十九条」の下に「（資産の国内保有）」を加え、同条第五項中「内閣総理大臣の告示」を削り、同条第六項中「第五十二条の三十七第一項」の下に「（許可の申請）」を加え、同条第七項中「内閣総理大臣の告示」を削り、同条第八項中「を除く」を「（会員名簿の縦覧等）を除く」に、「中「前条」を「（登録の申請）中「前条」に改め、「第五十二条の六十一の四第一項」の下に「（登録の実施）」を、「第五十二条の六十一の五第一項第「号ハ」の下に「（登録の拒否）」を加え、「（4）又は（8）」を「（5）又は（9）」に、「同号二（8）」を「同号二（9）」に、「農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」を「金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」に、「（7）まで」を「（8）まで」に、「（4）」を「（5）」に、「（8）まで」を「（9）まで」に、「前号二（4）又は（8）」を「前号二（5）又は（9）」に改め、「第五十二条の六十一の八第一項」の下に「（利用者に対する説明等）」を、「及び第二項」の下に「（登録の取消し等）」を、「第五十二条の六十一の十八」の下に「（登録の抹消）」を、「第五十二条の六十一の二十五第二項」の下に「（秘密保持義務等）」を、「第五十二条の六十一の二十六」の下に「（定款の必要的記載事項）」を加え、同条第九項中「内閣総理大臣の告示」を削り、同条第十項中「第五十二条の六十三第一項」の下に「（指定の申請）」を加え、「中「この」を「（指定紛争解決機関の業務）」中「この」に改め、「第五十二条の六十六」の下に「（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）」を、「第

五十二条の七十四第二項」の下に「（時効の完成猶予）」を、「第五十二条の七十九第一号」の下に「（手続実施基本契約の締結等の届出）」を、「第五十二条の八十二第二項第一号」の下に「（業務改善命令）」を、「第五十二条の八十三第三項」の下に「（紛争解決等業務の休廃止）」を加え、「中「を」を「（指定の取消し等）」中「」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）
第七条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第三号中「第二十八条第八項（定義）」を「第二十八条第八項（通則）」に改め、同項第四号中「（定義）」を削り、同号の次の一号を加える。

四の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行う業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十三条の二第一項第五号の二中「（定義）」を削り、同項第七号中「（定義等）」を削り、同項第九号及び第十号中「（定義）」を削り、同項第十二号の二中「（銀行等による議決権の取得等の制限）」を削り、同条第三項中「又は第四百四十八条第一項」を「（振替機関の超過記載又は記録に係

る義務の不履行の場合における取扱い）又は第四百四十八条第二項（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）に改め、同条第四項第八号イ中（兼営の認可）を削り、同条第九項中（銀行等による議決権の取得等の制限）を削る。

第十六条の四第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第十三条の二第二項第四号の二に掲げる会社

第十六条の四第一項第十一号の二及び第六項中（銀行持株会社等による議決権の取得等の制限）を削る。

第十六条の七中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第八条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の五第一項第二号中「第二十八条第八項（定義）」を「第二十八条第八項（通則）」に改め、同項第三号中（定義）を削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十条 金融サービスの提供に関する法律第十四条 金融サービスの提供に関する法律第十四条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ

又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十五条第四項第三号に掲げる行為

一条第四項第三号に掲げる行為

第五十八条の五第一項第四号の二及び第二項第二号中（定義）を削る。

第八十九条の四中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く」に改める。

第九十四条第三項中（内閣総理大臣の告示）を削り、同条第四項中「第五十二条の三十七第一項」の下に「許可の申請」を、「第五十二条の四十三」の下に「分別管理」を、「第五十二条の四十四第一項第二号」の下に「顧客に対する説明等」を加え、同条第五項中（内閣総理大臣の告示）を削り、同条第六項中「を除く」を「（会員名簿の縦覧等）を除く」に、「中」「前条」を「登録の申請」「中」「前条」に改め、「第五十二条の六十一の四第一項」の下に「登録の実施」を、「第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ」の下に「登録の拒否」を加え、「（5）又は（8）」を「（6）又は（9）」に、「同号二（8）」を「同号二（9）」に、「農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」を「金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」に、「（7）まで」を「（8）まで」に、「（5）の」を「（6）の」に、「（8）まで」を「（9）まで」に、「前号二（5）又は（8）」を「前号二（6）又は（9）」に改め、「第五十二条の六十一の八第一項」の下に「利用者に対する説明等」を、「及び第二項」の下に「登録の取消し等」を、「第五十二条の六十一の十八」の下に「登録の抹消」を、「第五十二条の六十一の二十六」の下に「定款の必要的記載事項」を加え、同条第七項中（内閣総理大臣の告示）を削り、同条第八項中「第五十二条の六十三第一項」の下に「指定の申請」を加え、「中」「この」を「（指定紛争解

決機関の業務）中「この」に改め、「第五十二条の六十六」の下に「（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）」を、「第五十二条の七十四第二項」の下に「（時効の完成猶予）」を、「第五十二条の七十九第一号」の下に「（手続実施基本契約の締結等の届出）」を、「第五十二条の八十二第二項第一号」の下に「（業務改善命令）」を、「第五十二条の八十三第三項」の下に「（紛争解決等業務の休廃止）」を加え、「中」「を」「指定の取消し等」中「」に改める。

（銀行法の一部改正）

第九条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項第四号中「同条第十一項（定義）」を「同条第十一項」に改め、同号イ及びロ中「（定義）」を削り、同号ハ中「（通則）」を削り、同号ニ中「（定義）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

四の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行う業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十条 金融サービスの提供に関する法律第十四条 金融サービスの提供に関する法律第十四条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ

又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十五条第四項第三号に掲げる行為

一条第四項第三号に掲げる行為

第十六条の二第二項第九号及び第十号中（定義）を削り、同条第二項第八号イ中（兼営の認可）を削る。

第五十二条の二十三第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第十六条の二第二項第四号の二に掲げる会社

第五十二条の五十二第一号中「させたとき」を「させたとき、に」とし、「とき」を「とき」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「とき」を「とき」に改め、同条に次の一号を加える。

六

金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（預金等媒介業務（同法第十一条第二項（定義）に規定する預金等媒介業務をいう。以下この号及び第五十二条の六十一第一項において同じ。）の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項（変更登録等）の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき 当該登録又は変更登録を受けた者

第五十二条の六十一第一項中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く」に改める。

第五十二条の六十一の五第一項第一号ニ（8）中「労働金庫法」の下に「金融サービスの提供に関する法律」を加え、「（7）まで」を「（8）まで」に改め、同号ニ（8）を同号ニ（9）とし、同号ニ（1）から（7）までを同号ニ（2）から（8）までとし、同号ニに（1）として次のように加える。

（1） 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第二項（監督上の処分）の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

令

第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ中「労働金庫法」の下に「金融サービスの提供に関する法律」を加え、同項第二号ロ（5）中「（8）まで」を「（9）まで」に改める。

（貸金業法の一部改正）

第十条 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二

号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「又は」を「若しくは」に、「その」を「又は金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第三十八条第一項(第二号から第四号までを除く。)の規定により同法第十二条の登録(貸金業貸付媒介業務(同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十条第一項第六号及び第二十四条の二十七第一項第三号において同じ。)の種別に係るものに限る。))を取り消され、その」に改め、同項第五号中「昭和四十七年法律第百二号」若しくは「を(昭和四十七年法律第百二号)」に、「の規定(同法第三十二条の三第七項)を(第三十二条の三第七項)に、「の規定を除く。」「を(を除く。若しくは金融サービスの提供に関する法律の規定)に改める。

第十条第一項に次の一号を加える。

六 金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録(貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。又は同法第十六条第一項の変更登録(貸金業貸付媒介業務の種別の追加に係るものに限る。))を受けた場合 当該登録又は変更登録を受けた者

第二十四条の二十七第一項第三号中「又は第二十四条の六の六第一項」を「若しくは第二十四条の六の六第一項」に、「その」を「又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号から第四号までを除く。))の規定により同法第十二条の登録(貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。))を取り消され、その」に改め、同項第五号中「若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法)を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(」に、「の規定を除く。))を(を除く。若しくは金融サービスの提供に関する法律の規定)に改める。

第三十七条第一項中「貸金業者」の下に「又は貸金業に類するものとして内閣府令で定める業務を行う者」を加え、同条第二項中「すべて

て」を「全て」に改める。

(保険業法の一部改正)

第十一条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項第六号中「同条第十一項(定義)を「同条第十一項」に改め、同号イ及びロ中「(定義)を削り、同号ハ中「(通則)を削り、同号ニ中「(定義)を削り、同号の次に次の一号を加える。

六の二 金融サービスの仲介業者(金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一条第六項(定義)に規定する金融サービスの仲介業者をいう。次編及び第三百九条第一項第六号において同じ。))のうち、有価証券等仲介業務(同法第十一条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。))のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むものの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為(前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。))

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第三号に掲げる行為

一条第四項第二項第八号イ中「(兼営の認可)」を削る。

第二百七十一条の二十二第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第六十六条第一項第六号の二に掲げる会社

第二百七十二条の四第一項第七号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。)(監督上の処分)の規定によ

り同法第十二条(登録)の登録(保険媒介業務(同法第十一条第三項(定義)に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。))の種別に係るものに限る。))を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改め、同項第八号中「又はこれら」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第十号ハ及びニ中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。))の規定により同法第十二条の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。))を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改め、同号ホ中「代表者」を「代表者若しくは」に、「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第二百七十二条の三十三第一項第一号ハ(1)中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。)(監督上の処分)の規定により同法第十二条(登録)の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。))を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第二百七十九条第一項第三号中「又はこれ」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第四号中「の登録を」を「の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。)(監督上の処分)の規定により同法第十二条(登録)の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。))を」に、「法律」を「法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改め、同項第六号中「保険募集」の下に「又は保険媒介業務」を加え、同項第七号中「又は」を「若しくは」に改

め、「使用人」の下に「又は金融サービスの仲介業者(保険媒介業務を行う者に限る。第十一号ロにおいて同じ。))の役員若しくは保険契約の締結の媒介を行う使用人」を加え、同項第八号中「又は次号」を「次号又は第十一号ロ」に改め、同項第十号中「第七号」の下に「又は次号ロ」を加え、同項第十一号中「第七号」を「次のいずれか」に改め、同号に次のように加える。

イ 第七号に該当する者

ロ 金融サービスの仲介業者

第二百八十条第一項各号中「とき」を「とき」に改め、同項に次の一号を加える。

七 金融サービスの提供に関する法律第十二条(登録)の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。又は同法第十六条第一項(変更登録等)の変更登録(保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。))を受けたとき 当該登録又は変更登録を受けた者

第二百八十条第三項中「第六号」を「第七号」に改める。

第二百八十九条第一項第三号中「又はこれ」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第四号中「の登録を」を「の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。)(監督上の処分)の規定により同法第十二条(登録)の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。))を」に、「法律」を「法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改め、同項第六号中「保険募集」の下に「又は保険媒介業務」を加え、同項第七号中「又は」を「若しくは」に改め、「限る。」の下に「又は金融サービスの仲介業者(保険媒介業務を行う者に限る。第九号ハにおいて同じ。))の役員若しくは保険契約の締結の媒介を行う使用人」を加え、同項第八号中「前各号」の下に「又は次号ハ」を加え、同項第九号に次のように加える。

ハ 金融サービス仲介業者

第二百九十条第一項各号中「とき。」を「とき」に改め、同項に次の一号を加える。

七 金融サービスの提供に関する法律第十二

条（登録）の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項（変更登録等）の変更登録（保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき 当該登録又は変更登録を受けた者

第二百九十条第三項中「第六号」を「第七号」に改める。

第三百九条第一項第六号中「又は保険仲立人」を「若しくは保険仲立人又は金融サービス仲介業者（保険媒介業務を行う者に限る。）」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第十二条 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第三項第五号中「同法第二条第十二項に規定する」を削り、「金融商品仲介業者」の下に「（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第七十二条第一項第三号の二において同じ。）を行う者に限る。）を加え、同条第六項第一号ト中「すべて」を「全て」に改める。

第七十二条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの
イ 金融サービスの提供に関する法律第十

一条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供に関する法律第十条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十

一条第四項第三号に掲げる行為

第九十五条の三第一項中「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者を除く」に改める。

第九十五条の五の十第二項中「(6)又は(8)」を「(7)又は(9)」に、「同号二(8)」を「同号二(9)」に、「農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」を「金融サービスの提供に関する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」に、「(7)まで」を「(8)まで」に、「(6)」を「(7)」に、「(8)まで」を「(9)まで」に、「前号二(6)又は(8)」を「前号二(7)又は(9)」に改める。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）
第十三条 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項第七号中「同法第二条第十二項に規定する」を削り、「金融商品仲介業者」の下に「（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第三十九条第一項第二号の二において同じ。）を行う者に限る。）を加え、同条第六項第一号ト中「すべて」を「全て」に改める。

第三十九条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 金融サービスの提供に関する法律第

十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十二条第四項第一号に掲げる行為
ロ 金融サービスの提供に関する法律第十二条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ 金融サービスの提供に関する法律第十二条第四項第三号に掲げる行為
第六十条の六第一項第一号ホ中「銀行法」の下に「金融サービスの提供に関する法律」を加える。

（資金決済に関する法律の一部改正）
第十四条 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「一・第二条の二」に、「情報の提供、発行保証金の供託その他の義務」を「業務」に、「第二十一条の二」を「第二十一条の三」に、「第三十七条」を「第三十六条の二」に、「第五十一条の二」を「第五十一条の四」に、「第五十九条」を「第五十八条の二」に改める。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（定義）」を付し、同条第一項中「次条第六項」を「第三条第六項」に改め、同条第二項中「（少額の取引として政令で定めるものに限る。）」を削り、同条第十五項中「第五十一条の二」を「第五十一条の四」に改め、第一章同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 金銭債権を有する者（以下この条において「受取人」という。）からの委託、受取人からの金銭債権の譲受けその他これらに

類する方法により、当該金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）その他これに類する方法により支払を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人に当該資金を移動させる行為（当該資金を当該受取人に交付することにより移動させる行為を除く。）であつて、受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であることその他の内閣府令で定める要件を満たすものは、為替取引に該当するものとする。

第五条第一項第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所
第八条第一項第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所
第二章第四節の節名を次のように改める。

第四節 業務
第十三条の見出しを「（利用者の保護等に関する措置）」に改め、同条第二項中「及び第五号」を削り、同条に次の一項を加える。

3 前払式支払手段発行者は、第一項に規定するもののほか、内閣府令で定めるところにより、前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第十六条第一項中「内閣総理大臣の承認を受けた」を「その旨を内閣総理大臣に届け出た」

に改める。

第二章第四節中第二十一条の二を第二十一条の三とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

（委託先に対する指導）

第二十一条の二 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行の業務の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第二十五条中「運営に関し、前払式支払手段の利用者の利益を害する事実」を「健全かつ適切な運営を確保するために必要」に、「利用者の利益の保護のために必要」を「必要の」に、「当該業務の運営の改善に」を「業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上」に改める。

第三十条第二項中「者は」の下に、「内閣府令で定めるところにより」を加え、同項第四号中「第十号」を「第十一号」に改める。

第三第一章第一節中第三十七条の前に次の一条を加える。

（定義）

第三十六条の二 この章において「第一種資金移動業」とは、資金移動業のうち、第二種資金移動業及び第三種資金移動業以外のものをいう。

2 この章において「第二種資金移動業」とは、資金移動業のうち、少額として政令で定める額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むこと（第三種資金移動業を除く。）をいう。

3 この章において「第三種資金移動業」とは、資金移動業のうち、特に少額として政令で定める額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むことをいう。

第三十八条第一項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 資金移動業の種別（第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業の種別をいう。以下この章において同じ。）

第四十条の次に次の一条を加える。

（業務実施計画の認可）

第四十条の二 資金移動業者は、第一種資金移動業を営もうとするときは、次に掲げる事項を記載した業務実施計画を定め、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

一 為替取引により移動させる資金の額の上

限額を定める場合にあつては、当該上限額

二 為替取引を行うために使用する電子情報

処理組織の管理の方法

三 その他内閣府令で定める事項

2 資金移動業者は、前項に規定する内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、その必要の限度において、第一項の認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

第四十一条の見出しを「（変更登録等）」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「変更」の下に「（特定業務内容等の変更を除き、同項第七号に掲げる事項の変更にあつては、一の種別の資金移動業の全部を廃止したことによるものに限る。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

資金移動業者は、第三十八条第一項第七号に掲げる事項の変更（新たな種別の資金移動業を営もうとすることによるものに限る。）を

しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。

2 第三十八条から第四十条までの規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第三十八条第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、同条第二項中「第四十条第一項各号」とあるのは「第四十条第一項各号（第一号、第二号及び第六号から第十号までを除く。）」と、第三十九条第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、第四十条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第二号及び第六号から第十号までを除く。）」と読み替えるものとする。

3 資金移動業者は、第三十八条第一項第八号に掲げる事項の変更のうち資金移動業の利用者の保護に欠け、又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれ大きいものとして内閣府令で定める変更（次項において「特定業務内容等の変更」という。）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第四十三条第一項中「一月を超えない範囲内で内閣府令で定める期間ごとに、当該期間における要履行保証額の最高額（第四十七条第一号において「要供託額」という。）以上の額に相当する額の履行保証金を、当該期間の末日（同号において「基準日」という。）から一週間以内

に」、「を」の各号に掲げる資金移動業の種別に応じ、当該各号に定めるところにより、資金移動業の種別ごとに履行保証金を」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一種資金移動業 各営業日における第一種資金移動業に係る要履行保証額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該各営業日から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業者が定める期間内に供託すること。

二 第二種資金移動業又は第三種資金移動業 一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間ごとに、当該期間内における第二種資金移動業又は第三種資金移動業に係る要履行保証額の最高額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該期間の末日（第四十五条の二第四項及び第五項並びに第四十七条第一号において「基準日」という。）から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間内に供託すること。

第四十三条第二項中「前項」を「前項各号」に改め、「とは、」の下に「資金移動業の種別」との」を加え、「その合計額が小規模な資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務の履行を確保するために必要な額として政令で定める額以下である場合には、当該政令で定める額」を「第四十五条の二第一項の規定の適用を受けている資金移動業者が営む第三種資金移動業にあつては、第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額から当該各営業日における未達債務の額に同項に規定する預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額と第五十九条第一項の権利の実行の手續に関する費用の額として内閣府令で定めるところにより算出した額の合計額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該合計額が小規模な資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務の履行を確保するために必要な額として政令で定める額以下である場合には、当該政令で定める額とする。

第四十四条中「より、」の下に「その営む資金移動業の種別ごとに」を、「つき、」の下に「当該種別の資金移動業に係る」を加える。

第四十五条第一項中「資金移動業者が」を「資金移動業者は」に改め、「で、」の下に「その営む資金移動業の種別ごとに」を加え、「内閣

総理大臣の承認を受けた場合において、当該資金移動業者の各営業日において当該履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額が、その直前の営業日における要履行保証額（第四十三条第二項に規定する要履行保証額をいう。以下この章において同じ。）以上の額であるときは、同条第一項の規定は、適用しない」を「その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該履行保証金信託契約に基づき信託財産が信託されている間、当該信託財産の額につき、当該種別の資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる」に改め、同条第二項第一号中「（以下この条において「信託契約資金移動業者」という。）を削り、「為替取引」の下に「（当該履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係るものに限る。）」を加え、同項中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、同条第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（預貯金等による管理）

第四十五条の二 資金移動業者（第三種資金移動業を営む者に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出したときは、第一号に掲げる日以後、第三種資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。この場合において、当該資金移動業者は、第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額に第二号に掲げる割合（当該割合を変更したときは、その変更後のもの。以下この条及び第五十九条第一項において「預貯金等管理割合」という。）を乗じて得た額以上の額に相当する額の金銭を第一号に規定する預貯金等管理方法により管理しなければならない。

一 第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額の全部又は一部に相当する額の金銭を、銀行等に対する預貯金（この項の規定により管理しなければならない）も

のとされている金銭であることがその預貯金口座の名義により明らかなものに限る。）により管理する方法その他の内閣府令で定める方法（以下この条及び第五十三条第二項第二号において「預貯金等管理方法」という。）により管理することを開始する日

二 第三種資金移動業に係る未達債務の額のうち預貯金等管理方法により管理する額の当該未達債務の額に対する割合

三 その他内閣府令で定める事項

2 前項の規定の適用を受けている資金移動業者は、預貯金等管理方法による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第五十三条第三項第二号において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。

3 第一項の規定の適用を受けている資金移動業者は、預貯金等管理割合その他内閣府令で定める事項の変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該変更を行う日その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 預貯金等管理割合を引き下げる変更は、前項の届出書に記載された当該変更を行う日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び前条第一項に規定する信託財産の額の合計額が、当該日の直前の基準日における第三種資金移動業に係る要供託額（第一項の規定の適用を受けている資金移動業者が当該変更をする場合にその営む第三種資金移動業について第四十三条第一項の規定により供託しなければならないこととなる履行保証金の額をいう。）以上である場合に限る。行うことができる。

5 第一項の規定の適用を受けている資金移動業者は、内閣府令で定めるところにより、同

項の規定の適用を受けることをやめる日（以下この項において「預貯金等管理終了日」という。）その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出して、第一項の規定の適用を受けることをやめることができる。ただし、預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び前条第一項に規定する信託財産の額の合計額が、当該預貯金等管理終了日の直前の基準日における第三種資金移動業に係る要供託額（当該資金移動業者が第一項の規定の適用を受けることをやめる場合にその営む第三種資金移動業について第四十三条第一項の規定により供託しなければならないこととなる履行保証金の額をいう。）を下回るときは、この限りでない。

第四十七条の見出し中「等」を削り、同条中「履行保証金は」を「一の種別の資金移動業に係る履行保証金は」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 直前の基準日（第一種資金移動業にあつては、各営業日）における要供託額（資金移動業者が第四十三条第一項の規定により供託しなければならない履行保証金の額をいう。）が、当該基準日における履行保証金の額、保全金額及び第四十五条第一項に規定する信託財産の額の合計額を下回るとき。

第五十一条中「提供」の下に、「利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがない」と認められるものを保有しないための措置」を加える。

第三章第二節第五十一条の二を第五十一条の四とし、第五十一条の次に次の二条を加える。

（第一種資金移動業に関し負担する債務の制限）

第五十一条の二 資金移動業者（第一種資金移動業を営む者に限る。次項において同じ。）

は、第一種資金移動業の各利用者に対し、移動する資金の額、資金を移動する日その他の内閣府令で定める事項が明らかでない為替取引（第一種資金移動業に係るものに限る。同項において同じ。）に関する債務を負担してはならない。

2 資金移動業者は、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間その他の内閣府令で定める期間を超えて為替取引に関する債務を負担してはならない。

（第三種資金移動業に関し負担する債務の額の制限）

第五十一条の三 資金移動業者（第三種資金移動業を営む者に限る。）は、第三種資金移動業の各利用者に対し、政令で定める額を超える額の債務（第三種資金移動業に係る為替取引に關し負担する債務に限る。）を負担してはならない。

第五十三条第二項中「期間」の下に「第二号において単に「期間」という。）」を加え、「未達債務の額及び履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約に関する」を「次の各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる者以外の資金移動業者 未達債務の額及び履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約に関する報告書

二 直前の期間において第四十五条の二第一項の規定の適用を受けていた資金移動業者 前号に定める報告書及び第三種資金移動業に係る預貯金等管理方法による管理の状況に関する報告書

第五十三条第三項中「財務に関する書類その他の内閣府令で」を「次の各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に掲げる者 財務に関する書

類その他の内閣府令で定める書類
二 前項第二号に掲げる者 財務に関する書類、当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類

第五十六条第一項第二号中「登録」の下に「又は第四十一条第一項の変更登録」を加え、同項第三号中「命令又は」を「命令」に改め、「処分」の下に「又は認可に付した条件」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十条の二第二項の認可を受けた業務実施計画によらないで第一種資金移動業を営んだとき。

第三章第四節中第五十九条の前に次の一条を加える。

(履行保証金の供託等に係る特例)

第五十八条の二 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者であつて、その営む資金移動業の種別の全部又は一部について第四十三条第一項の規定による履行保証金の供託に係る当該資金移動業の種別ごとの算定期間、基準日等及び供託期限が同一である者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出したときは、第一号に掲げる日(次項において「特例適用開始日」という。)以後、第二号に掲げる資金移動業の種別(以下この項及び次項において「特例対象資金移動業」という。)について一括供託をすることができる。この場合における特例対象資金移動業についての同条第一項及び第二項、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項第一号、第四十七条並びに次条第一項の規定の適用については、第四十三条第一項中「資金移動業の種別」とに「履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該資金移動業者が営む資金移動業に係る要履行保証額の総額が、小規模な資金移動

業者がその行う為替取引に関し負担する債務の履行を確保するために必要な額として政令で定める額以下である場合には、当該政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を、その本店の最寄りの供託所に供託しななければならない」と、同条第二項中「をいう。」

ただし、当該合計額が小規模な資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務の履行を確保するために必要な額として政令で定める額以下である場合には、当該政令で定める額とする」とあるのは「をいう」と、第四十四条中「その営む資金移動業の種別」とに「履行保証金保全契約」とあるのは「履行保証金保全契約」と、「当該種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、第四十五条第一項中「その営む資金移動業の種別」とに「履行保証金信託契約」とあるのは「履行保証金信託契約」と、「当該種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、同号中「為替取引(当該履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係るものに限り。）」とあるのは「為替取引」と、第四十七条中「一の種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、同条第一号中「第四十三条第一項」とあるのは「第四十三条第一項本文」と、次条第一項中「営む一の種別の資金移動業に係る」とあるのは「行う」と、「当該種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

一 一括供託を開始する日

二 一括供託をする二以上の資金移動業の種別(算定期間、基準日等及び供託期限が同一であるものに限り。)

三 その他内閣府令で定める事項

2 前項の届出書を提出した資金移動業者が特例適用開始日において第四十三条第一項の規定によりその営む特例対象資金移動業ごとに

供託していた履行保証金については、当該資金移動業者が前項の規定により読み替えて適用する第四十三条第一項の規定により供託した履行保証金とみなす。

3 第一項の届出書を提出した資金移動業者が、内閣府令で定めるところにより、一括供託をやめる資金移動業の種別(以下この項及び次項において「特例適用終了資金移動業」という。)、特例適用終了資金移動業について一括供託をやめる日(以下この項及び次項において「特例適用終了日」という。)その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出したときは、特例適用終了日以後、当該特例適用終了資金移動業については、第一項の規定は、適用しない。

4 前項の届出書を提出した資金移動業者が特例適用終了日において第一項の規定により読み替えて適用する第四十三条第一項の規定により供託していた履行保証金(第二項の規定により、第一項の規定により読み替えて適用する第四十三条第一項の規定により供託したとみなされた履行保証金を含む)について、特例適用終了日の直前の基準日等における特例適用終了資金移動業ごとの要供託額(当該資金移動業者が特例適用終了資金移動業について一括供託をやめる場合に当該特例適用終了資金移動業ごとに第四十三条第一項の規定により供託しなければならないこととなる履行保証金の額をいう。)に応じて、内閣府令で定めるところにより、その営む特例適用終了資金移動業ごとに供託した履行保証金とみなす。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 算定期間 第一種資金移動業にあつては一営業日を、第二種資金移動業又は第三種資金移動業にあつては第四十三条第一項第二号に規定する一週間以内で資金移動業の

種別ごとに資金移動業者が定める期間をいう。

二 基準日等 第一種資金移動業にあつては各営業日を、第二種資金移動業又は第三種資金移動業にあつては第四十三条第一項第二号に規定する基準日をいう。

三 供託期限 第一種資金移動業にあつては第四十三条第一項第一号に規定する各営業日から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業者が定める期間の末日を、第二種資金移動業又は第三種資金移動業にあつては同項第二号に規定する基準日から一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間の末日をいう。

四 一括供託 同一の手続により一括して行う履行保証金の供託をいう。

第五十九条第一項中「行う」を「営む一の種別の資金移動業に係る」に改め、「は」の下に「当該種別の資金移動業に係る」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四十五条の二第二項の規定の適用を受けている資金移動業者がその行う為替取引(第三種資金移動業に係るものに限り。))に関し負担する債務に係る債権者は、当該債務に係る債権については、当該債権の額から当該債権の額に預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額を限度として、当該権利を有するものとする。

第六十二条に次の一項を加える。

2 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者について、第四十一条第五項の規定により一の種別の資金移動業の全部の廃止による資金移動業の種別の変更が資金移動業者登録簿に登録されたときは、当該資金移動業者は、廃止した種別の資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお当該種別の資金移動業を営む資金移動業者として第三十七条の

登録を受けているものとみなす。

第六十三条の十一第三項中（昭和二十三年法律第百三十三号）を削る。

第六十三条の十一の二第一項中、「第六十三條の十九の二第一項及び第百八条第三号」を「及び第六十三條の十九の二第一項」に改める。

第九十条第一項中「及び第五号」を削り、「掲げる事項」の下に「その他内閣府令で定める事項」を加える。

第百七条第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「登録」の下に「又は第四十一条第一項の変更登録」を加え、同条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十一条第一項の変更登録を受けないで新たな種別の資金移動業を営んだ者

第百八条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「履行保証暗号資産」の下に（同項に規定する履行保証暗号資産をいう。以下この号において同じ。）を加え、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第四十条の二第一項の認可を受けないで第三十六条の二第一項に規定する第一種資金移動業を営んだ者

第百九条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十五条の二第一項後段の規定に違反して、同項第一号に規定する預貯金等管理方法による管理を行わなかった者

第百十二条第二号中「第三十八条第一項」の下に（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）を加え、「同条第二項の規定による添付書類又は」を「第三十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による添付書類又は」に改める。

第百十四条第一号中「第四十一条第一項」を「第四十条の二第二項、第四十一条第三項若しくは第四項」に改める。

第百十五条第二項第一号中「第六号」を「第一号及び第七号」に改め、同項第四号中「第百八条第六号」を「第百八条第一号若しくは第七号」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十七条の規定 公布の日

二 第三条中金融商品取引法第百五十六条の六十三から第百五十六条の七十六までの改正規定、同法第百五十六条の七十四第一項第一号の改正規定、同法第百五十六条の七十五の改正規定、同法第百九十八条の六の改正規定及び同法第二百八条第二十六号の二の改正規定並びに第十四条の規定並びに附則第三条から第十六条まで、第二十条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十九号の改正規定に限る。）、第二十一条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十二の項の改正規定に限る。）、第二十五条（金融庁設置法（平成十年法律第三十号）第四条第一項第三号ナの改正規定に限る。）及び第二十六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（金融サービス仲介業者及び認定金融サービス仲介業協会に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に金融サービス仲介業者という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いている者については、第一条の規定による改正後の金融サービスの提供に関する法律（次項において「金融サービス提供法」という。）第十九条の規定は、

この法律の施行後六月間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にその名称又は商号中に、認定金融サービス仲介業協会又は認定金融サービス仲介業協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、金融サービス提供法第四十二条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（資金決済に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第十四条の規定による改正前の資金決済に関する法律（以下「旧資金決済法」という。）

第五条第一項の届出書を提出している自家型発行者（資金決済に関する法律第三十六項に規定する自家型発行者をいう。）は、第十四条の規定による改正後の資金決済に関する法律（以下「新資金決済法」という。）第五条第一項の届出書を提出したものとみなす。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にされた、資金決済に関する法律第七条の登録の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、登録をすることがどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資金決済法第十六条第一項の承認を受けている者は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）に新資金決済法第十六条第一項の届出をしたものとみなす。

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資金決済法第三十条第二項の届出書を提出している者は、新資金決済法第三十条第二項の届出書を提出したものとみなす。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けている者（次条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十七条の登録を受けた者を含む。）は、第二種資金移動業（新資

金決済法第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業をいう。以下同じ。）を営む資金移動業者（資金決済に関する法律第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。附則第十三条において同じ。）として同法第三十七条の登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし登録第二種業者」という。）は、内閣府令で定める期間内に新資金決済法第三十八条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新資金決済法第三十八条第一項各号に掲げる事項を資金移動業者登録簿に登録するものとする。

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にされた、資金決済に関する法律第三十七条の登録の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、登録をすることがどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第九条 みなし登録第二種業者が営む第二種資金移動業については、新資金決済法第四十三条から第四十五条まで、第四十七条及び第五十八条の二の規定は、第二号施行日の直前の旧資金決済法第四十三条第一項に規定する基準日の翌日から起算して一週間を経過する日から適用し、同日前におけるみなし登録第二種業者が営む第二種資金移動業に係る履行保証金の供託については、なお従前の例による。

第十条 みなし登録第二種業者が旧資金決済法第四十三条第一項（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により供託した履行保証金は、新資金決済法第四十三条第一項の規定により供託した第二種資金移動業に係る履行保証金とみなす。

業についての新資金決済法第四十三条第一項第二号の規定の適用については、第二号施行日において、同号に規定する一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間を一週間と、同号に規定する一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間を当該内閣府令で定める期間と同一の期間と、それぞれ定めたとのみなす。

第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に締結されている旧資金決済法第四十四条に規定する履行保証金保全契約は、新資金決済法第四十四条に規定する履行保証金保全契約（第二種資金移動業に係るものに限る。）とみなす。

第十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に締結されている旧資金決済法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約は、新資金決済法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約（第二種資金移動業に係るものに限る。）とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資金決済法第四十五条第一項の承認を受けているみなし登録第二種業者は、その営む第二種資金移動業に関し、第二号施行日に新資金決済法第四十五条第一項の届出をしたものとみなす。

3 前項の規定により新資金決済法第四十五条第一項の届出をしたものとみなされるみなし登録第二種業者（次項において「信託契約みなし登録第二種業者」という。）が営む第二種資金移動業についての新資金決済法第四十三条第一項第二号の規定の適用については、附則第十条第二項の規定にかかわらず、第二号施行日において、同号に規定する一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間及び同号に規定する一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間を、それぞれ一営業日と定めたものとみなす。

ものとみなす。

4 信託契約みなし登録第二種業者については、附則第九条の規定は、適用しない。

第十三条 旧資金決済法第六十二条の規定により資金移動業者とみなされていた者は、その行う為替取引に関し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、第二種資金移動業のみを営む資金移動業者とみなして、新資金決済法の規定を適用する。

第十四条 附則第七条第二項の書類の提出をせず、又は虚偽の記載をして提出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人（人格のない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

3 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第十五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした旧資金決済法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新資金決済法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新資金決済法の相当の規定によつてしたものとみなす。

（権限の委任）
第十六条 内閣総理大臣は、附則第七条第二項及び第三項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は

は財務支局長に委任することができる。

（商品先物取引法の一部改正）

第十七条 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二百二十条の三の見出しを「（金融サービス
の提供に関する法律の準用）」に改め、同条中「金融商品の販売等に関する法律」を「金融サービスの提供に関する法律」に、「第六条から第九条まで」を「第七条から第十条まで」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条」を「第八条」に、「第九条第二項第一号」を「第十条第二項第一号」に改める。

第二百四十条の十九の見出しを「（金融サービスの提供に関する法律の準用）」に改め、同条中「金融商品の販売等に関する法律」を「金融サービスの提供に関する法律」に、「第六条から第十条まで」を「第七条から第十条まで」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条」を「第八条」に、「第九条第二項第一号」を「第十条第二項第一号」に改める。

第三百七十三条第一号中「金融商品の販売等に関する法律」を「金融サービスの提供に関する法律」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）
第十八条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

のように改正する。

第九十八条第五号中「会社法」を「金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百号、会社法）」に改める。

第一百条第五号中「（若しくは）」を「（若しくは）」に改め、「同じ」の下に「若しくは金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同条第四項に規定する有価証券等仲介業務を行う者に限る。以下この号において同じ）」を加え、「又は」を「若しくは金融サービス仲介業者又は」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）
第十九条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五十条の二の四中「（いう。又は）」を「（いう。）」に、「である」を「又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同条第四項に規定する有価証券等仲介業務の種別に係る同法第十二条の登録を受けているものに限る。）である」に改める。

（登録免許税法の一部改正）
第二十号 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第四十八号を次のように改める。

四十 金融サービス仲介業者の登録又は認定金融サービス仲介業協会の認定		
四十 金融サービス仲介業者の登録又は認定金融サービス仲介業協会の認定	（一）金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百号）第十二条（登録）の金融サービス仲介業者の登録	登録件数 一件につき九万円
	（二）金融サービスの提供に関する法律第十六条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第十三条第一項第四号（登録の申請）の業務の種類の増加に係るものに限る。）	登録件数 一件につき九万円
	（三）金融サービスの提供に関する法律第四十条（認定金融サービス仲介業協会の認定）の認定金融サービス仲介業協会の認定	認定件数 一件につき十五万円

別表第一第四十九号(五)を同号(六)とし、同号(四)を同号(五)とし、同号(三)を同号(四)とし、同号(二)の次のように加える。

(三) 資金決済に関する法律第四十一条第一項(変更登録等)の変更登録	登録件数	一件につき十五万円
------------------------------------	------	-----------

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十一条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の項中「第四十一条第一項」を「第四十一条第四項」に改め、同項の次に次のように加える。

十二の二 金融庁又は財務省	金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)による同法第十二条の登録、同法第十六条第三項の届出、同法第四十条の認定、同法第七十五条第一項の登録又は同法第七十七条において準用する金融商品取引法第六十四条の四の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
---------------	---

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第二十二條 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表中第五十八号を第五十九号とし、第四十八号から第五十七号までを一号ずつ繰り下げ、第四十七号の次に次の一号を加える。

四十八 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第四章に規定する罪

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第二十三條 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第五号中「信託業法」を「金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)、信託業法」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第二十四條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二中第三十七号を第三十八号とし、第三十一号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第八十八条第四号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

(金融庁設置法の一部改正)

第二十五条 金融庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「アまで」を「キまで」に改め、同項第三号ナ中「第百五十六条の六十四第三項」を「第百五十六条の六十三第一項」に改め、同号に次のように加える。

サ 金融サービス仲介業を行う者
キ 認定金融サービス仲介業協会

第八条中「資産の流動化に関する法律」の下に「金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)」を加える。

第二十條第一項中「資産の流動化に関する法律」の下に「金融サービスの提供に関する法律」を加える。
(罰則に関する経過措置)
第二十六條 附則第一条第二号に掲げる規定の施

行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第二十七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第二十八條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。